

532

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5

始



532-8

文學士本多淺治郎著

最新日本歷史

大正
13. 12. 29
發行

東京 金利芳流堂

最新日本歴史序

萬有は複雑であるが、その複雑の中に法則が行はれて居て、統一がある。統一のない複雑は混亂であり、複雑のない統一は單調である。複雑で、而かも、統一、この二つが揃つて、よく、萬有の妙をなし、宇宙の大をなして居る。唯々、自然界ばかりでなく、人間の知能、人間の手藝で製作するものも、同じことで、文藝にしても、美術にしても、詩歌、演劇、繪畫、音楽、建築、彫刻、乃至、講談、物語、演説、何れも、複雑の中に、統一があつて、始めて、奥ゆかしく、趣味ふかく、美的であり、偉的であり得るので、二者の何れに偏倚しても、堂々たる立派なものにはなり得ない。國家も、まだ、その通りで、堂々たる大國は複雑であると共に、歸一するところがなくてはならない。所謂、泰山は土壤を譲らないやうに、何物をも包容すると云ふ廣大な度量があつて、而かも、その包容するすべての物を括るところの焦點がなくてはならない。もし、歐米諸國が、有色人種を排斥するならば、その度量の狹隘なことを示すもので、自ら、大をなすことを嫌ふ譯になるのである。もし、歐洲大戰後に流行せる「民族自決」と云ふことが、文字の通りに實現されたなら、幾百千種の民族は、皆な、それ／＼、獨立して、世界は單純單調な小國家ばかりに實現されたなら、

二
りの竝立となるに違ひない。我々日本民族も、餘りに、外人を疎んじ、外來の貨物を排し、外來の思想を恐れたなら、つまり徳川氏の鎖國時代に復歸し、偏狹頑陋な小國民となつて、次第に退縮するの外なく、將來の發展など、思ひも寄らぬことになる。よく、外人に親み、外來の物品を利用し、外來の思想を研究考慮し、何物をも包容して、複雑の上に、複雑を重ねると共に、一方に於いては、焦點を明にし、歸一するところを失はないやうにしてこそ、始めて、理想的大國民となるべき望を屬することが出来るのである。

之を歴史に徴するに、苟も、大國と稱すべきもの、隆盛時代は、何れも、複雑極まる中に、よく統一するところがあつたので、昔のローマは云はずもがな、近代初期のスペインも、今に、隆運を繼續せる英國も、如何にも杉大で、幾十種の民族、言語、幾百種の信仰、思想を包含して居たにも拘らず、よく、歸一するところがあつて、統一の實を擧げたものである。而して、我國はどうかと、顧みるに、一には、太平洋上に屹立する島國で、四方に大海を廻らして、他民族、變來するのに、不便を極めた爲でもあらうが、一には、建國このかた、忠君愛國の念が國民の心底に凝結して居て、愈々と云ふ場合になると、萬難を排して、危機に臨むと云ふ具合であつたら、二千五百餘年と云ふ長い間、嘗て一度も、逆臣の非望を遂げたものなく、外敵から屈服の耻

辱を蒙つたこともなく、所謂、金甌無垢の帝國として、萬世一系の天皇を戴き、世界無類を誇つて、長夜の安眠を貪つて來た譯である。この忠君愛國の精神は、俗に所謂、大和魂、漢學者の所謂、神州の正氣、そのもので、時と場合とによつて、色々な形となつて現はれ、或は、宇佐八幡の語となり、或は元寇の撃退となり、赤坂城の苦闘ともなり、神皇正統記ともなり、大義名分、尊王攘夷、開國進取、皇室中心主義、などとなつて、いざ、危機とか、國難とか云ふ時に臨むと、鬱勃と奮起し來つて、變に應じたもので、これこそ、我國民の至寶として、萬代の後までも、大切に、保存しなければならぬものである。なぜならば、この至寶の亡くなるときは、即ち、我日本國の滅びる時と覺悟しなければならぬからである。

然し、實を云ふと、明治維新前後までの我國の歴史は餘りに單調であつた。餘りに大變化に乏しかつた。餘りに歸一の方に偏倚つて居た。統一と云ふ點に於いては、殆ど、理想的であつたやうだが、複雑と云ふ點に於いては、大に、缺乏するところがあつた。幾ら、ひいき目で見ても、大國民の資格はなかつた。もし、我々が、子孫末ながく、小國民として、満足するのなら、それでよいかも知れないが、將來、大に發展して、理想的大國民となると云ふ抱負を有するものならば、單に完全な統一ばかりを念としないで、何物をも包容して、複雑の上にも複雑を重ねなければ

ばならない。否な、我々の先輩が、既に、明治の初に、開國進取の國是を定め、その國是に基いて、孜孜努力して呉れた結果、兎も角も、我國は世界五大國の中に數へられるまでになつたのだから、そのあとを繼承する我々は、益々、奮闘して、一歩一歩、理想的大國民と云ふ目的に向つて、猛進しなければならぬ。然るに、情けないことに、我國民には、既に小成に安んずる氣分が現れて來た。餘り調子に乗り過ぎる様子が明になつて來た。國事が、次第に複雑になり行くので、その複雑に紛れ込んで、輕卒に走れる舉動や、淺薄に失する思想が見透けるようになって來た。往々、歸一するところを顧みないものが出て來るやうになつて來た。統一を危くするものが現れるようになって來た。遂には、一虎ノ門の不敬事件や、議會闖入、二重橋の爆彈事件などが突發し殊に、大地震、大火災が關東を襲つた後ち、人氣が、一層あら／＼しくなつて來た、今は、何人も眞面目にならねばならない時であらう。高く皇室中心主義を唱へねばならない時であらう。盛に大和魂を喚起せねばならない時であらう。この際、本書を發行し、特に大和魂の歌を作つて巻頭に掲げた著者の微志は、全く、北畠親房、徳川光圀のそれである。固より、文章の巧拙、記述の精粗、規模の大小、身分の尊卑には、月籠、雲泥の差があらうけれど。

大正十三年八月

牛込の寓にて 著者しるす

大和魂の歌

一

山紫に水きよく

春は萬葉の櫻咲き

秋は千五穂の稻實る

日本の國は美なるかな

二

千代に八千代に變りなく

一系の君を戴きて

億萬の民相睦む

大和魂うるはしや

三

建國遠く幾千年

四

負けしためしは更になく

勝てる事實は數知れず

大和魂いさましや

四

開國僅か數十年

西洋文化の粹を抜き

東洋進歩の梶を取る

大和魂かしこしや

五

天然の美に養はれ

祖先このかた鍛へ來し

大和魂あるかぎり

日本の前途たのもしや

132-8

最新日本歴史

目次

第一期 皇威擴張時代 (大古より紀元一三〇五年まで) 一

第一章 神代 一

天地開闢の諸神○天照大神の天石窟隠れ○素戔嗚命と神劍○大國主命の經營○大
神の詔勅と天孫の降臨○三種の神器○上代の種族○上代の衣食住○上代の風俗

第二章 神武天皇の東征 八

東征の議○東征の道程○大和の形勢○日下坂の戦○長髓彦の滅亡○御即位式○中
央政府○地方管理

第三章 西征東伐 一四

神器の遷祀○四道將軍の派遣○租稅の始○殉死 禁○熊襲第一回の反亂○熊襲第二回の反亂○日本武尊の東征○日本武尊の凱旋○結果

第四章 三韓の内附……………二〇

朝鮮南部と我國との關係○熊襲 伐○神功皇后の三韓征伐○三韓の内附○漢學の傳來○工藝の傳來

第五章 皇威の盛世 仁德、雄略、顯宗、諸天皇の治……………二五

仁德天皇の即位○仁德天皇の遷都○仁德天皇の勤儉○雄略天皇の即位○實業の獎勵○億計弘計二王の避難○顯宗天皇の治○仁賢天皇の治

第六章 國家組織の發展と大伴、物部、蘇我、諸氏……………三〇

姓氏の起原○皇神蕃別○大臣大連の始○大伴氏の盛衰○物部氏の勃興○蘇我氏の勃興○三藏

第七章 三韓の變遷……………三六

新羅の叛服○吉備出袂の反○大伴金村の失策○筑紫國造磐井の反亂○任那日本府の破滅○歸化人

第八章 佛教の傳來と蘇我、物部、兩氏の交争……………四一

佛教の傳來○佛像崇拜の可否論○佛教の再傳○兩黨の軋轢○物部氏の滅亡○馬子の大逆

第九章 聖德太子……………四七

佛教の隆盛○美術工藝の進歩○官位の始○憲法十七條○官曆の始○遣隨使の派遣○諸紀の編輯

第十章 蘇我氏の專横及滅亡……………五二

蘇我蝦夷の專横○山背大兄皇子の謙德と自殺○蝦夷入鹿父子の驕奢○中大兄王子と中臣鎌足○入鹿誅滅○蝦夷誅滅

第二期 皇威隆盛時代 (紀元一三〇五年より 同一四九三年まで)……………五九

第一章 大化の新政……………六一

三大臣の設置○土地人民の處分○租稅法○地方の制度○良民と奴婢の別○禮法位

冠の制定○八省百官の設置○遣唐使及留學生

第二章 天智天皇、我版圖略定……………六七

蝦夷征服○百濟高麗の滅亡○唐との和親○南方諸島の服屬○中臣鎌足の薨去○近江朝廷の律令

第三章 壬申の亂、天武天皇……………七二

弘文天皇の用意○大海人の擧兵○官軍の敗績○清見原朝廷の政治○古事の討究

第四章 律令の撰定……………七七

律令の目次○中央政府○地方廳○位階○兵制○學制○刑法

第五章 奈良の奠都及國史の撰修……………八三

奈良の郡○國史の撰定○古事紀○風土記○假名日本紀○日本書記○六國史

第六章 聖武天皇と奈良朝の文化……………八七

國分寺の設置○三寶奴○本地垂迹說○美術工藝○風俗○文學○和歌

第七章 奈良朝の凋弊……………九五

僧玄昉の亂行○藤原廣嗣の反○藤原仲磨の權勢○仲磨の謀反○月削道鏡の非望○

和氣清麿の忠節○平安の奠都と蝦夷征伐

第八章 桓武天皇……………一〇一

平安の奠都○平安京の規模○大内裏○蝦夷の叛服○兵制の變更○坂上田村麿の東征○渤海國の入貢

第九章 制度の變更、佛教の旺盛、文學の隆興……………一〇七

藥子の亂○田村麿の薨去○藏人所新設○檢非違使廳新設○三代格式○佛教の新宗派○文學の隆盛○學校の設立

第三期 藤原氏隆盛時代 (紀元一四八三年より一七二九年まで)……………一一五

第一章 藤原氏の勃興と他姓排斥……………一二七

承和の變○藤原良房太政大臣となる○良房攝政となる○藤原基經關白となる○三平○菅原道眞登用○關白の密旨○道眞貶謫

第二章 延喜時代……………一二七

漢文學の隆盛○和文の發展○和歌の進歩○美術○地方の狀況○大化以後地方の變遷○公田と莊園○莊園の管理○地方の混亂

第三章 承平・天慶の亂……………一三七

承平の亂○天慶の亂○將門誅滅○純友誅滅○武家の發生○源平二氏漸く著はる

第四章 藤原氏の跋扈……………一四三

安和の變○藤原氏家門の争○華山帝の出家○三條帝の讓位○小一條院○藤原道長の榮華

第五章 文學、工藝、風俗……………一五四

國文の發展○漢文の隆盛○音樂書畫○工藝——建築——彫刻——蠶業——製紙
染織——武器——服裝

第六章 高麗、刀伊の入寇○平忠常の亂○前九年の役……………一六二

支那の形勢○朝鮮の形勢○高麗の入寇○刀伊の入寇○平忠常の反○前九年の役

第四期 院政時代 (紀元一七二九年より一八四五年まで)……………一六九

第一章 後三條、白河、兩天皇……………一七〇

記録所の新設○網紀振肅○人才登用○藤原氏の失勢○院政の始○院政の組織○院政時代の華著○僧徒の跋扈○地方統治と莊園

第二章 後三年の役、源氏、平氏……………一七八

後三年の役○源氏の隆盛○平氏の勃興○源義親の亂○平忠盛御信任を受く○平忠盛の海賊討滅

第三章 保元の亂……………一八五

鳥羽法皇と崇徳上皇との軋轢○關白忠通と左大臣頼長との軋轢○崇徳上皇の舉兵○白河殿の軍議○高松殿の軍議○白河殿の陥落○上皇及諸將の處分○人倫道徳の破滅

第四章 平治の亂、平清盛、及、平氏の繁榮……………一九一

藤原通憲と信賴との軋轢○平清盛と源義朝との軋轢○信賴義朝の舉兵○平清盛の活動——大内裏の合戦○信賴義朝等の處分○清盛太政大臣となる○文武の變遷○平氏の繁榮○清盛の横暴○後白河法皇幽閉

第五章 諸源氏の舉兵、平氏の滅亡……………一九九

源三位賴政の略歴○賴政の舉兵○源賴朝の舉兵○富士川の對陣○源義仲の舉兵○旭將軍京都に迫る○平氏の西奔○旭將軍の驕恣○義仲の滅亡○一ノ谷の戦○屋島、壇ノ浦の戦

第五期 鎌倉幕府時代 (紀元一八四五年より一九九三年まで)……………二〇九

第一章 鎌倉幕府ノ組織及び地方制度……………二一一

鎌倉幕府の組織○義經の逃亡○奥州征伐○守護地頭○奉行探題○京都守護職

第二章 鎌倉三代……………二一七

賴朝征夷大將軍となる○賴朝の度量○賴朝の缺點○北條氏實權掌握○賴家幽閉○

時政の閉居○和田氏の滅亡○實朝暗殺

第三章 承久の亂……………二二六

後鳥羽上皇の決心○順德天皇の讓位○後鳥羽上皇の舉兵○鎌倉軍の西上○本院以下の處分○義時の行賞○南北兩六波羅

第四章 北條氏の執權……………二三二

北條泰時の政○時賴の慈仁○鎌倉武士と京都公卿○日本武士道の起源○佛教の新宗派○文學

第五章 元 寇……………二四〇

元朝の隆盛○本邦の内情○文水の役○弘安の役○我國威の發揚

第六章 北條氏の政策……………二四六

將軍廢立○五攝家○後嵯峨上皇の遺詔○兩統交立の議

第七章 元弘の亂……………二五三

鎌倉の形勢○京都形勢○後醍醐帝の密謀○笠置赤坂の陷落○隱岐への行幸○楠正成の再舉○勤王軍の蜂起○北條氏の滅亡○地方統治と莊園

第六期 南北朝時代 (紀元一九九三年より 二〇五二年まで) 二六〇

第一章 建武の中興 二六一

建武の新政○地方の鎮撫○建武の失政○藤原藤房の掛冠○護良親王の輿望○藤原廉子と尊氏と結托○尊氏と義貞と軋轢

第二章 足利尊氏の反 二六八

北條時行の擧兵○義貞の東征○尊氏の西上○尊氏の東上○楠正成の獻策○湊川の戦

第三章 商北兩朝對立 二七四

尊氏の詭計○吉野の行宮○當時の戰術○近畿の形勢○地方の形勢○新田義貞の戦死○北畠顯家の陣歿○醍醐帝の崩御○北陸又南海の官軍衰微

第四章 兩朝の消長及合一 二八三

楠正行の活動○北畠親房の勤勞○尊氏兄弟の尊大○足利氏の内訌○官軍の京都回復○足利氏の威望○兩朝の合一

第七期 室町時代 (紀元二〇五二年より 二二五〇年まで) 二九四

第一章 足利氏の隆運 二九四

室町幕府の組織○政務○關東管領○地方官○應永の亂○義滿の驕奢○義滿の僭越

第二章 四方漸多事 三〇二

永享の亂○嘉吉の變○南朝遺臣の擧兵○關東の紛擾○關東の分裂

第三章 應仁の亂 三〇八

管領畠山家の家督論○將軍家の家督論○管領斯波家の家督論○政長と義就の戦○將軍兄弟の分離○應仁の亂の結果○京都の荒蕪○天下の形勢

第四章 東山時代 三一三

第八期 戰國時代

(紀元二一五〇年より
同 二二六〇年まで)

.....三三三

第一章 足利氏の末路、京都の衰弊

.....三三三

高山、細川、兩氏の争○細川家の内訌○大内義興の上京○三好氏の勃興○松永久秀の専横○足利氏の滅亡

第二章 群雄割據 其一 東北部の形勢

.....三三九

關東の紛亂○北條早雲の勃興○後北條氏の關東平定○上杉謙信の勃興○武田信玄の勃興○川中島の戦○桶狭間の戦○三形原の戦○上杉輝虎の卒去

第三章 群雄割據 其二 西南部の形勢

.....三四〇

西南部の概況○大内氏の盛衰○毛利氏の勃興○尼子氏の滅亡○九州の形勢○四國の形勢

第四章 群雄割據

其三 中央部の形勢

.....三四五

皇室の式微○一向宗一揆○京都の法華宗一揆○織田信長の勃興

第五章 織田信長の偉業

.....三五二

信長の叡山燒討○信長足利氏に代はる○一向宗徒の鎮定○武田氏攻滅○毛利氏征伐○本能寺の變

第六章 豊臣秀吉の天下統一

.....三五九

秀吉の勃興○山崎の戦○賤ヶ嶽の戦○小牧の對陣○秀吉關白となる○南平定○北陸平定○九州征伐○關東征伐○尊王の誓盟○豊臣氏の職制○豊臣氏の田制○秀吉の人格

第七章 朝鮮征伐

.....三六九

外征軍の出發○朝鮮全部占領○碧蹄館の戦○媾和談判○和議の破裂○第二回朝鮮征伐○外征軍の歸國○征韓の影響

第八章 足利時代及戰國時代の外交

.....三七二

支那朝鮮の交通○明の倭寇○西洋人の渡來○鐵砲の傳來○天主教の傳來

第九期 德川時代前期

(紀元二二六〇年より
同二二六九年まで)

三八四

第一章 德川家康、關ヶ原の役、大阪の役

三八五

家康の祖先○家康の勃興○秀吉死後の事情○關ヶ原の戦に至りし事情○景勝・三成、
舉兵○關ヶ原の戦○江戸と大阪○大阪の二役

第二章 江戸幕府、諸侯

三九六

諸侯の區別○諸侯の配置○參觀交代○幕府の内閣○三奉行○大小目付○軍備○武
家法度○地方制度○訟獄○徳用幕府職制の特色

第三章 朝廷と徳川氏

四〇九

御領地の支配○京都の警戒○朝臣○公家法度○徳川和子の入内○輪王寺門跡○徳
川氏外戚となる○後光明天皇

第四章 通商貿易

四一五

朝鮮支那との交通○西洋諸國人の渡來○支倉常長の洋行○山田長政の暹羅 ○濱
田彌兵衛の臺灣行○島津氏の琉球征伐○鄭成功の臺灣割據

第五章 天主教及島原の亂、家綱、綱吉の治

四二二

天主教の禁令○天主教徒の舉兵○天主教の絶滅○佛教の隆盛○家綱及綱吉の治

第六章 學問の復興

四二八

家康の文教復興○徳川光圀の編纂事業○綱吉の奨學

第七章 元祿時代

四三二

著名な學者○俳諧俳句○民間文學○美術工藝の進歩○武士の風俗○諸侯の往來○
衣服裝飾

第十期 德川時代後期

(紀元二三六九年より
同二五二六年まで)

四四三

第一章 幕府の中興

四四四

綱吉の弊政○六代將軍家宣の改革○八代將軍吉宗の改革○文武兩道の獎勵○實業の獎勵○庶政の改定○田沼意次の執柄

第二章 寛政の治……………四五六

松平定信の登用○定信の辭任○諸藩の治績○文學美術の隆盛

第三章 内外漸多事……………四六二

尊王論の起因○海防論の始○尊王論漸盛なり○露人の入寇○英艦の來航と攘夷論

第四章 幕府愈々難局に陥る……………四七〇

天保の改革○ペルリ渡來以前の日米關係○合衆國公使の渡來○攘夷 ○開港論

第五章 井伊直弼の果斷……………四七九

幕府の開港主義○朝廷の攘夷主義○安政の假條約○家茂の就職○安政の大獄○櫻田の變○幕府の衰頹

第六章 公武合體論及討幕論……………四八五

攘夷論の旺盛○公武の合體○家茂の入朝○生麥事件○攘夷の行○長藩の失政○浪士の輕擧

第七章 長州征伐大政奉還……………四九二

第一回長州征伐○薩長の合同○第二回長州征伐○條約の勅許○大政の奉還

第十一期 明治の内治整頓時代 (紀元二五二六年より同二五五四年まで)……………四九八

第一章 維新の戦亂 伏見の戦 戊辰の役……………四九八

維新の改革○慶喜大阪に入る○伏見鳥羽の戦○慶喜の恭順○幕臣の反抗○若松の陥落○五稜廓の戦○結果○賞罰

第二章 明治の新政……………五〇八

五事の御誓文○外國との和親○天皇の御即位及遷都○官制の改革○庶政の改革○廢藩置縣○頑民の暴動

第三章 外交諸問題及版圖の確定……………五一八

全權大使の歐米派遣○征韓論○臺灣征伐○朝鮮との修好○琉球處分○小笠原島處

分○北海道開拓○千島樺太交換

第四章 内亂の續發

佐賀の亂○熊本の亂○山口の亂○鹿兒島の亂起る○官軍の出發○各地の動搖○賊軍の連敗○結果○維新の三傑

五三一

第五章 政黨の群起、諸會議開設、官制改革、國會開設

政黨の始○立憲政治の建白○國會請願運動○國會開設の詔勅○自由黨、改進黨、立憲帝政黨○官制改革○憲法發布○第一議會

五三九

第六章 諸制度の漸成

陸軍制度○海軍制度○法律法典○教育制度

五四七

第七章 學術、工藝、實業、運輸交通の進歩

學術の進歩○工藝の進歩○實業の進歩○運輸通信の進歩

五五八

か十二期 明治の外國征伐時代

(紀元二五五四年以後)

五六五

第一章 征清の役に至りし事情

朝鮮の位置○明治十五年朝鮮の變○明治十七年朝鮮の譚變○東學黨の亂

五六六

第二章 明治二十七八年征清の役

豐島沖の海戰○成歡牙山の戰○大軍出發○平壤攻陷○黄海の戰○第一軍の編制○九連略取○第二軍の編制及進發○金州城略取及大連灣占領○旅順口攻陷○威海衛占領○北洋艦隊全滅○第一軍の牛莊略取○第二軍の營口占領○馬關の媾和條約

五七〇

第三章 征清の役の影響

遼東半島還附○臺灣鎮撫○條約改正○東洋の新局面

五八四

第四章 北清事變及其影響

北清事變○北京陷落○露國の滿占領○日英の同盟○滿洲問題○韓國問題○日露の交渉

五九〇

第五章 明治三十七八年征露の役

我艦隊の出發○宣戰の詔勅○旅順海面攻撃○鴨綠江畔の戰○南山の戰○諸軍の聯繫前進○旅順の陸面攻撃○旅順港外海戰○上村艦隊・浦鹽艦隊の遼陽の戰○沙

六〇一

河の戦○旅順攻陥○黒溝臺の戦○奉天の戦○日本海海戦○樺太征伐

第六章 日露戦争の終局……………六四〇

ホツツマウスの媾和○媾和反対の騷擾○滿洲軍の休戦○海軍の休戦○日英同盟の改正○日韓新條約及統監府○滿洲に關する日清條約○諸歡迎及祝賀

第七章 新領土の經營……………六五一

臺灣經營○日露戦役までの日韓關係○日露戦役後の日韓關係○日韓併合○朝鮮經營○樺太營○關東州經營

第八章 國運の發展……………六六三

軍備○教育○運輸交通○産業

第九章 立憲政治の發達……………六七〇

議會開設前の政黨の離合○超然主義○藩閥内閣○提携内閣○最初の政黨内閣○逆戻りの提携内閣○政友會創立○第一次桂内閣○第一次西園寺内閣○第二次桂内閣

第十章 清國との關係……………六八三

安奉鐵道問題○問島問題○プラタス島西澤島問題○滿洲鐵道中立問題と錦愛鐵

道問題○清國の借款問題○清國の革命に對する我國の態度○清國の滅亡と中華民国○南方の再起○南京凌辱事件

第十一章 大正初期の政變……………六九一

明治聖天子の崩御○今上陛下の御踐祚○陸軍大將乃木希典夫妻の殉死○第二次西園寺内閣の瓦解○第三次桂内閣の難産○閥族打破の運動○帝都の奇變○第一次山本内閣○山本内閣産後の難病○清浦の流産内閣○大隈内閣○寺内内閣○原内閣

第十二章 歐洲大戦争と日本……………七〇四

日獨の關係○我國參加の事情○我軍の出發と青島の防備○南洋諸島占領○青島包圍○青島本要塞攻撃○青島降服○地中海に於ける我艦隊の活動○パリ媾和會○歐洲大戰の結果○我財界に及ぼした影響○我政治界に及ぼした影響○我勞働界に及ぼした影響○我學界其他に及ぼした影響○華府會議

第十三章 關東の大震災……………七二一

大地震、震災範圍、震源地、以和と比較○帝都の大火災○文化事業の破壊○焼け残つた山手の混雜○横濱の全滅○火災の原因○自警團の組織○山本内閣の救済

事業○詔勅の頒發○審議院組織○復興院組織○復興計畫案○臨時議會

第十四章 最近の政變……………七五三

總理大臣原敬暗殺○高橋内閣○加藤内閣○第二次山本内閣○大不敬事件と山本内

閣の總辭職○清浦内閣○政友會の分裂○第四十八議會の解散○清浦内閣の總辭

職○加藤、高明内閣○臨時議會

結論……………七六九

目次終

最新日本歴史

文學士 本多淺治郎著

第一期 皇威擴張時代 太古より 紀元一三〇五年まで

第一章 神代

我日本帝國は初め、天神地祇の經營なされた國だから、開け初めを神代と云ふのだが、外國のと同じく、日本のも神代の事は、よく判らない。けれど、神話や、傳説があつて、大體は推測することが出来る。

神代の主要な神々

造化の三神 (1)天御中主神(アマノミナカ) 高皇產靈神(タカミムス) (3)神皇產靈神(カンミムス)
天神七代 (3)國常立尊(クニシトコタ) 豊斟 淳尊(トヨコトス) (3)泥土煮尊(ニドコト) 沙土煮尊(サドコト)

- 地神五代
- (4) 角 棧 尊 (ツギノイ)
 - (5) 大戸 道 尊 (オホトノヂ)
 - (6) 面 足 尊 (オモタカ)
 - (7) 伊弉册 尊 (イサナガ)
 - (1) 天照 大神 (アマテラス)
 - (2) 天忍穗耳 尊 (アマノホミ)
 - (3) 瓊 杵 尊 (ニギハヤヒ)
 - (4) 彦火火出見 尊 (ヒコホホデ)
 - (5) 鸕鷀草葺不合 尊 (ウガヤフキ)
- 大戸道尊

その外の名高い神々

- 素盞 鳴命 (スサノオ)
- 大國 主命 (オホクニヌ)
- 少彦 名命 (サコヒナ)
- 武甕 雷命 (タケミカヅ)
- 經津 主命 (フツナシ)
- 天兒屋根 命 (アマノイワコ)
- 太 玉 命 (タマコト)
- 天忍 日命 (アマノヒ)
- 天津久米 命 (アマノクメ)

重要事項

○天石窟(ハツノイ)の御隠れ○素盞鳴命と神劍○大國主命の經營○天孫

降臨と大神の詔勅○三種の神器○民族別○衣食住○敬神の風俗。

○天照大神の天石窟隠れ 伊弉諾、伊弉册の二尊は三子を産み給ふた。長女天照大神は光華明彩四方に照り渡り、御威徳も廣大無邊にて、高天原(タカハラ)を治め給ひ、次子月讀命(ツキヨミ)は夜の國を治め給ひ、三子素盞鳴命は海原(ウミ)を治め給ふこととなつた。然るに素盞鳴命は荒神

(カミ)の號があるほどで、勇武絶倫、暴行多く、特に任地へ赴かるゝ前に、姉神に見え、訣別せんとて、高天原に上り、亂暴を逞うし、大嘗會を穢された。大神怒つて、天石窟に隠れられ、爲に六閻が闇黒となつた。群神相議し、舞樂を窟前に奏して、大神を慰め奉り、遂に素盞鳴命は出雲へ放逐のこととなつた。

○天石窟の話は、つまり、大神の威徳の廣大を示すもので、その御威徳の廣大なお方が急に政をお休みになつたから、人民は非常に困つた。そこで家來の神々が、色々手を盡してお詫をしたから、また、政を遊ばすやうになつたことを云ふのであらう。

○素盞鳴命と神劍 素盞鳴命は逐はれて出雲國に到り、奇稻田姫(タケヒメ)を呑まんとする八岐大蛇(ヤマタノヲリ)を斬り其尾を裂いて天叢雲劍(アマノムラサキ)を獲、之を大神に奉つて前罪を謝し、遂に姫を娶つて大國主命を産み、是より、任地海原(朝鮮)と出雲との間に往來し、彼土の長を取り來つて、此土の開發に力を盡し、産業を奨め、養蠶法を傳へ、醫術を教へ、禁厭(ハダシ)をも始め給はつた、

出雲の邊は未だ開けなかつたから、強い山賊が居て時々その附近を奪掠し、若い女など奪ひ去るので、素盞鳴命はその山賊を敷き、酒を馳走し、酔つた處を刺殺して、その所持せる劍を奪ひ取られたのをこんな大蛇の面白い話にしたものらしい。又た、此頃、既に、日本と朝鮮との

交通は、頗る、頻繁に行はれ、朝鮮の王子日槍(ヒツシ)などは瀬戸内海を往來した。

○大國主命の經營 大國主命は、始終出雲國に留り、父、素盞鳴命の不在中に、よく、留守居の任務を盡し、父命の崩御の後には、よく、その遺志を紹ぎ、國土の開發に盡悴し給ふた。されば、高皇彥靈神は御子少彥名命を送つて、大國主命を助けさせ給ひ大倭(ヤマト——日本)の西半は、よほど、開けた。そこで、大神は、御子忍穗耳尊を降さんと思召したが尊は降臨の任を御子瓊々杵尊に譲りたいと請はれたから、愈々、天孫降臨のこととなつた。大神は先づ、武甕雷命、經律主命を降して、大國主命に説諭させ給ふたところ、大國主命は謹んで國土の奉還を承諾して、子孫までの忠節を誓ひ、自分は築杵宮(今の出雲大社)に退隱された。命はこんな立派な方だから、今に大社に祠られて、我國第(一)の大切な神様となつて居る。

○大神の詔勅と天孫の降臨 大國主命が、國土を奉還したから、大神は、瓊々杵尊に勅して「豊葦原秋瑞穗國(トヨアシハラノ)は、我子孫の、世々王たるべき地である。汝、往つて治めよ。寶祚(タカラ)盛なること、天壤と共に、窮り無からん」と仰せられて、手づから、八咫鏡(ヤタノカミ)、天叢雲劍、八尺瓊曲玉(ヤサカニ)を授け給ふた。尊は大神の詔を奉じ、文臣、天兒屋根命、太玉命、武臣、天忍日命、天津久米命以下の諸神を率ゐて、高天原を發し、日向國高千穂峯に降り、暫く、滞在の後ち、吾田國

(カクノ)笠狭岬(カサノ)薩摩の加世田(カセタ)を見定めて都とし、國君の女、木花咲耶姫(キハナヒメ)を娶つて、彥火々出見尊を産み給ふた。彥火々出見尊の御子は鵜鷲草葺不合尊で、この御代で神代は終りを告げるのである。

この大神の詔勅は日本が他の國と異つて、萬世一系、君民一體の帝國となるの基礎である。笠狭岬は高千穂峰と違つて、海岸だから、氣候も温暖、交通の便もよいから、都とされたので、こゝで、日本の中央部へ押寄せる用意をされたものらしい。

高天原に就いては異説多端で、朝鮮だと云つたり、南洋だと云つたり、支那だと云つたり、印度だと云つたり、歐洲の希臘だと云ふものさへある。又中には畿内地方だと云ふ人もある、容易に判ることでないから、暫く研究問題として置く方がよからう。

○三種の神器 大神が天孫降臨の時、授けられた鏡劍璽は三種の神器と云ふて、歴代の天皇授受し給ひ、天日嗣(アマノヒツギ)の徽章として、殿内に奉安せられたが、崇神天皇の時、神威を瀆がすの恐れがあるとして、鏡と劍とを大和國笠縫邑(カサヌ)に遷し、皇女豐鍬入姫(トヨクサノメ)に、之を祭らせ、別に、鏡劍を模造して、誦身の爲め、殿内に奉安せられ、垂仁天皇の時、眞の鏡劍を、更に、伊勢國、五十鈴川(イソガハ)の邊に遷し、天照大神を祭り給ふた。是が伊勢の内宮である。景行天皇の時に神劍

を更に尾張國に遷し祭ることにされたのが熱田宮である。而して、璽(即ち曲玉)は世々の天皇が玉體を離さず保持し給ひ、模造の鏡劍は皇居の賢所(カミヨ)に奉安し給ふ。然るに、その模劍は壽永の亂に安徳天皇と共に、海底に沈んだので、間もなく、伊勢の神宮より獻納せる寶劍を代用なされたそうである。

○上代の民族 上代とは神代より紀元後一千年の頃までを、ほんやり、指したものであるが、その時代の史上に散見する土族に土蜘蛛(クヂ)、蝦夷(エミ)、熊襲(クマシ)の三族がある、何れも、日本民族が高天原より降らない前から居たもので、土蜘蛛(クヂ)とは土籠(モチヨ)のことで、山野に生息し、土中に穴居して、最も野蠻なものであつた。蝦夷は東北に蕃衍して居て、亦た、無智の蠻民であつた(今の北海道のアイヌ)。熊襲は九州の南部に住んで、最も早く、皇化に浴したものだ、矢張り、濛昧の蠻族であつた。而して、我日本民族は高天原から文化を傳へて來たから、頗る、進歩せる優等の民族で、所謂、優勝劣敗の理により、次第に、他民族を壓服したものである。

○上代の衣食住 我日本民族は、神代に於いて、既に、頗る、進歩せる衣食住をして居たので上流の住居としては、柱、梁、戸、窓、等を立派に備へた宮殿を構へ、柱は深く地を堀りて立て、屋根は茅葺にして、防風の爲に棟に千木(チキ)を組んだのである。然し、下流の居宅は粗末なもので矮

小な茅屋、又は、石室で、その構造は簡單なものであつた。器具では、武器として、銅、鐵、石、木、竹、などで、作つた弓、矢、矛、楯があり、食器としては土製の平瓮(ヒラ)、甕(ハ)、手挾(ヒラ)、瓮(ヒ)などがあつた。食物には、鳥、獸、魚、介、穀、菜を用ひ、烹炙の法も知つて居た。而して、沿海の民は漁業を主とし、山野の人は、獸獵を業としたのは、勿論だが農耕、織紡の技も、既に、開け、養蠶、殖麻の道も知られ、草木の汁を取つて絹布を染めることも行はれ、水を渡るには獨木船(フナボネ)、二枝小舟(フナボネ)、埴土舟(ハチツボネ)、樟舟(カキボネ)などを用ひ、陸に行くには、天羽車(アマツカ)と云ふ乗物もあつた。

○上代の風俗 男女とも、筒袖の衣を着し、股引のヤラな裳をはき、男子は頭髮を二分して、兩耳の上で束ね、女子は一束に結んで垂髪にして居た。而して、兩者とも、頭、腕、頸、などに勾玉、管玉を着けて裝飾とし、性質としては清淨を好み、不潔を嫌ひ、最も敬神の念が厚くて、吉凶とも、必ず、新しく家を作つた。例へば、結婚には妻屋(メノヤ)を建て、出産には産屋(ウマヤ)を構へ、死亡には喪屋(モウヤ)を作つたのである。又た葬式には琴笛などの音楽を奏し、祭祀には酒、肴、花、菓を供へ、人間の禍福は、神意に出るものと思ひ、病む時は禁厭(カヒ)を行ひ、罪あるときは河邊に出で、被袂(ハコ)をなし、贖物を出して之を拂ひ除け、神靈(カミ)を、太占(タウシ)などで吉凶事

變を占ひ、收獲の時は、先づ、新穀を神に捧げた。之を新嘗(タリ)と云ふ。又た喜慶ともに、歌を作つて思ひを述べ、詠歌を尙ぶ風があつた。

八

第二章 神武天皇の東征

我國最初の天皇を神武と申し、九州より大舉して、東征なされ、大和國橿原宮(カサ)に即位し給ふた。

重要事項

……○東征の議 ○東征の道程 ○大和の形勢 ○日下坂(サカカ)の戦 ○長髓彦(ナガス)の滅亡 ○御即位式 ○中央政府組織 ○地方の政治。

著名人物

……○五瀬命(イツセ) ○椎根津彦(シネツ) ○長髓彦(ナガス) ○饒速(ニギハヤヒ)命 ○可美真手命(カミマデ) ○手研耳命(タギミ) ○道臣命(ミチノオミ) ○大久米命(オホクミ) ○兄(ケウ) ○天富命(アマトミ) ○天種子命(アマノタネ)

○東征の議

天孫瓊々杵尊は笠狭岬(カササ)で準備を整へ、先づ、手近より平げて、次第に出雲方面へと思召したに違ひなかつたが、何分、何處も、野蠻朦昧で、土地を開き人を懐けねばならなかつたから、事業がなかく、進捗しなかつた。その中に歲月は容赦なく流れて、御子彦火々出見尊

を経て御孫鸕鷀草葺不合尊に至り、三代の間に、漸く、九州の南半を平げ給はつたに過ぎなかつた。然るに鸕鷀草葺不合尊には五瀬命(イツセ)、稻氷命(イナヒ)、御毛沼命(ミケヌ)、磐余彦尊(イハレヒコ)の四皇子があつて、その第四子磐余彦尊が皇太子となつて相續され、英邁大略の資を以つて、皇祖の遺志を紹ぎ、よく、大業を成し給ふた。是が即ち神武天皇である。

天皇は皇兄五瀬命と謀り、諸皇族を集めて「此豊葦原瑞穗國は皇祖彦火瓊々杵尊が、全部、天神より受け へるものだが、大部分は、まだ、開けないで、我勢力の及んで居るのは僅に西邊の一小部に過ぎない。聞けば、東方によい處があつて、四方を山が圍んで居る要害堅固な處だそうだから、先づ、そこを平げて根據となし、それから、四方へ手を伸ばさうと思ふがどうか」と仰せられた。諸皇族は皆な、その議に賛成して、愈々、東方遠征の準備に取りかゝられた。

○東征の道程

紀元前十餘年に、神武天皇は諸皇族、群臣と共に海軍を率ゐて、日向から、今の佐賀關の海峡を経て、豊國宇佐に到り、轉じて筑紫の岡田宮(筑前)、遠賀郡、山鹿港に入り、此地に留まり給ふこと一年、更に、準備を整へて、安藝に航し、多祁里宮(タギリノミヤ)の高島に滞在して、吉備國(備前)、備中、備後を平げ、高島宮(場所不明)に移り、數年の間に全く山陽道を平定し、大に兵船、糧食を用意し、椎根津彦を海路の嚮導とし、浪速(ナミハヤヒ)大坂

を経て、倭國(ヤマト)に入らうとなされた。

○大和の形勢 此時、大和國登美(ミ)の首長に長髓彦と云ふものがあつたが、天神(其名は判らぬ)の子、饒速日命を奉じて、君主とし、自分の妹を命に娶はせて、頗る、人望を得、四隣を服屬せしめて、大に勢力を振つて居た。その他にも、到る處に土豪が割據して居て、何れも皇軍の到るを聞き傳へて、之を撃退せんと構へて居た。

○日下坂の戦 皇軍が大和國に入らうとした時、長髓彦は大軍を發して、之を日下坂に邀へ、痛く、皇軍を撃破つた。その時、皇兄五瀬命は流矢に中つて重傷を負はれたから、天皇は地理を案じて、此處を引拂ひ給ひ、途を轉じて、茅渟海(チヌ)より紀伊國に向はれた。然るに、五瀬命は男水門(ナミ)で斃じ給はつたので、天皇の落膽は一通りでなかつたが、皇子手研耳命と共に元氣を振ひ興こし、名草(ナカ)・丹敷(ニシ)などの土賊を誅戮し、熊野の險を越えて、吉野に入り給はつた。

○長髓彦の滅亡 天皇は道臣命、大久米命を先鋒の將として、吉野より更に、進撃されると、皇軍の勢、大に振ひ、倭國各方面の酉長等は風を臨んで、迎へ降つた。然るに兄猾のみは異圖を抱いて居たから、道臣、大久米、二人、追つて、之を殺し、愈々、進んで、忍坂(ニサ)に到り、各々其附近の岩窟に據つて抵抗せる八十梟帥(ヤウ)等を欺き、彼等を宴會に招いて、席上で、悉く、誅戮し、

終に、進んで長髓彦の軍を破つた。そこで、饒速日命はその子可美真手命と謀り、長髓彦を殺して、皇軍に投降し、「子孫、永く、天皇に忠節を勵まん」と誓つたから、大和は全く平定した。

此遠征中、皇軍は度々、危うかつたが、天皇は、何時も、自若として、方略を授け、軍歌を作つて士氣を鼓舞し、遂に、よく、群賊を平げ給はつた。

又た、皇軍が長髓彦の軍と戦つた時、金色の鴉(カ)が來つて、天皇の弓弭(ヒ)に止まると、賊軍は之が爲に、目が眩んで戦ふことが出來ずに敗れたそうだ。明治二十三年、制定の金鴉勳章は此故事に基いたのである。

○御即位式 大和國が平定したから、天皇は天富命に命じ、齋部(イハ)を率ゐて山材を採り、正殿を大和國橿原に營ませ、齋場(イハ)を建てさせ、皇祖天神を祭り、三種の神器を正殿に奉安して、天皇の位に即き給ふた。その年は正に辛酉の年で、我國の紀元第一年である。明治五年制定の紀元節は我帝國の臣民に此御即位の日を紀念せしめるものである。

○中央政府 我日本の治國の基礎は先祖を祭ること、祭ることが即ち政治であつた、されば天種子命(中臣氏の祖)と、天富命とは祭祀を司つて、朝政を輔佐し、後世の大臣とか、宰相とか云ふものゝ重任を帯びた。次に、道臣命(大伴氏の祖)と、大久米命(久米氏の祖)とは衛門の將となり、大

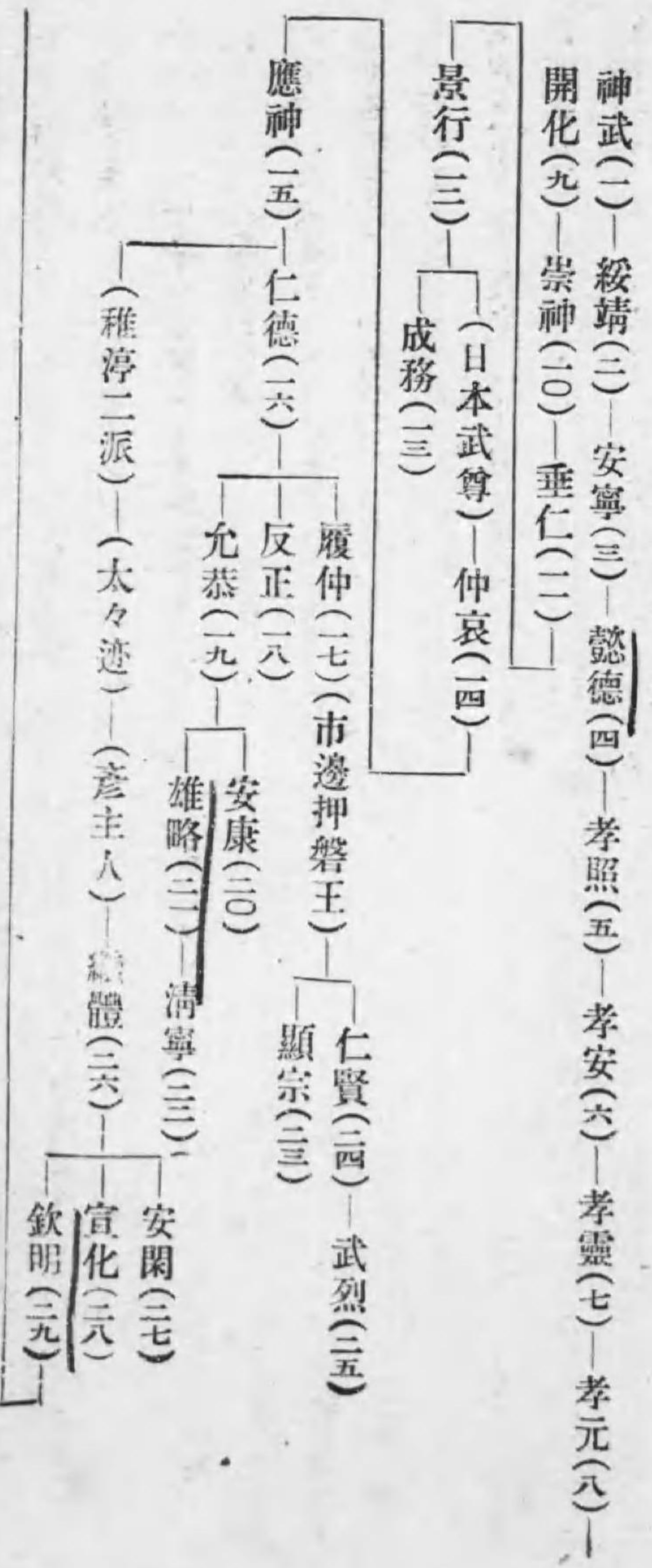
伴部、久米部(共に軍隊の名である)を率ゐて宮門を護衛し、饒速日命の子可美真手命は近衛の將となり、内物部(ウチノモノ、ベ)近衛軍のことを率ゐて、殿内に宿衛し、此等諸氏の子孫は、皆な、その職を世襲して、中央政府の要職を勤めたのである。

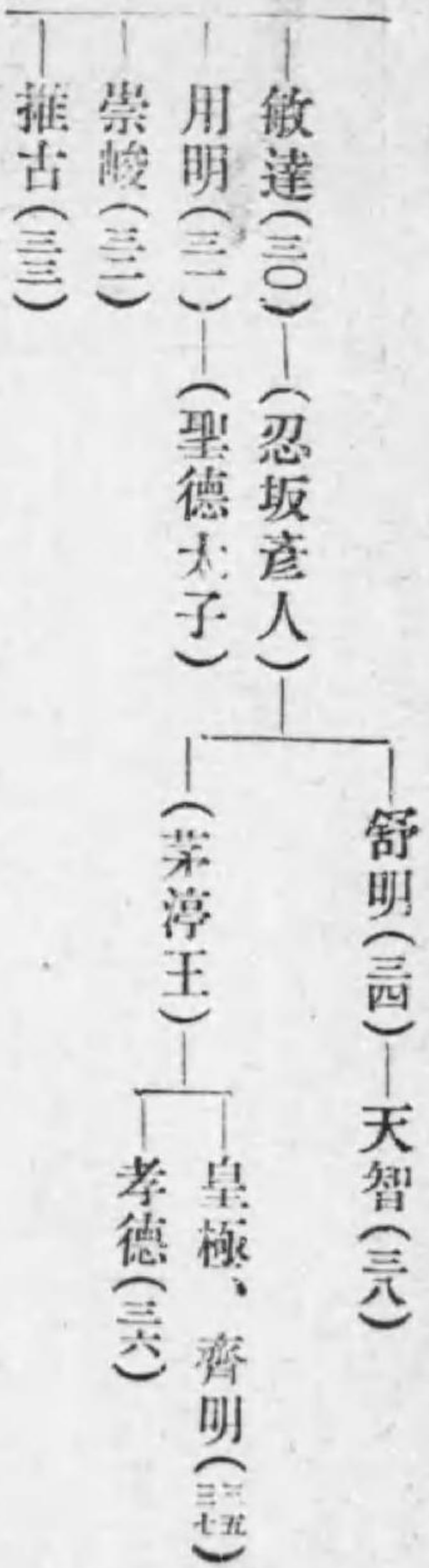
當時、我國家の組織は氏族制度であつて、中央政府の要路に當るものばかりでなく、臣民、何れも、一定の職業を世襲し、その職業によつて、品部(ホンチベ)部屬を分ち、家號をも附けたので、この家號を骨名(かた)と云ひ、後世の姓氏となるのである。例へば中臣部(なかつ)、齋部(いふ)、は祭祀に勤仕し、久米部(くみ)は軍務に服し、鏡作部(かがみ)は鏡を製したのである、されば弓矢を作り、玉、石の細工をなし、漆部(うるし)は塗り、土師部(つち)は陶器を製したのである、布帛を織り、山に獵し、海に漁る等、苟も、一職業があれば、そこに一品部を立てたのだから、品部の數は甚だ多く、百八十部(もも)と云はれて居る。而して、各部に、臣、連、直、首(かみ)など云ふ頭領があつて、それぐ其部を統率して居たのである。

○地方管轄 神武天皇が中原を平げ給ひ、建國の基礎が置かれ、中央政府の組織も出來ると、間もなく、地方の事も追々決定された。其大要は國には國造(くに)、縣には縣主(あがた)を任命して、それぐ、その地方を治めさせられたので、大和、葛城(かき)、河内、山代(やましろ)、伊勢、紀伊、等に國造

があり、猛田(たけ)、磯城(いそ)、等には縣主があつた。而して國造も縣主も中央政府の職員と同じく、その職を世襲したのであるが、此等の任命が近畿の數國だけで、他の方面には全く無かつたのを見ると、當時、參遠、以東には勿論、其他にも、まだ、皇化の及ばなかつたことが明白である。

皇位繼承第一表





第三章 西征東伐

第二代綏靖天皇より第九代開化天皇に至る八代、五百餘年の間は古い書物に、何も書いてないから、よく、判らないが、神武天皇の偉業によつて、近畿は無事平穩であり、遠方へ手出しをするほど英邁な人物も出なかつたものらしい。然るに第十代崇神天皇からは、新に施設し給ふことも多く、遠征の壯舉も屢々起されて、世の中は、なかなか、多忙となり、皇威は益々擴張されるやうになつた。

重要事項……○神器の遷祀○四道將軍の派遣○租税の始○殉死の禁○熊襲(ツマ)第

一回の反亂○熊襲第二回の反亂○日本武尊の東征○燒津の變○走水の難○尊の東征の結果。

- 著名人物……○倭姫(ヤマト) ○大彥命(オホヒコト) ○武渟川別(ハツクスカ) ○丹波道主命(タニハノミチノミコト)
- 野見宿禰(ノミノ) ○吉備津彥(キヒツヒコ) ○厚鹿文(アツカ) ○迺鹿文(ノカ) ○日本武尊(ヤマトタケ)
- 石鹿文(イシカ) ○吉備武彥(キヒツヒコ) ○橘姫。

武彦

○神器の遷祀 三種の神器に就いては前にも述べたが、神武から歴代の天皇は之を正殿に奉安し、その傍で起臥し給はつた。しかし、これでは勿體ないとして、崇神天皇は鏡と劍とを模造させ、八尺瓊曲玉(ヤマガタマ)と共に正殿に置き、神授の鏡劍は大和笠縫邑(ハツカヌイ) (其地未詳)に奉祀し給ひ、垂仁天皇、更に、伊勢の度會(ワタケ)の五十鈴川の邊に、天照大神の祠(オホミヤ)を建て、鏡劍を笠縫より遷し、皇女倭姫(ヤマト)に祭祀を司らせ給ふた。是が宇治の内宮である。景行帝の時、日本武尊、神劍を提げて東征し、歸路、之を尾張の熱田に置かれた。後、雄略の朝に至り、丹波の豊受(トヨウケ)大神を度會に遷し給ふた。是が山田の外宮である。後ちに内宮外宮を併せて大神宮と云ふやうになつた。

○四道將軍の派遣 紀元五七三年、崇神天皇は四道將軍を派遣して、皇威の擴張を圖り給ふた。

即ち「民を導くのは教化に限る。朕、既に、神祇を禮し、災害は除き得たが、まだ遠方のものが懐いて来ないのは教化が届かないからである。相當腕のあるものを遣つて、懐柔させたい」と、詔を下して、大彥命(オホヒコ) (孝元の子)、武渟川別(タケツカ) (大彦の子)、丹波道主命(タニノミチノミコ) (開化の孫)、吉備津彦(ヒコ) 四人の皇族を將軍として四道に遣はし給ふた。四人が出掛る時、更に「教に従はない者があつたら、斬つてしまへ」と仰せられた。そこで大彥命は北陸に、武渟川別は東海に向ひ、やがて二人は會津に相會したから其地名となつたそうだ。して見ると、此二將軍の徇へたのは、東海、東山、北陸の三道で、岩代の邊まで、あつたことが判る。又、丹波道主命は丹波に、吉備津彦は、西方に赴いたのだから、山陰山陽の邊を定めたのであらう。

○租税の始 天皇はまた「農は國の本だ」と宣ひて、池溝を開いて水利の便を得させ、農業を奨勵し、船は天下の要具だとのたまひて、諸國に命じて船舶を造らせ、運輸の便を開き給はつたから、土地は開け、戸口は増殖した。そこで人口を調査して、男子には弓弭調(イサノ) 女子には手末調(テマセ) を課し給うた。是が我國での人口調査、及び、租税徴收の史に見えた始である。

○殉死の禁 當時の習慣で、皇族や、貴人が死亡すると、その陵墓の周圍に、近臣を生きたまゝ埋め立てることが行はれて居た。されば垂仁天皇の二十八年に、皇弟倭彦(ヤマト) の薨ぜられた

時も、その陵墓に近臣を埋め立てたが、數日を経ても、死なないうで、泣き叫ぶ聲が誠に哀れに聞えた。天皇は之を憐み、殉死の古風を禁じ給はつたが、三十二年には、皇后日葉酢姫(ヒハス) が御崩れになつて、殉死のことが、また、問題となつた。その時、出雲の野見宿禰と云ふものが「土偶を作つて人に代へたら」と申上げた。天皇は大に喜び給ひ「これならば悲惨なこともなく、古風をも破壊せずに済む」と仰せられ、宿禰には土師部臣(ハツシ) の姓を賜はつて、朝廷の葬儀を司ることを命ぜられた。そこで宿禰は出雲から、多數の土師部を呼び寄せて粘土を以つて、人、馬、鳥など、墓の周圍に埋め立てるものを作らせることにした。此土偶を埴輪(ハニ) と云ひ、今に近畿、其他にある古墳より採掘され、上代の風俗などの研究材料として、頗る、趣味深きものである。又た、此野見宿禰は強力の聞き高く、當時勇豪無比と稱する當麻蹴速(タマガシ) と力競べをして勝つたので後世、力士の祖と崇められて居る。

○熊襲第一回の反亂 今の大隅、薩摩、日向、地方は昔し襲國(ツシ) と呼び、熊襲と云ふ蠻族が居た。此蠻族は男女に別なく、父子に親なく、極めて、亂暴で、争鬪を事とし、景行天皇の十二年紀元七四二蜂起して朝命に服しなかつたから、天皇は親征して、周防から豊國(トヨ) に渡り更に、碩田(シタ) から進んで、日向國高屋宮(タカヤ) (宮崎附近) に駐營して賊勢を伺ひ、終に、賊魁厚

鹿文(カヤ)・沓鹿文(ヒガ)等を殄し、猶、餘類を鎮撫せんが爲、高屋宮に駐まり給ふこと前後六年に及び、肥前、筑後、筑前、等を巡視しながら、御還へりになつた。

○熊襲第二回の反亂 景行天皇親征の後、八年(紀元七五七)熊襲は、また、叛亂を謀つた。天皇は皇子小碓尊(ヒコツス)を遣つて之を撃たしめ給はつた。尊は英武で智略もあり、その時、僅に十六歳であらせられたが、賊帥石鹿文(イシカ)が其窟室に宴を張るを窺ひ、女装して、其室に入り、之を誅戮し給ふた。石鹿文は尊の勇武を嘆稱し、死に臨みて日本武尊(ヤマトノミコ)の號を奉つた。そこで、餘衆は悉、懾服し、尊は山陰道を経略して御歸京なされた。

○日本武尊の東征 當時、駿、遠、以東には東夷(ヒコ)と稱する蠻民が雜居して、まだ、皇化が及ばなかつた。景行天皇は西征より還り、更に東國經略をと思召し、先づ武内宿禰を遣りて、地理、風俗を視察させ給ひしに宿禰は數年を経て、還り、「東夷は、性質が強暴で、盜略を事とし、徑を塞ぎ、人を苦めます。男女雜居し、父子に別なく、冬は穴居し、夏は巢棲し、山野を走ること、鳥獸の如く、黨類を聚めて、人民を掠奪し、之を撃たば、草莽に竄匿します。東陸を日高見國(今の陸前、陸中、陸奥)と申し、土地は廣漠沃饒ですから、撃つて取るべきです」と復命した。恰も、其時、蝦夷が叛いたから、天皇は日本武尊、吉備武彦(キヒヒコ)を遣はされた。尊は先づ、伊勢に赴

き、神宮を拜し、御姨、倭姫命から叢雲劍(モラク)を拜受し尾張を経て、駿河に至り給ふた時、土賊が偽り降り、尊を、野に誘ひて、火を放ちたれば、尊は、神劍を抜いて、草を薙ぎ迎へ火を放つて、賊を焚き殺し給ふた。是から叢雲劍を改めて、草薙(ヤブナ)劍と名けた。尊は遂に、相模から、上總に渡り、更に、海路で蝦夷の境に臨み給ひしに賊酋は何れも慄れて迎へ降り、日高見(ヒコ)國まで平定した。

○日本武尊の凱旋 東夷の諸賊を平げて、尊は陸路常陸より、相模を經、足柄の險を越えて甲斐に入り、又、上野を巡り、碓氷峠を越え、武彦に越國(コシ) (今の羽前越後)を巡察させ自らは信濃を鎮撫し、美濃に出て、武彦と相會し、共に、尾張に着し、近江の伊吹(イブキ)山の賊を平げられたが、其時、病に罹り、伊勢の能褒野(ノボ)で薨去になつた。而して草薙劍は熱田に置き給ふたから、熱田に祀ることゝなつた。武彦は京師に復命し、蝦夷の俘囚を幾外に散處させた。かうして關東は皇化に浴することゝなつたのである。

○結果 景行天皇は、後に、尊の平げ給ふた諸國を巡視して、皇化を布き、常陸の邊まで進み七十七人の御子を諸國に封じて之を治めさせ給ひ、成務天皇に至り、山河の位置によつて、國縣を分ち、道路の縦横に従つて、邑里を定め、廣く、國造、縣主を置いて、地方を治めさせ給ひ、皇

化の及ぶ所、東北は陸奥、常陸から西南は、紀伊、筑紫に至り、國內は大に、統一に赴いた。爾後國縣の數は、次第に増加して、推古天皇の時には百四十四人の國造があつた。

第四章 三韓の内附

我國と、亞細亞大陸との、交通は神代からのこととて、最も古きは朝鮮とて、次は支那とであつた。朝鮮は其位置が我と支那との間で、其北半は支那と密接な關係があり、南半は我と親密であつた。されど、その古史は明かでない。周の武王が殷を滅した時、箕子(シ)を朝鮮に封じたのが、その國名の史に見えた始である。箕子の子孫相傳へ、四十一代、九百餘年を経て、箕準(キジ)に至つたが、その間に支那では周の王命が衰へ、春秋時代を経て、戰國時代となり、その末期に秦(シ)が燕(ヒ)を滅した時、燕の衛滿が逃れて朝鮮に入り、箕準を逐つて、自立した。尋いで、支那では秦が亡び漢(カ)が興り、衛滿の孫右渠(キウ)の時。漢の武帝が兵を發して、之を撃ち、朝鮮北部を平げて、眞番、臨屯、樂浪、玄菟(シラバン、ガントン)の四郡を置いた(我開花四

九年)。それから、三百餘年を経て、支那で、蜀、魏、吳(キウ)、三國鼎立の時、魏の將、司馬懿(シバイ)が朝鮮を伐ち、其北部を領有した。此時、朝鮮の南部では我神功皇后が三韓征伐の事を起された。

重要事項……○朝鮮南部と我との交通○熊襲第三回の反亂○三韓征伐○三韓の内附○漢學の傳來○工藝の傳來。

著名人物……○箕準○衛滿○朱蒙○温祚○赫居世○蘇那曷智○鹽乘津彦○氣長足姫○武内宿禰○吉備鴨別○鷗坂○忍態○建振熊○荒田別○阿直岐○稚郎子○王仁○阿知使主○功滿○弓月君○波沙錦。

○朝鮮の南部と我との交通 既に述べた通り、素盞鳴(スサノ)命は海原(ウラ)へ赴かれたが、その海原は韓國である。神武天皇の皇兄稻氷(イヒ)命も、また、朝鮮に入り、其國王となられたといふ。然らば朝鮮との交通は、遠く神代から、行はれたに違ひない。當時、朝鮮の南部には馬韓(マコ)、辰韓(チン)、辨韓(ベソ)の三國があつたから、三國が亡びた後も、猶、三韓と云ふたので、箕準が衛滿に逐はれた時、彼は馬韓に入つて自立し、遂に、辰韓、辨韓を併せたが、二百餘年を経て、今の

滿洲地方より扶餘(フ)國王の子朱蒙(モウ)が來て高麗(コ)國を建て、其少子溫祚(ウン)は別に、馬韓を略し、箕氏を滅して、國を百濟(ハク)と名じた。其時、また、朴氏(ハク)赫居世(ハク)と云ふ者が辰韓に現れて、國を新羅(シラ)と云ひ、勢、最、強く半島の南端、加羅(カ)國を侵略したから、紀元六二八年、崇神天皇の時、加羅國は蘇那曷叱智(ソナカチ)を使者として、我日本に來り、皇威を借りたいと求めた。そこで天皇は鹽乘津彦(シホコリ)命を遣つて、加羅國を援けさせ給ふた。尋いで、垂仁天皇の時、加羅の使者に詔し、崇神天皇の御諱御間城入彦(シホコリ)に縁みて、其國名を任那(ニ)と稱へさせ、任那の日本府を創設し給ふた。

○熊襲征伐 紀元八五三年、筑紫の熊襲は密に外國と聲息を通じ、新羅を後援として、第三回の反亂を企てた。よつて仲哀天皇は皇后氣長足姫(キナガタ) (神功皇后)と、共に、親征し、雥縣(ナガタ) (筑前の那珂郡)の香椎(カヒ)宮に本陣を構へて征討の議を凝らし給ふた。その時、皇后は「熊襲の頼む所は新羅だから、先づ、新羅を征服すれば、熊襲は勞せず定まる」と主張された。然るに、天皇は本國を措いて海外に遠征するを危険と思召してか、皇后の策を用ひないで、熊襲を討ち、戰敗れて、暴に、本陣地でお崩れになつた。

○神功皇后の三韓征伐 皇后は武内宿禰(タケノネ)と謀り、外征の策を決し、大喪を秘し吉備鴨

別(ホソカ)に、熊襲を撃たせ、懷妊の御身ながら、男装して、自ら、將となり、先づ、筑後を平定し火ノ前(サキ) (肥前)を巡撫し、松浦縣(マツウラ)から、舟帥を率ゐて、出征し給ふた。其時、順風が吹いて、我軍は忽ち、新羅に迫つたから、其國王波沙錦(ハサキ)は驚きて降を請ひ「毎年、貢船を進めます」と約し、百濟も、風を臨んで降服した。皇后は官司を置いて凱旋し、筑紫に至つて、皇子を生み給ふた。其時、熊襲は、既に、平定したから、皇后は穴門(アナ) (長門)の豊浦(トヨウ)宮で仲哀天皇の喪を發し、海路を取つて歸京の途に就き給ひしに、庶皇子、曠坂(クサカ) (忍熊(オシ) の二王、兵を起し、皇后を難波(ナニ)で、逆へ撃つたが、皇后は難波の建振熊(タケフマ)に賊を討滅させ、遂に、皇子を擁立し給ふた。是が應神天皇である。

○三韓の内附 應神天皇、即位の後も、神功皇后の攝政は六十九年に及び、武内宿禰を輔佐とし給ふたが、會々新羅が横暴を逞うし、百濟を侵したから、荒田別(アラタ)等遣り、百濟を援けて、新羅を破り、比自休(ヒジ) (南加羅、喙(クサ) (安羅(ア) (多羅(タ) (卓淳(タカ)加羅、等の七國を定め、應神天皇親政の後、筑紫都督府を設け、武内宿禰を都督とし、新羅、百濟に、それ〴〵、官司を置き、任那の日本府に之を總轄させ、都督府に之を控制させ給ふたから、我國威、益々、振ひ、高麗も亦た、朝貢し、韓土は、全く、我版圖となつた。

○漢學の傳來 三韓内附の結果として、支那の文化は、三韓を経て、續々、我國に輸入せられ、我國、固有の風俗、工藝に、大影響を及ぼした。其最も、顯著なものは漢學である。抑も、我國は、もと普通の文字がなくて、何事も、口、耳、相傳へ、教育法も、頗る、簡易で、唯、父兄が、子弟を戒めて、天神、地祇を敬ひ、祖先を尊び、忠孝を勵ましたばかりであつたが、紀元九四五年、應神の朝、百濟の阿直岐(アヂキ)が朝貢の時、儒學が始めて傳つた。阿直岐(アヂキ)は經典に通じて居たから、皇子稚郎子(ヲラコ)は彼に學び、彼の勧めにより、更に、彼國から、博士王仁(ニ)を徵された。王仁は翌年、來朝し、論語十卷、千字文二卷を獻じた。稚郎子は王仁を師として學び、能く、文義を解し、學術に通じ、嘗て、高麗から上つた表文に「高麗王教日本」と書いたのを見て、其無禮を怒り、表を破り、使者を却け給ふたことがある。

さて、漢學の傳來は我國民に、文教の必要を知らせたばかりでなく、忠孝仁義の名をも知らせ、其説く所、我國、古來の人情、風俗に、適合するものがあつたから、大に隆盛となり、阿直岐の子孫は阿直岐史(アヂキシ)となり、王仁の子孫は、西史部(サイシブ)となり、紀元九四九年に、來朝した、後漢の阿知使主(アチシシュ)の子孫は東史部(トウシブ)となつた。かくて、歸化人の數も増し、邦人も漸く、文學に通じ、紀元一〇六三年、履中天皇は史官を諸國に置き、四方の治績を、記させ給ふた。

○工藝の傳來 阿直岐は朝貢の時、衣縫(イヌイ)女を、王仁は鍛工(カネ)織工(オリ)を率き來り、尋いで、秦人、功滿(コマン)の裔弓月(キツキ)君は、百濟から、百二十七縣の人口を率ゐて歸化し、漢の劉宏(リウコウ)の裔、阿知使主(アチシシュ)父子は十七縣の人口を率ゐて歸化した。應神天皇は、弓月、君及び其部下に秦(シ)氏を授け、阿知、使主、及び其部下に漢(マ)氏を與へ、更に、阿知、使主を吳に遣り、織縫の工女を募集し給ひ、仁徳の朝、歸化人を諸國に分置して、蠶業を興し、織縫を勧め給ふだから、秦漢、二氏、繁殖して、工藝は益々進歩した。支那では神功皇后三韓征伐の頃、蜀、魏、吳の三國が鼎立して居たが、晋が之を一統し、間もなく、西北の蠻人が侵入して、楊子江北を蹂躪し、所謂、五胡の亂となり、晋は、江南に移つて、東晋と稱した。然るに江南は、三國の時、吳の根據地であつたから、邦人は東晋を吳と稱し、仁徳の朝から、遣吳使を派出し給ふた。

第五章 皇威の盛世

三韓の内附から、文學も、工藝も、大に進歩し、韓土諸國の朝貢もあつて、國庫は漸く豊富となつた。特に仁徳天皇の勤儉、雄略天皇の産業獎勵などで、我國運は益々隆盛となつた。されど皇族の間に内訌もあつて、皇統の斷絶しそふな危機もあ

つた。

二六

重要事項……○仁德天皇の即位○仁德天皇の遷都○仁德天皇の勤儉○雄略天皇の即位○産業の奨励○億計弘計二王の遭難○顯宗天皇の治○仁賢天皇の治。

著名人物……○稚郎子○大鷦鷯尊○上毛野田道○大泊瀬皇子○大草香皇子○幡梭姫○根使主○中蒂姫○眉輪王○葛城圓○八釣白彦○坂合黒彦○市邊押磐○御馬○億計○弘計○忍海部細目○來目部小楯○大伴金村○男大迹王

○仁德天皇の即位 應神天皇は聰明、叡達、恩威、並び、行はれ、天下は靜平で、後世、豊前の宇佐八幡に祭られ給ふ。天皇は少子稚郎子(ワカコ)の才學を愛し、皇太子となし給ふたが、皇太子は皇兄大鷦鷯(オホニキ)尊の賢を知り、天皇の崩後、位を尊に譲り、尊は先帝の命を重んじて聽かれず、兄弟、互に相譲り、三年の間、天位が空虛であつた。稚郎子は終に自殺なされたから、群臣は強いて尊を位に即け奉つた。是が仁德天皇である。

○仁德天皇の遷都 奈良朝以前、歴代の天皇は大概、都を遷されたが、これまでの都は概ね大和國內に限られて居た。然るに三韓服屬の後には皇威が、内外に振ひ、彼との交通も、頻繁となつたから、應神天皇は、難波(ナニ) (今の大阪)に離宮を作り、高臺(タカ)を建て、時々、御臨幸なされた。船舶の往來を望まれたが、仁德天皇は遂に、茲に、遷都し、難波の高津宮(タカ)と名け、堀江を鑿り、道路を開き、大に、交通の便を謀り、又た、遣吳使を派出なされたから、内外の交通が頗る賑はつた。

○仁德天皇の勤儉 仁德天皇は、慈心深く、炊煙の乏きを見て、下民の貧きを察し、宮殿の荒廢をも厭はないで、三年の賦役を免ぜられた。かくして人民が増殖し、炊煙が盛になつたのを見て「民の富は朕の富である」と喜び給ひ、又た、意を水利交通に注ぎ、難波の堀江を鑿り、茨田(ハタ)の堤(河内)を築き、橋を猪甘津(イカ) (攝津)に架し、大道を京師から河内丹治比(ニギ) 邑に通じ、和弭(ワニ)池を堀り、横野(ヨコ) 堤を築き、大溝を栗隈(クリ) (山城)及び或玖(オク) (河内)に穿ち、原野を開いて四萬餘丁の田地となされ、外は、上毛野田道(カモ) を遣つて、新羅の不都合を懲らし、又た、東蝦夷を平げさせ、夙く起き、遅く寝て、致々として、勤儉の政を布き、開國の事に慥慥なされたから、國運が大に進歩した。

○雄略天皇の即位 安康天皇は、皇弟大泊瀬(オホ) 皇子の配に大草香(オホ) 皇子の妹、幡梭姫(ハタ) をと思召し、根使主(ネ) を使として、詔を傳へさせ給ふた。大草香は大に喜んで珠蔓(タマ) を

獻じたのに、根使主は珠蓐を横領して、大草香は承諾しないと讒奏した。天皇、大に怒り、兵を遣つて、大草香を殺し、其妹を大泊瀬に娶はせ、其妃、中蒂(シカ)姫を皇后となされた。されば、大草香の子、眉輪(マユ)王は母に従つて、宮中で養はれ、天皇の醉臥を伺ひて弑殺し、大臣葛城圓(カキツ)の宅へ逃げ込んだ。大泊瀬皇子は變を聞いて、大に驚き、眉輪、圓を攻め殺し、又た、諸皇子を疑つて八鉤白彦(ヤツリヒコ)、坂合黒彦(サカヘクロヒコ)市邊押磐(イチイハヒ)及び御馬(ミ)等の諸皇子を殺して、位に即き給ふた。是が雄略天皇である。根使主は、後に、伏罪して、誅せられた。

○**實業の奨励** 雄略天皇は皇后(即中蒂姫)に桑を採らせて、蠶業を奨励し、國縣に桑を植ゑさせ、遣吳使を派出して、織工、漢織(ワタ)、吳織(トリ)、縫工、兄姫(ハヒ)、弟姫(ヒト)を召し、機織の術、裁縫の技を改良し、丹波の伊左奈子(イサナコ)嶽に祭れる五穀桑蠶の神、豊受大神を伊勢の山田に遷祀し(外宮)、韓士から陶器、木工、繪畫等の技術家を聘して、邦人に練習させ給ふた。そこで、農業、工藝、著く進歩し、家屋の造營も改良せられ、始て、樓閣の建築を見るに至つた。

○**億計(オホ)、引計(ヒキ)、二王の遭難** 眉輪王の變に、履中天皇の皇子、市邊押磐(イチイハヒ)皇子も嫌疑を蒙つて、雄略天皇に殺されたが、其子億計、引計の二王は、難を逃れて、計間(播磨)の赤石(シロ)郡に隠れ、縮見(シヅ)の屯倉首(オホクラ)忍海部細目(ニシノヘ)の僮僕となつて、三十年を経た。

その時、雄略は既に、崩じ、清寧天皇が位に即かれたが、繼嗣のないのを憂ひ給ふた。偶々、針間(ミコト)の宰(ミコト)國司(ミコト)來目部小楯(クマタマ)赤石郡に行き、自ら新嘗の供物を調べたから、細目は之を其家にもてなし、僮僕を宴席に侍らした。引計は立つて舞ひながら、歌によつて、皇孫であることを述べた。すると、小楯は大に驚き、席を離れて、再拜し、自ら、上京して申上げた。天皇は大に喜び、二王を迎へ、億計を皇太子とし、引計を皇子とし給ふた。然るに、天皇の崩後、兄弟、互に位を譲り、三年の後ち、億計王は、群臣と共に、強いて、引計王を位に即け奉つた。是が顯宗天皇である。

○**顯宗天皇の治** 顯宗天皇は、久しく、民間におはして、人民の疾苦を知り、銳意、治を圖り、徭役を免ぜられたから、在位は僅に三年であつたが、年は豊に、民は處を得て、天下は、大に、治まつた。日本書紀に「天下泰平、民徭役なく、歲、比に、登稔し、百姓殷富、稻一斛に、銀錢一文、馬、野に被る」と記してある。但し、當時、まだ、鑄錢の事は我國になかつたのだから、銀錢は韓土から來たものに違ひない。

○**仁賢天皇の治** 顯宗の後を受けて位に即かれたのは億計王で、仁賢天皇と申し、徳を布き、惠を垂れ、仁義の政を施されたから、在位、十一年の間、國內大に治まり、吏は其職に適ひ、民

は其業に安じ、五穀は登のり、桑蠶は收まり、遠近とも靜平で、戸口は頗る増殖した。次の武烈天皇は、後嗣がなくて崩じ給ひ、大連(ヲシム)大伴金村(オホトモノ)が群臣と議し、應神天皇五世の孫、男大迹王(トホ)を迎へて、位に即け奉つた。是が繼體天皇である。さきに「肩輪王の變から、このかた、清寧、顯宗、兩天皇には皇子なく、仁賢天皇は、只一子(武烈天皇)がおはしたばかりで、武烈天皇に、また、皇子がなかつたから、當時の皇室は、公達、至つて、少く、皇統、將に、絶えんとして、僅に、連續するの狀態であつたが、繼體天皇は三子がおはして、皆な相尋いで、位に即き給ひ、安閑、宣化、欽明、と申上げて居る。

第六章 國家組織の發展と大伴、物部、蘇我、諸氏。

前に述べた通り、建國以來、我國家の組織は氏族制で、臣民は何れも、一定の職業を世襲し、其職業を以つて、朝廷に奉仕したが、追々其職業に尊卑の別を立て、同一職業を營むもの、中にも監督者と被監督者と云ふ様な位地から、次第に貴賤の別を設ける様になり、國家の組織が漸次進展した。

重要事項 …… 〇姓氏の起源 〇皇別神別蕃別 〇大臣大連、大伴氏の盛衰 〇物部氏の

勃興 〇蘇我氏の勃興 〇三藏、

著名人物 …… 〇武内宿禰 〇葛城圓 〇物部伊呂佛 〇平群眞鳥 〇大伴室屋 〇大伴金村

〇物部鹿鹿火 〇蘇我滿智 〇蘇我稻目 〇物部尾輿

〇姓氏の起源 姓氏の源は家號から起り、家號の源は職業から生じたものである。元來、我臣民は、何れも、職業を以つて朝廷に奉仕し、部屬を區別し、其部屬を品部(チビ)と云ひ、又は部曲(ウケ)と云ひ、部曲には各々監督者と被監督者とあつて、其被監督者を部曲の民と云ひ、監督者には臣、連直、首(オミ、ムラジ)などの稱號が與へられた。而して、各品部、又は部曲は、それ／＼、其職業に因て家號を附け、其家號を骨名(カネナ)と云つたもので、此骨名が、やがて、姓氏となつたのである。例へば、祭祠の職を世襲して、朝政を輔けたものは中臣部(ナカノミ)と、齋部(イハヒ)とで、中臣部、齋部は祭祀を掌る家の號、即ち、骨名であつたのが、後には中臣氏、齋部氏となり、久米部、物部は軍事を司る家の號、即ち、骨名であつたのが、後には久米氏、物部氏となつたやうに、鏡作部、王作部、添部、土師部、弓部、矢部、海部、山部、織部など苟、も、一職業があれば、一部曲を立て、其職業の名に因つて家號を附け、而して其家號が後には姓氏となつたのである。

○皇別、神別、蕃別 當時、帝國臣民の中で、最も尊貴を極めたのは臣(け)、連(むら)の稱號を有するもので、歴代天皇の子孫は皇別として、臣(け)の稱號を賜ひ、神代以來、勳功のあつた神々の子孫は、神別として、連(むら)の稱號を賜ひ、外國より歸化せる功勞者の子孫は、蕃別として直、首などの稱號を賜ひ、それ／＼、品部の長として、朝政を始め、凡ての事務、及び工藝を監督させられたのである。而して、此等の監督者、即ち、臣、連、直、首、などには、その尊卑に従つて、それ／＼應分の食邑を賜ひ、之を世襲させられたので、その食邑を田莊と云ひ、田莊を耕作する者を、亦た、部曲の民と名けたのである。斯の如く、職業に因つて家號を附け、その家號が、やがて、姓氏となつて、尊卑の區別を明にしたが、後には、その區別が錯雜混亂したから、允恭天皇の時になると、姓氏の調査、及び、訂正が行はれた。

○大臣、(オホ)大連(ヲジム)の始 成務天皇は始めて、諸の臣(け)の棟梁を置いて大臣(オホ)とし、武内宿禰(タケノネ)を之に任じて朝政を輔けさせ、仲哀天皇は始めて、諸の連(むら)の棟梁を置いて、大連(ヲジム)とし、大伴武以(オホトモ)を之に任じて大政を輔けさせ、履中天皇の時、物部伊呂佛(イロフ)を大連とし給ふた。其後ち、雄略天皇の時、平群真鳥(ヘリ)を大臣とし、大伴室屋(オホムロ)と物部目(メ)とを大連とし給ひ、それからは大臣、大連、相並んで朝政を執ることとなり、宿禰、武以、

伊呂佛の子孫は、何れも要路に當つた。而して宿禰の子孫は巨勢(オホセ)、蘇我(オホソノ)、平群(ヘリ)、紀(イ)、葛城(カキ)の數氏に分れたが、其中、平群、蘇我の二氏が勢を振ひ、大伴、物部二氏と共に顯要を占めることゝなつた。

大臣、大連表

天	皇	大	臣	天	皇	大	連
成務	ヨリ仁德	マデ	武内	宿禰			
履	仲、安	康	葛	城	圓	履	仲
雄略	ヨリ仁賢	マデ	平	群	真	鳥	雄略
繼	體		巨	勢	男	人	武烈
宣	化、欽	明	蘇	我	稻	目	欽
敏達	ヨリ推古	マデ	蘇	我	馬	子	敏
							達、用
							明
							物部
							守
							屋

舒明ヨリ皇極マデ	蘇我蝦夷
武烈、安閑ノ二代ハ大連ノミニテ大臣ヲ欠ク	

反正、允恭、安康ノ三代及ビ崇峻以後ハ大臣ノミニテ大連ヲ欠ク

○大伴氏の盛衰 大伴氏は神武天皇の功臣、道臣(ミチノ)命の後で、神別中の勢家であつた。六世の孫、武以(タケ)は仲哀天皇に仕へて、大連となり、三韓征伐の後、宮闕護衛の任に當り、其子室屋(ムロ)は雄略天皇の朝に大連となり、執政の大任を負つたが、猶ほ、兼ねて宮門を守り、清寧天皇が億計、弘計二王を播磨から迎へられた時にも力を盡し、其子、金村(ムラ)が相續して、仁賢天皇の崩御に際し、大臣平群眞鳥(ハヤシ)は其子鮪(シ)と共に不軌を圖つたから、金村は皇太子(武烈天皇)を助けて、眞鳥父子を誅し、武烈崩御の時、群臣と議して、繼體天皇を迎へ、天下の實權殆ど、彼の掌中に歸した。其時、百濟の使者來り、任那の四縣を要求し、廟議は之を許すことになつたが、其後ち、三韓が治め難くなつたから、時人は責を金村に歸し、百濟の賄賂を受けたと疑つた。其後ち、欽明天皇が新羅征伐の可否を群臣に問はれた時、大連、物部尾與(ハコシ)は、新羅が我を怨むのは金村の失策に歸因すると云つたから、金村は慙懼に堪へないで、住吉に歸臥し、それから、大伴氏の勢力は振はなくなつた。

尾與
大連

○物部氏の勃興 物部氏も亦た、神別の強大なもので、饒速日(ニギハ)命の子可美眞手(カミマシ)命の裔である。履中天皇の朝、伊呂佛(イロフ)が大連となつてから、大伴氏と相並んで、神別諸氏の棟梁となり、其子、目(メ)は雄略の朝に大連となり、大臣平群眞鳥、及び大連、大伴室屋と共に、朝政を輔佐し、龜鹿火(カシ)を経て、尾與に至り、欽明の朝に、大連となつたが、其時、蘇我稻目が大臣の職に居て、漸く尾與と軋轢するの勢となつた。

○蘇我氏の勃興 蘇我氏は武内宿禰の後である。宿禰は孝元天皇の曾孫で、景行天皇の朝に東夷を巡視し、成務の朝に、大臣となり、神功皇后を助けて、三韓を征伐し、猶ほ、應神、仁徳、兩天皇に歴仕し、五朝輔佐の元勳であつたから、皇別中の最も有力なものとなり、其子孫は、世々、顯要を占めた。即ち、宿禰の第四子平群木菟(ハヤシ)は仁徳、履中、兩朝の親任を蒙つて、朝政を輔佐し、木菟(ツ)の子眞鳥(マ)は、雄略、清寧、顯宗、仁賢の四朝に仕へて大臣となり、其子鮪(シ)と共に、聲望頗る高く、驕慢極りて、不軌を圖るに至り、武烈天皇に誅せられて、其家は滅びた。されど宿禰の第三子石川(イシカハ)は、蘇我氏を稱し、其子蘇我滿智(マツチ)は、雄略天皇の親任を受け、三藏を檢校して、國家財政の事を總管したから、是まで齋藏(イサカ)を管して、財政の權を握れる齋部(イサカ)氏に代つて權勢を振ひ、其曾孫、稻目に至つて、宣化、欽明、二朝の大臣となり、

一族並び著はれ、其女の後妃となつて、國母の尊榮を荷つたものが前後五人、九帝を生むに至り、漸く朝廷に跋扈するの勢力となつた。

○三藏 三藏とは齋藏(イサ)、内藏(ウチ)、大藏(オホ)のことで、齋藏は神地、神戸より上納せる租調等、専ら、神祭に要する物を藏めたものである。されど、祭政一致の時代には、政府の用度一切をここに藏め、もとは齋部(イサ)氏に管理させてあつたが、三韓朝貢の事が始つてから、朝廷は豊富になつたから、履中天皇の時、別に内藏を造り、皇室の用度を納め、阿知使主(アチノミ)にその管理を任せ、雄略天皇の時、産業の發達に伴ひ、貢調が大に増加したから、又大藏を造つて、國庫の收入を藏め給ひ、遂に、三藏を見るに至つたのである。而して、三藏の出納は皆な蘇我滿智(マツチ)に一任せられ、蘇我氏專權の基となつた。

第七章 三韓の變遷

三韓征服の後ち 應神天皇は韓土の諸國に官司を置き、任那の日本府に之を總轄させ、更に筑紫都督府を設けて、之を控制させられたから、時には叛亂もあり、闕

貢もあつたけれど、大體に於いて、韓土の諸國は我が附庸國として、雄略天皇の御代まで、凡二百五十年間、屬國の實を失はなかつた。然るに、其後ち百年の間に、皇威は追々彼土に振はなくなつて、欽明天皇の時、任那の日本府は終に新羅に破壊されてしまつた。

重要事項……○新羅の叛服○吉備田狹の反○大伴金村の失策○筑紫國造盤井の反亂○任那日本府の破壊○歸化人。

著名人物……○荒田別○鹿我別○上毛野田道○膳班鳩○吉備田狹○稚姫○紀小弓○蘇我韓子○大伴談○大伴金村○穗積押山○筑紫磐井○近江毛野○物部鹿火○大伴磐○大伴狹手彦○眞興王

○新羅の叛服 三韓の中で、新羅が最も強くて、又た、最も治め難く、常に、我が動靜を伺つて、時々叛を謀つた。神功皇后攝政の四十七年、新羅は、百濟と共に入貢したが、百濟の貢物の豊盛を見て、其使者を嚇し、貢物を換へて、献上したから、朝廷は詰問使として荒田別(ウラタノ)、鹿我別(カガ)を遣はされた。二人は百濟の兵を合せて新羅を討ち、其軍を破つて謝罪させた。後ち、仁

徳の五十三年、新羅は朝貢しなかつたから、上毛野田道(カキタカ)に之を討たせられた。田道は精兵を率ゐて、急に、敵軍の虚を襲ひ、之を破つて朝貢を盟はせなければ、後には貢船の數を減じ、允恭天皇以後は、久く貢を怠り、雄略天皇の朝、日本軍の攻め寄せるのを懼れ、高麗と提携したが、高麗の陰謀を疑つて新羅駐在の高麗軍を殺戮したから、高麗は大に怒り、大軍を擧げて、新羅に侵入した。新羅は急に使を馳せて、任那日本府に救を請ふた。時に膳班鳩(イカサカ)が日本府の元帥であつたが、官兵を率ゐて新羅を援け、奇兵を設けて弱を示し、夾撃して、大に、高麗の軍を破り、深く新羅を戒めて歸つた。而も、吉備田狭の反があつて、それを幸に、新羅は、相變らず、朝貢を怠つた。

○吉備田狭(タビノ)の反 吉備田狭の妻、稚姫(ワカ)は美人であつたから、雄略天皇は之を女御にと思召し、七年(紀元一一二二)、田狭を任那の國司として、韓土に赴任させ、而して、稚姫を寵し給ふた。田狭は之を聞いて大に恨み、日本府に據つて、反を謀り、援を新羅に求めた。そこで、朝廷の命令が日本府に行はれなかつたばかりでなく、三韓は、皆亂れ、尋いで、田狭は誅せられたが、新羅、高麗は、我に背いて、朝貢しなかつた。殊に新羅は横暴であつたから、天皇は九年、紀小弓(キコウ)、蘇我韓子(ソゴカン)、大伴談(オホトモ)等を遣つて之を討たせ給ひ、我軍、連戦連勝であつた。

が、談は戦死し、小弓は病歿し、諸將、相和せず、遂に得る所もなく、戦争を中止した。此時、高麗の勢が頗る隆盛となり、都を平壤に奠め、北、靺鞨を略し、南、新羅、百濟を窺ひ、雄略天皇の二十年(紀元一一三六)、大軍を發して、百濟を侵し、國王を殺し、王族を屠つて、其國を滅した。天皇は之を聞召し、百濟王の弟汝洲(ヌソ)に、久麻奈利(クマナリ)の地を與へて、其國を復興させ給ふた。

○大伴金村(オホトモノ)の失策 繼體天皇の六年(紀元一一七二年)、百濟朝貢し、上表して、任那の上哆唎(カラス)、下哆唎(カリス)、娑陀(サ)、牟婁(ム)の四縣を要求した。哆唎の國守穗積押山(ホシキリヤマ)は百濟の賄を受け、「此四縣は日本に遠く、百濟に近いから、百濟の求めに應じた方が永遠の固めである」と上奏した。大連大伴金村は其説を可とし、奏聞して、翌年、遂に百濟の請を許した。そこで「大伴の大連も亦た、百濟の賄を受けた」との流言が行はれ、任那は我を怨み、新羅、百濟は我を侮り、何れも皇命を奉じなくなつた。

○筑紫國造盤井(ミヤツクノイヘキ)の反亂 此時、新羅の勢は益々強く、任那の内亂に乗じ、兵を發して其、領地を占領した、天皇は近江毛野(オホ)に兵六萬を授け、任那を援けて新羅を討たせられた。すると、新羅は筑紫の國造磐井に賄賂を贈り、毛野の軍を途中に遮らせた。紀元一一八七年、

磐井は火(ヒ)、豊(ト)、兩國に據つて、朝廷に背き、三韓諸國の貢船を誘ひて、之を私用し、毛野の軍を遮斷した。天皇は大伴金村の議を用ひ、物部鹿火(カヒ)に磐井を征討させられた。鹿火は苦戦、年餘で磐井を誅し、毛野は韓土に入つて、諸國を和解させやうとしたが、効果がなくて、召還せられたから、諸韓の向背は、益々常なく、制御は愈々困難となつた。

○任那日本府の破滅 宣化天皇は大伴金村の二子、磐(イ)、狭手彦(サテ)を遣り、任那を援けて新羅を伐たせられ、磐は留まつて、筑紫を鎮し、狭手彦は任那に至り、百濟と共に、新羅を討つたが、其勢が甚振はなかつた。之に反して、新羅では、眞興王が新に位に即いて、其國力、益々振ひ、連りに、百濟を破つて、大に國境を擴め、欽明天皇の二三年には、遂に日本府を陥れて、任那を併呑した。其以來、我が歴代の天皇、多くは新羅討伐、任那回復の御志があつたが、遂に行はれなかつた。

○歸化人 斯の如く、三韓の處置は、頗る我煩累となり、雄略天皇以後、歴代、概ね、征討の師を起し、費す所が多くて、得る所は少かつたが、我が文物、工藝には、莫大な利益を與へ、國運の進歩には偉大な効があつた。蓋し、當時、我國では戸口も少く、工藝では、外人に待つ所が多かつたから、歴代の天皇、多くは歸化を奨励せられ、衣食を給し、住地を與へて、歸化人を優遇

せられ、又た、往々、文物輸入の目的で、學者、技士を招聘せられたから、韓土及び支那からの歸化人は甚だ多く、我一家族的國家の血脈に異類を混じたことは明白である。然し所謂、優勝劣敗の理により、或は争鬪等の人為淘汰により、或は雜婚の結果として生ずる自然淘汰によつて、歸化人は何れも優等な大和民族に同化せられたから、我國家の家族的發達には毫も障害がなかつた。而して、文物、工藝の輸入で、我國運の進歩に偉大な効果を現はした結果、やがては、大化の改革を促したのである。

第八章 佛教の傳播と蘇我、物部、兩氏の交争

太古、亞細亞の中央、アール海の南方に、アリア人種が繁殖して、追々、西南及び東南に向つて移轉したと云ふことである。其西南に向つて移轉したものは、波斯、小亞細亞等より、希臘、羅馬、等に廣まつて、西洋の諸國民となり、東南に向つたものは印度に入り、土着人ヅラキドを征服して、頓に、文化的發展をなし、此處に世界最古の文明國を出現し、殊に、宗教、及び、哲學に著い進歩を示して、所謂、波羅

門教の流行を見るに至つた。而して波羅門教は上下尊卑の區別を重んじたから、其結果、國家組織は嚴重な階級制度となり、貴賤の間に堅固な障壁を設けて、尊者は甚しく卑者を侮蔑した。そこで（我綏靖の頃）釋迦が現はれて、難行苦行を積み佛敎を創め、一切平等を唱へ、因果應報を説き、解脱の法を教へたから、弟子が四方から集まつて大勢力となり、次第に、波羅門教を壓倒する程になつた、釋迦の死後百餘年に、チャンドラ、グプタと云ふものが奴隸から、身を起して、マカダ國王となり、東は恆河の河口から、西は印度河まで征服したが、其孫アソカ（阿育）は益々、祖業を擴張すると共に、深く佛敎を信じ、之を國教と定め、僧侶を四方に出して宣傳に務めさせたから、佛敎は大に廣まり、北はヒマラヤ山脈を越え、西域諸國に傳はつて、北方の佛敎となり、南はセイロン島、緬甸、等に播つて、南方の佛敎となつた。其後ち、マカダ國の勢力が衰へると、波羅門教が復た、勢力を恢復したから、佛敎は中央印度には行はれなくなつた。而して、支那では後漢の明帝が蔡愔を西域へ遣つて、佛敎を求めさせ、洛陽に白馬寺を立て、宣傳させたから、追々、支

那に行はれ、南北朝の時、北魏に行はれて、其屬國の朝鮮に傳はり、百濟から我國に齎らされた。其時、我國では、物部、蘇我の兩氏が朝政に參與して居たが、物部氏は排佛主義を採り、蘇我氏は崇佛主義を採つて、端なくも、兩氏の猛烈な争ひとなり、結局、崇佛派の勝利となつた。

重要事項……○佛敎の傳來○佛敎尊信の可否論○佛敎の再傳○排佛派と崇佛派の

軋轢○物部氏の滅亡○蘇我氏の專横と馬子の大逆

著名人物……○司馬達等(ツリタ)○蘇我稻目○物部尾輿○中臣鎌子○蘇我馬子○物

部守屋○堅鹽姫○中臣勝海○炊屋姫○穴穗部皇子○厩戸皇子○赤禰(ヒヤ)○東漢駒

(ヤマト)

○佛敎の傳來 繼體天皇の時、三韓から佛像を齎らした者があつたが、邦人は之を蕃神として崇信する者なく、唯、南梁から歸化せる司馬達等(ツリタ)が佛法を奉じたばかりであつた。然るに、欽明天皇十三年十月(紀元二二二二)、百濟の聖明王が使を寄せて、釋迦佛の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干を獻じ、又た、其由來、及び、功德を頌贊せる文書を上つた。そこで、天皇は群臣

を集めて、崇拝の可否を問ひ給ふた。

○佛像禮拜の可否論 此時、蘇我稻目(イナギ)が大臣、物部尾輿(オソノ)が大連で、並びに朝政を輔佐し、互に軋轢しかけて居たが、佛像禮拜の可否に就いて、各々意見を異にし、稻目は「西蕃の諸國、皆な之を禮拜するのに、我、獨り、禮拜しない譯はない」とて、崇佛を主張し、物部尾輿、中臣鎌子(ナカトミ)等は「我國、古來、天地社稷の百八十神(ヤマト)を祭拜して居るのに、今改めて、蕃佛を拜したなら、必ず國神の怒りに觸れる」とて、排佛を主張した。天皇は佛像を稻目に授け、試に、禮拜せよと命じ給ひ、稻目は大に喜び、其向原の家を寺として、甚だしく尊信した。然るに、問もなく、疫病が流行したから、尾輿等は「是れこそ、國神の怒り給ふによる。早く、佛像を投棄させ給はれ」と奏した。天皇は之に従ひ、佛像を難波の堀江に投込ませ給ふたので、一旦、崇佛派の敗となつた。

○佛教の再傳 敏達天皇の六年、(紀元一二三七年)百濟王が、復た、經論數卷と、律師、禪師、比丘尼、咒禁師、造佛師、造佛工、造寺工などを獻じた。其時、稻目の子蘇我馬子(ウマコ)が大臣であり、尾輿の子、物部守屋(モロイ)が大連であつたが、二氏の軋轢は漸く激烈となり、互に、黨を樹て、朝權を争ふに至り、佛教に關しても、各々、父の意見を繼ぎ、馬子は苦辛經營して、佛教

を興さうと期した。然るに、敏達の十四年、またもや、疫病が流行したから、物部守屋、中臣勝海(カツ)等は、又た、佛教の禁令を奏請した。天皇は固より、佛法を信じ給はなかつたから、斷然、之が崇拝を禁じ給ひ、守屋は、寺に赴き、自ら、有司を指揮して、佛像、佛殿を燒き、其餘儘を難波の堀江へ投棄てさせた。

○兩派の軋轢 守屋が、自ら、佛像を燒棄てさせたのは、明に、馬子を侮辱したのだから、大臣、大連の怨恨は、愈々、深くなつた。尋いで、瘡疾が流行して、死者が續出し、天皇も、守屋も、此病に罹つた。すると、「燒佛の罪だらう」との世評が傳はつた。天皇は、遂に、其疾で崩じ給ひ、馬子は其妹、堅鹽姫(カシヅメ)の出なる用明天皇を立てやうとし、守屋は穴穗部皇子を立てやうとしたが、馬子の意見が行はれて、用明天皇が即位し給ふた。天皇の御子、厩戸皇子は、厚く佛教を信じて、馬子と親くされたから、馬子は志を得て、密に人をして勝海を殺させ、又た、皇子と謀つて、天皇の病床に僧侶を引き入れて佛教を勧め奉り、天皇も遂に之を信じ給ふたから、佛教の隆興と、共に、物部、蘇我の軋轢は激烈を極めた。

○物部氏の滅亡 紀元一二四七年、用明天皇は、在位、僅に、二年で崩じ給ひ、排佛、崇佛、兩派の分裂は、救治すべくもなくなつた。排佛派は守屋を中心として、穴穗部皇子を立てやうと

したから、崇佛派は馬子を中心として、皇弟崇峻天皇を立てやうとし、守屋は遂に皇子と共に遊獵に託して兵を擧げたから、崇佛派は、炊屋姫(カシ) (敏達の皇后、用明同母妹)の命を奉じ、先づ兵を遣つて、穴穂部皇子の宮を圍みて之を殺させ、馬子は自ら、諸皇子、及び、群臣と共に、七月、軍旅を整へて守屋の澁川(カヅ)の邸に攻寄せた。守屋は稻城を築いて、防戦、頗る、力め、馬子の軍を撃退すること三回に及んだが、厩戸皇子が、四天王の像を作つて、頭上に頂き、諸軍を勵まして、進撃すると、守屋は、遂に、迹見首赤禰(トシカミ)に射殺され、其子弟、眷屬、或は殺され、或は逃げて、物部氏は滅亡し、崇峻天皇が崇佛派によつて擁立せられた。

○馬子の大逆 崇峻天皇は大連を置かれなかつたから、大臣馬子が獨りで朝政を專にし、横恣を逞うした。天皇は之を憤り、密に、誅戮を圖り給ふた。厩戸皇子は「暫く忍び給ふべし」と諫められたが、天皇は「とても堪へられない」とて、多く兵仗を備へ給ふた。そこで、馬子は大に畏れ、東漢駒(トヨコウ)に天皇を弑殺させ、而して、自ら東漢駒を殺して、「弑逆の大罪人を誅す」と稱し、炊屋姫(カシ) (敏達)の皇后、用明同母妹)を擁立した。是が推古天皇で、本朝女帝の始である。而して、厩戸皇子が皇太子となつて萬機を攝し給ふた。

第九章 聖德太子

厩戸皇子は諡を聖德太子といひ、聰明聖智で學識博く、裁決流るゝが如く、特に未然を知るの明があつて、推古の朝に政を攝し給ふこと二十九年で薨せられたが、其間、佛法を弘め、憲法を頒ち、使を隋に遣つて、其文物、工藝を輸入し、後世、馬子に阿諛せるなど、兎角の批評はあれど、非凡な學者であつたことと、國運の進歩に偉大な功績のあつたことは疑ふ餘地がないのである。

重要事項…○佛教の隆盛○美術工藝の進歩○官位の始○憲法十七條○官曆の始遣隋使○諸記の編纂

著名人物…○善信尼○慧慈○慧聰○曇徴○味麻之○阿佐太子○小野妹子○隋陽帝
○高向玄理○僧旻○南淵請安○中臣御毛子○學哥○斐世清○犬上御田鍬○船惠尺
○佛教の隆盛 聖德太子は勝海、守屋、等の失敗を以て佛天の冥罰となし、崇峻天皇の時、四天王寺を難波に建て、又た、百濟より獻納せる佛舍利、僧侶、寺工、鑲盤工、瓦工、畫工、等を

献じたるを機として法興寺(後世の元興寺)を造り、善信尼(ゼン)を百済に遣つて、佛教を學ばせ、高麗の僧、慧慈、百済の僧、慧聰の來朝を歓迎して、法興寺に住ませ、自ら、慧慈に就いて、戒を受け、諸皇子、群臣に佛像を鑄造させられたから、佛教は、頓に、盛大となり、佛徒は社會の勢力となり、國家政治の外に立つて、別に一團をなし、普通の法律を以て、制裁し難きものとなり、終に、僧正(ヨウシ)、僧都(ツツ)、法頭(トウ)、等の僧官を置いて、僧尼を檢校させるまでになつた。推古の三十二年の調査によると、寺、四十六、僧、八百十六、尼、五百六十九もあつた。

○美術工藝の進歩 聖德太子の佛教奨励で美術、工藝の進歩には著しいものがあつた。當時、高麗百済から僧侶の來る者が頗る、多く、皆な學問技術に長じ、百済の僧、觀勒(クワン)は、曆、天文、地理、遁甲、方術、等の書を獻じ、高麗の僧、曇徴(トウシウ)は、彩色、紙、墨の製法を傳へ、百済の人、味麻之(シマ)は吳の伎樂を傳へた。太子は又た、寺工、佛工、畫工、等を招き、畫師を諸國に置いて、寺院の裝飾、及び佛像を畫かせ、人は皆な、寺塔の造營、佛像の彫刻に、資材を惜まなかつたから、建築、彫刻、繪畫、等の技術が大に進んだ。されば山背(ヤマセ)の畫師、河内の畫師、楢(ナラ)の畫師等の名は後世に傳はり、百済より歸化せる阿佐(アサ)太子が畫いた聖德太子の像は今、尙ほ、處々に其模本があつて、本朝最古の繪の模型となつて居る。

○官位の始 我朝には、古來、官位の制がなかつた。然るに、推古の十一年、聖德太子が始めて、之を制定し、十二階を定め、冠の色で、位階の區別を明にし給ふた。其十二階の名目は左の通りであつた。

- | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 大德 | 小德 | 大仁 | 小仁 | 大禮 | 小禮 |
| 大信 | 小信 | 大義 | 小義 | 大智 | 小智 |

○憲法十七條 推古の十二年、太子は、又た憲法十七條を作り給ふた。其主旨は、訓戒で、君臣の大義を明にし。上和下睦の理を説き、佛道の勸善懲惡を示されたもので、全文は左の通りである。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 一、和を以て、貴となし、忤ることなきを宗とせよ。 | 六、惡を懲らし、善を勧めよ。 |
| 二、篤く三寶を敬せよ。 | 七、人各、任あり、掌る事、宜く濫れざるべし。 |
| 三、詔を受けては必謹め。 | 八、群卿、百僚、早く朝し、晏く退け。 |
| 四、群卿、百僚、禮を以て本とせよ。 | 九、信は是義の本なり、每事信あれ。 |
| 五、餐を絶ち、欲を棄て、訴訟を明辨せよ。 | 十、忿を絶ち、瞋を棄て人の違ふことを怒らざれ。 |

十一、功過を明察し、賞罰、必、當てよ。

十二、國司、國造、百姓に斂すること勿れ。

十三、諸官に任ずる者、同じく職業を知れ。

十四、群卿、百僚、嫉妬あること勿れ。

五〇

十五、私に背き、公に向へ。

十六、民を使ふに時を以てせよ

十七、大事は獨、斷すべからず、必、衆と論ぜよ。

○官曆の始 我邦、古來、曆法なく、春耕、秋收を記して、年紀として居たが、三韓征伐の後ち、支那、朝鮮との往來が頻繁となるに連れて、彼の土の曆によつて、歲月を紀し、人事を行つた。されど、未だ官曆はなかつた。欽明の朝、百濟が曆博士を送つてから、曆學が始まり、推古の十二年(紀元一二六四)聖德太子が始て、官曆を制して、之を頒布された。それは固より、太陰曆で、支那から朝鮮に傳はり、朝鮮から我邦に入つたものに準據して、制せられたものである。

○遣隋使の派遣 聖德太子の事業中で、最も重大な影響を後世に及ぼしたのは、遣隋使を派遣して、直接に、支那との交通を復興したことである。抑も、我朝廷から、使臣を支那に遣つたのは、既に、仁徳の朝に始まり、所謂、遣吳使は、雄略の朝まで、屢々派遣せられたが、五胡の亂以來、支那の禍亂は、愈々、甚しくて、遂に、南北朝の紛争となつたから、我との交通は一旦、斷絶した。然るに我崇峻の時、隋の文帝が支那を一統し、其子陽帝(煬)に至つて、國勢、益々、

盛昌となつたから、推古の十五年(紀元一二六六)、小野妹子(イモコ)を使節として、隋に遣ると、明年四月、陽帝は妹子と共に悲世清(イセキ)を我國に來らせ、交通が復た始まつた。九月、世清が歸る時、再び妹子を大使とし、吉士雄成(キツノリ)を副使とし、高向玄理(タカムキ)僧旻(ヒコ)、南淵請安(ミナモト)等を始として、多くの學生、僧徒を從へて、世清と共に、赴かせられた。其時、聖德太子の陽帝に送られた文書に「日出處の天子敬みて書を日没處の天子に致す云云」とあり、我天皇が、外國の帝王と、親く、贈答し給ふたことは、明治以前に於ては、唯々、此一例のみがある。尋いで、隋が亡びて、唐が起つた時、舒明天皇は、犬上御田歙(イヌカキ)を派遣し給ふた。是が遣唐使の始である。それから、支那の學術、文藝は盛んに、我に、輸入せられ、尋いで、大化の改新となつて我制度、文物は、概ね、唐に模倣せられたが、その根原は、實に、聖德太子の遣隋使派遣にあるので、日本と云ふ國名も「日出處の天子」の文句から出たと云ふことである。

○諸紀の編輯 推古の二十八年、聖德太子、蘇我馬子と議して、天皇紀、國紀、臣連(ミコト)、伴造(トモツクリ)、國造(クニツクリ)、百八十部(ヤマト)の(公民)の本紀を作り給ふた。馬子、中臣御食子(ナカノミケコ)、小野妹子(イモコ)等は諸家に藏する古紀の搜索蒐集に力を盡し、太子、親ら、文案を書し、秦大連(アヒノ)と博士學司(ガク)とは文章を潤色して、編輯の業を成したそらだ。これは本邦、最古の修史事業で、若

し保存せられたなら、後世を益することが極めて多かつたらうに。惜いことに、蘇我氏が滅びる時、悉く焼棄された。而して、其書類の中には、船惠尺(フナシ)が、燼餘より取出したものがあつたのに、それすら、今日には傳はらない。唯々、國造紀のみは、本物らしいのが遺つて居る。

第十章 蘇我氏の專横及び滅亡

蘇我馬子が死んで、其子蝦夷が大臣となつたのは聖德太子が、お崩れになつて後ち、五年のことであつたが、それから二年経つと、推古天皇も、お崩れになつた。すると蝦夷は新天皇を迎へることに就いて、弟の境部臣麻理勢と意見を異にして、兄弟喧嘩を始めた。兄の蝦夷は敏達天皇の皇孫舒明天皇を立てやうとし、弟の麻理勢は聖德太子の御子、山背大兄王を立てやうとした。蝦夷は遂に兵力に訴へ、不意に麻理勢の宅を攻めさせて、之を殺し、舒明天皇を擁立し、横暴を極め驕奢を盡し、終に、蘇我氏の滅亡を招くに至つた。

重要事項……○蘇我蝦夷の專恣○山背大兄の謙德と自殺○蝦夷、入鹿、父子の驕

奢○中大皇子と鎌足○入鹿誅戮○蝦夷誅戮

著名人物……○蘇我蝦夷、山背大兄皇子○境部臣麻理勢○蘇我入鹿○古人大兄皇子○巨勢德太古○中大兄皇子○中臣鎌足○南淵先生(請安)○蘇我倉山田石川麿○佐伯子麿○輕皇子。

○蘇我蝦夷の專恣 蝦夷は弟の麻理勢を殺して、舒明天皇を擁立し、功を恃みて、專横を極め天皇の在位十三年の間、我が意のままに、庶政を處斷し、朝臣は何れも、蘇我家の奴隸の如く、毎に、大臣の家にのみ出入して、朝廷に參勤する者は甚だ少かつた。而して、天皇がお崩れになると、蝦夷は、又た、皇后を擁立した。是が皇極天皇で、蘇我氏の專横は益々、甚しくなつた。

○山背大兄皇子の謙德と自殺 山背大兄皇子は賢明で人望もあつたが、又た至つて、謙德の高い方で、麻理勢が皇子を天位に奉うとして、兄と争つた時、皇子は「一身の爲に天下の亂を見るに忍びないから」とて麻理勢を慰諭された程である。されば皇子の勢望は益々、高く、爲に蘇我氏に忌憚され給ふた、皇極天皇の元年、蘇我入鹿は自分勝手に大臣と稱して、父蝦夷に代はつたが、其威權は父にも勝り、政刑を嚴肅にしたから、盜賊も恐怖し、途上のおとし物を拾ふものさへなかつたそうだ。さて、入鹿は自分の妹の産んだ古人大兄皇子を早く、位に、即けたくて、密

に廢立の計畫を立てたが、山背大兄(ヤマト)皇子の徳望が高かつたから、入鹿は之を忌憚し、巨勢徳太古(コセコト)等を遣つて、突然、皇子の班鳩(カカル)宮を襲はせた。皇子は之を探知し、馬骨を寢床に置き、一族を率ゐて、道げた。されど、徳太古等は宮を焼いて、灰中の白骨を見、皇子の死と思ひ、圍を解いて退去つた。皇子は數日、山に隠れて居られたが、一身の故を以て、萬民を煩はすに忍びないとして、班鳩寺に還り、蘇我氏の軍に圍まれ、子弟、妃妾、等、二十四人と共に自殺された。

○蝦夷、人鹿、父子の驕奢

蝦夷父子は、唯々、朝政を私して、専横を極めたばかりでなく、更に僭越を恣にし、其祖廟を葛城の高宮に建てて、皇室の廟に擬し、又た、大役を興して、豫め父子の墳墓を今來(イマ)に營み、蝦夷の墓を大陵(オホミ)といひ、入鹿の墓を小陵と稱し、新に父子の第宅を甘櫛(アマノ)岡に竝べ建て、蝦夷の宅を宮門(ミヤカ)と稱し、入鹿の宅を谷宮門(ヤノミヤカ)と云ひ、己が子女を王子(ミコ)と呼び、宅の外圍に柵門を構へ、其傍に、兵庫を建てて兵器を備へ、常に、兵士を置いて邸門を警衛させ、別邸を畝傍山の東に起て、城を築き、池を穿ち、五十の兵士に出入を護衛させ萬事、天皇を氣取つて居た。

○中大兄皇子と中臣鎌足

中臣鎌足は天兒屋根(アマノ)命の二十三代目の孫であつた。命は瓊々

杵(ハシ)尊の輔佐、其孫天種子(アマノタマ)命、は神武天皇の功臣、而して、其子孫は世々、祭官の職を奉じ、名族として著はれ、鎌足の父、御食子(ミケ)は推古の朝に、小徳冠であつた。鎌足は博學で大志を抱き、器宇が宏遠で、智略に勝れて居た。されば皇極天皇の御弟輕(カス)皇子(孝徳天皇)は早くより鎌足の人物に見込を付け、厚く敬待されたから、鎌足は知遇を感じて、竊に翼戴の意を通じた。當時、蘇我入鹿は益々、横暴を極めたから、鎌足は慨然として、私に國家救済の計を巡らし、皇族中、有爲の人物を求め、中大兄皇子に望を屬した。其時、會々、法興寺に蹴鞠の會があつて、始て、皇子に親近し、共に孔孟の教を南淵(ミナ)先生に學びて相往來し、皇子に勸めて蘇我倉山田石川麿(ソウザンカハヤマト) (入鹿の族)と結婚させ、又た、佐伯子麿(サヘノミコ)等を招いて、大事を成すの援助とした。

○入鹿誅滅

皇極天皇の四年(紀元一三〇三)三韓の使者が來朝したから、鎌足等は其進調の日に入鹿を斬るの計畫を定めた。當日、天皇は入鹿を侍らして、大極殿に御し、三韓の進調を受け給ふたが、中大兄皇子は十二門を殘らず閉鎖させ、禁衛の士を一所に集めて、警戒し給ふた。やがて、時刻が來たから石川麿は進んで、三韓の表文を讀んだが、恐れて、聲が慄へたから、入鹿は怪んで「なぜ慄へるか」と訊ねた。石川麿は「至尊に近いからです」と答へて、朗讀を續け、もは

や、了りさうになつたのに、子鷹、等は、懼れて、進まず、あはや、時機は去りさうであつた。そこで、中大兄皇子は、いきなり飛込んで、入鹿の肩を斬り給ひ、入鹿が驚いて起つたとき、子鷹は其一脚を傷け、遂に首を斬り取つた。是は、やがて、皇子が天智天皇となつて中興の偉業を成し給へる發端である。

○蝦夷誅滅 入鹿を誅すると、中、大兄、皇子は、直に、法興寺に入り、兵を備へて、自ら衛り給ふたが、諸皇族、諸臣、皆な來つて、皇子に従ひ、蘇我氏に附隨する者は、また、何れも、蝦夷を助けて軍陣を布いた。そこで、皇子は、巨勢徳太古(コセト) (蘇我の族)等を遣つて、大義を説かせられると、其軍衆は、忽ち散解し、蝦夷は己が家に火を放ち、圖書、珍寶と共に焼失せた。此時、聖徳太子が馬子等と編纂せられた天皇紀、國紀、等の書も火中に入つたのを船惠尺(フナシ)が身を顧みないで、僅に國紀のみを取り出し、中、大兄、皇子に奉つた。是が即ち舊事紀數卷であつた。(今に傳はるものは偽作)間もなく、皇極天皇は位を中、大兄、皇子に譲らうとなされたが、皇子は鎌足の言に従ひ、天皇の同母弟輕(カハル)皇子に即位を勧め、自ら、皇太子となつて、一は民望を養ひ、一は百事改新の制度を調査なされた。而して、鎌足の輕皇子に對する約束も、かくて、履行せられたのである。輕皇子は即ち、孝徳天皇である。

第一期間の大勢を概括すると、神武天皇東征以來、大和民族の勢力は次第に擴大し、蝦夷を征し、熊襲を平げ、神功の三韓征伐以來、朝鮮を附庸とし、支那と通じ、歸化人も年々多く、文物、工藝の輸入も頻繁となつて文運の隆盛を齎らし、國家の發達に偉大な助力を與へ、引いては、大化の革新を促がすことゝなつた。

皇位年代表

御代數	御諡號	紀元年	御代數	御諡號	紀元年	御代數	御諡號	紀元年
一代	神武	(一—九)	十四代	仲哀	(八五—一八〇)	二十六代	繼體	(二六七—二九三)
二代	綏靖	(一〇—二二)	(神功皇后)	神	(六一—一九九)	二十七代	安閑	(二九四—二九五)
三代	安寧	(二一—五〇)	應神	德	(九三—一九七)	二十八代	宣化	(二九六—二九九)
四代	懿德	(五一—八五)	履仲	德	(九七—一〇五)	二十九代	欽明	(三〇〇—三三二)
五代	孝昭	(六一—六八)	反仲	正	(一〇六—一〇七)	三十代	敏達	(三三三—三四五)
六代	孝安	(六九—七〇)	允恭	正	(一一一—一一三)	三十一代	用明	(三四六—三四七)
七代	孝孝	(七一—四六)	安康	恭	(一一七—一二三)	三十二代	崇峻	(三四八—三五三)
八代	孝孝	(四七—五三)	雄略	略	(一二四—一二六)	三十三代	推古	(三五三—三八八)
九代	開化	(五四—五三)	清寧	寧	(一二七—二二九)	三十四代	舒明	(三五三—三六八)
十代	崇神	(六四—六三)	顯宗	宗	(二四〇—二四四)	三十五代	皇極	(三六九—三〇一)
十一代	垂仁	(六三—七〇)	仁賢	賢	(二四四—二四七)	三十六代	孝德	(三〇一—三〇五)
十二代	景行	(七三—七九)	武烈	烈	(二四八—二五〇)	三十七代	齊明	(三〇五—三三四)
十三代	成務	(七九—八五)			(二五九—二六六)			(三五—三三二)

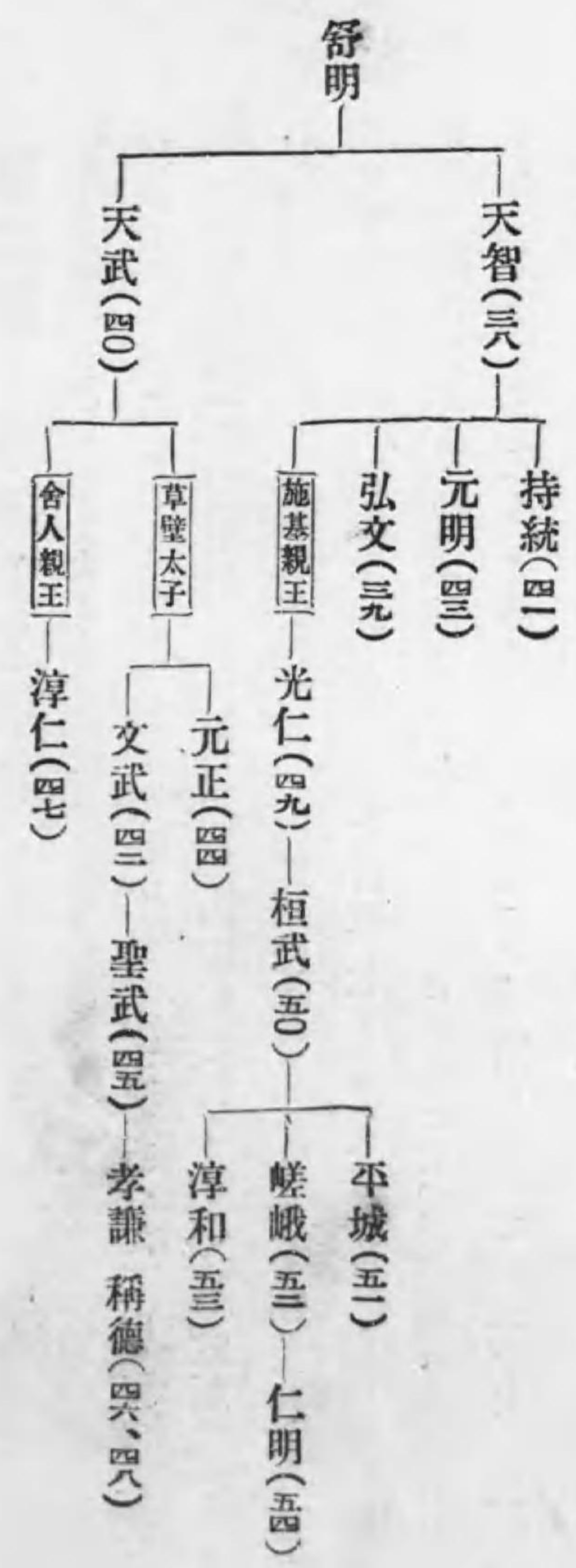
第二期 皇威隆盛時代

紀元一三〇五より
同 一四九三まで

本朝、建國このかた政治上の變動の最も著しいことが三回あつた。第一回は大化の革新、第二回は鎌倉幕府の創立、第三回は明治の維新である。大化の革新は中、大兄ノ皇子が中臣鎌足と謀り、高向玄理(カウモリ)僧(曼)等を用ひ、唐の制度に倣つて施されたもので、其目的は官職世襲の氏族制を打破し、人才用登の途を開いて、閥族跋扈の宿弊を除き、地方の封建的田莊を沒收し、之を公領として、萬機親裁の實を擧げるのであつた。是より先き、支那では、唐が起つて、隋に代つて、天下を一統し、(推古の末年)太宗帝が即位してから、儒教主義の政治を布き、大に制度を整頓し、文教を奨勵し、所謂、貞觀の治と稱する文物燦然たる世となつたが、高向玄理、僧曼等は、嘗て、推古の朝に、小野妹子に随つて隋に赴き、長く、彼の土に留學し、貞觀文物の制度をも視察して、歸朝したから、中、大兄ノ皇子、中臣鎌足は此二人を、國博士(ハカセ)として、革新の廟議に參與させ、よく、大改革の功を奏したのであ

る、勿論その後も引續いて、種々の變遷もあり、改革も行はれたけれど、藤原氏が政權を握るまで、約二百年間は、大體、此革新が基礎となつて、皇威、益々、振ひ、萬機親裁の實が擧がつて居たのである。

皇位繼承第二表



第一章 大化の新政

上代の氏族制は年を経るに連れて、著しい弊害を現はし、權門勢家は中央政府で威張つて居るばかりでなく、地方に莫大な田莊を有し、部曲の民を自由に使役して財源が豊富であつたから、蘇我氏のやうに朝臣を自分の家來のやうにし、天皇陛下をも侮蔑する程の不都合なものが出來たのである、されば中大兄皇子は、既に蘇我氏を滅ぼされたからには、どうしても、蘇我氏のやうな大家の、復たと再び、出來ないやうに政治組織を、根柢から、改めなければならなかつた、幸に唐の制度を見て來た留學生等が歸朝して居たから、彼等の意見を探り、唐のを模倣して、大改革を施こされたのである。

重要事項： ○三大臣の設置 ○土地、人民の處分 ○租税法 ○地方制度 ○良民と奴婢 ○禮法位階 ○八省、百官 ○遣唐使と留學生
著名人物： ○中大兄皇子 ○中臣鎌足 ○阿部倉梯麿 ○蘇我倉山田石川麿 ○吉士長

丹○吉士駒○道嚴○道通○覺勝○辯正○知聰○定惠○巨勢老人○高田首根麿○掃
守連小麿○道福○義向○高向玄理○河邊臣麿

○三大臣の設置 紀元一三〇五年六月、蘇我入鹿が誅戮されると、間もなく、孝徳天皇が位に即き、中大兄皇子を皇太子として革新の事を任されたから、皇太子は改革の第一着手として、左右大臣及び、内臣の官を設け、阿部倉梯麿を左大臣とし、蘇我倉山田石川麿を右大臣とし、中臣鎌足を内臣とし給ふた。石川麿は馬子の孫で入鹿とは従兄弟の間柄であつたが、大義の爲に親を滅ぼしたと云ふ大勳があり、倉梯麿は孝元天皇の皇子、大彥命の後裔で、皇別に屬せる勢家であつたから、此二人が拔擢を蒙つたのである。是が大改革の端緒で、翌年には、始めて年號が出来て大化と名けられた。

○土地人民の處分 是まで、大伴、物部、蘇我など、大臣 大連の家は勿論、名門の諸氏は功勞の多少によつて土地、人民を賜はり、子孫、世襲の財産とすることを許されて居たから、何れも應分の土地、人民を私有し、全國、到る處、土地は大官の莊田(私有地)となり、人民はその部曲の民(部下)となつて、全く、封建の形勢をなして居たから、大化の改革で、日本全部の土地を國家の公有とし人民を朝廷の直轄に歸せしめ、大化二年に、諸氏の私民、私領が廢され、その代りに、

朝臣は食封(シキフ)を頂くこととなつた。食封(シキフ)とは戸數を定めて、其上納する庸調の全部、若くは、幾分を、諸氏に給與されるので其戸を封戸と云ひ、同じく公民なれど、其政府に納むる庸調を、直に、諸氏に納めたのである。かくて、朝廷では全國の戸口を知るの必要が出来たから、國郡の境界を定められ、管轄を明にせられ、邑里の制を立てられ、戸籍の法を設けられ、全國が統一の政令に歸した。然し、天下の土地は、直接に、朝廷から耕耘の監督まで出来るものでないから班田收授法を設け、人口に割當て貸附せられた。其法は、六年毎に、一回、改めて、貸附するので、男女とも、六才になれば、男には二反餘、女には其三分の二を貸附せられたものである。然れども斯の如き經濟上の原理に反する方法は實行が困難であつたと見え、實際は近畿數國に行はれたばかりで、而かも其實行された地方も奈良以後は漸く廢止の姿となつた。

○租税法 大化以前には朝廷の御料地(屯田)を設け、朝廷に直隸する民部を置いて平時の經費に充て、祭祀、外交、兵戰、等、特に費用を要する時は、全國の人民から、徵發せられたが、改革の後には朝廷から、直接に、土地、人民を統治されることとなつて、朝廷の事務は俄に忙しくなり其費用も多額となつたから、大化二年に、戸別調の制を定め、田祖の法を布いて、朝廷、及び、政府の費用に當て、遂に、租庸調の制定となつた。其詳細は大寶令に出て居るから、律令撰定を記す

時に細説しよう。

○地方制度 全國の土地が悉く、公有となり、人民が悉く、公民となつたから、地方には國司郡司、關塞、斥候、防人(マサ)、驛馬、傳馬などを設けて、中央政府で直接に支配せられ、全く郡縣の制度となつた。之を細説せば、改めて、國郡の境界を定め、從來世襲せる國造、懸主を廢し、任期を限りて交代する國司を派遣し、郡には郡司の下に、主政、主帳の二職を置き、從來の國造の中から、清廉で、時務に堪能な者を郡司とし、其聰敏で、書算に工みな者を主政、若くは、主帳とし、三十里以上を大郡とし、四里以上を中郡とし、三里を小郡とし、幾内及び諸國の要地に關塞、斥候、驛傳を設けて、中央と地方との交通聯絡に便し、國都では、坊毎に、長、一人を置き、四坊に、令、一人を置いて、戸口を調査し、奸非を警察させられた。

○良民と奴婢との別 良民とは國家の公民で班田を受ける資格のあつたものを云ひ、此良民の外に古くから、奴婢と云ふものが多くあつた。蓋し、東夷、三韓、等の征伐があつてから、捕虜を奴隸とすることが行はれ、又た、良民の犯罪者が、その門族を沒せられて奴隸となることもあつて、奴隸の数が段々増したのもらしい。そこで大化の改革で全國に同一の政令を布くには、先づ良民と、賤民との區別を立てる必要があつたので大化元年に、男女に就いての法を定め、良男

と良女との子は父に、良男と婢との子は母に、良女と奴との子は父に、配することゝされた

○禮法位冠の制定 大化三年、禮法を定め、凡そ、位ある者は、必ず、寅の時刻に、南門の外で、左右に羅列して日の出を伺ひ、庭に就いて、再拜し、それから、廳に侍り、午の時刻に、鐘を聽いて退出することとし、七色十三階の冠を制し織冠を最上とし、繡冠、紫冠、錦冠、青冠、黑冠の順を立て、六冠とも、各々、大小を別ち、凡て十二階に、最下の建武を加へて、十三階とし、大儀ある時に、着用することとされた。然るに大化五年に至り、更に、爵位を表する爲に、改めて十九階の位冠を制定された。

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| (一)大織冠 | (二)小織冠 | (三)大繡冠 | (四)小繡冠 | (五)大紫冠 |
| (六)小紫冠 | (七)大華上冠 | (八)大華下冠 | (九)小華上冠 | (十)小華下冠 |
| (十一)大山上冠 | (十二)大山下冠 | (十三)小山上冠 | (十四)小山下冠 | (十五)大乙上冠 |
| (十六)大乙下冠 | (十七)小乙上冠 | (十八)小乙下冠 | (十九)立身冠 | |

○八省百官の設置 大化五年、高向玄理、僧旻、等に、中央政府の組織を考定させ、八省百官を設置し給ふた。八省は中務(ナカツ)、式部(シキ)、治部(チ)、民部(タシ)、兵部(ウツ)、刑部(ケツ)、大藏(オホクラ)、宮内(ミヤウチ)で、唐朝の三省、六部に準據して増減したものである。唐の三省は中書省、門下省、尙書

省で、六部は、吏部、戸部、禮部、刑部、工部である。我が中務省は天子の詔勅を出し、訴願を納れ、式部は官吏を進退し、學校を監督し、治部は貴族、僧尼、外交を司り、民部は土地、人民、兵部は軍事、刑部は裁判、大藏は出納、宮内は宮中の用度を掌る所であつた。

○遣唐使、及び、留學生　大化の新政は唐の制度によつて、潤色したものであるから、遣唐使、留學生の派出は、當時必要な事であつた。されば、孝徳天皇は、二回、之を派遣し給ふた。第一回は紀元一三二三年(白雉四年)五月のこと、大使は小山の上、吉士長丹(チカニ)、副使は小乙の上吉士駒(コノシ)であつた。之に隨行したのは學問僧道嚴(ダウ)、道通(ドウ)、覺勝(カクシ)、辯正(ベンシ)、知聰(チウ)、定惠(テイヱ)、及び、學生、巨勢臣(オホセ)、藥氷連老人(ヤスヒツネノヲシ)、等で、同伴百廿一人、俱に、一船に乗り、又た、大使、大山下、高田首根鷹(タカネノトビ)、副使小乙ノ上、掃守連小鷹(コトノトビ)、學問僧道福(ダフク)、義向(ギキョウ)等、合せて、百廿一人、別船に乗つて出發した。第二回は其翌年二月のこと、大錦ノ上、高向玄理(タカムツ)が押使となり、小錦ノ下、河邊臣鷹(カノエノトビ)が大使となり、二船に乗つて出發し、道を新羅(シラ)に取つて、唐の帝都長安に達したのは唐の高宗永徽五年であつた。高宗は我使節を引見し、我地理、歴史に關する質問を試み、高向玄理が問に應じて答へたさうだ。而して、玄理を始め、唐で死去したのもあり、途中、海上で死んだものも少くなかつたさうだ。

第二章 天智天皇、我版圖略定

紀元一三一四年 孝徳天皇はお崩れになつたが、皇太子、中ノ大兄は、皇極天皇に重祚を勸めて 齋明天皇となし奉り、御自身は、相變らず、皇太子として、國務に盡力せられ、七年を経て、齊明天皇がお崩れになつた時も、直に位に即き給はず、六年の間、喪服を召され、然る後ち、天皇の位に即き給ふた、是が天智天皇で、大化の初から、二十三年と云ふ長い間、皇太子として、中臣鎌足と共に力を改革に盡し、御即位の後は、僅に四年で、お崩れになつた。されば、天皇の御事業の大部分は、皇太子の時に成されたので、その成績の偉大なことは、源平二氏の起るまで、凡そ、五百年の泰平が、天皇の偉業に基くのを見ても判かる、だから、後世から、天皇を尊んで、中興の宗とし、歴代の奉弊も、天皇の御靈には特別の典を設けられた程である。而して、大化の改新のかた、國內で治績が大に擧がり、諸制度が泣派に整頓する間に、外部でも、幾多の重大な事件が起つて、我國の版圖に伸縮があつた。

重要事項……○蝦夷征服○高麗、百濟の滅亡○唐との和親○南方諸島の服屬○近江朝廷の律令○中臣鎌足の薨去

著名人物……○阿部比羅夫○劉仁願○劉仁軌○阿曇比羅夫○粟田真人○中臣鎌足

○蝦夷征服 蝦夷は日本武尊が遠征なされてから、至つて、平穩であつたが、四百餘年も経過する間に、追々、亂暴を働くやうになり、時々、關東方面を侵して、人民を苦しめたから、紀元一三一八年(齋明天皇四年)、越國守(コシノク)、阿部比羅夫(ヒラフ)に、遠征を命ぜられ、比羅夫は舟師七十艘を率ゐて、遠征した。當時、蝦夷に三種あつて、最も遠方のものを津輕蝦夷(ニシノ)と云ひ、次を麤蝦夷(ヒラエ)と云ひ、最も近いのは熟蝦夷(ニシエ)と云ふのであつた。その中、熟蝦夷は従順で、毎歲、入貢を怠らなかつたが、麤、津輕の兩蝦夷は、全く、皇威を恐れなかつた。然るに、比羅夫の進撃を聞くと、兩蝦夷の諸族も大に恐怖し、先を争つて降服したから、朝廷では、恩徳を施して、之を心服させる方針を取り、降服者を罰しないで、却つて、是まで亂暴した罪を免し、威望のある酋長には、賞祿を賜ひ、冠位を授け、淳代(ムシ)、津輕の二郡を設けられたから、夷族は相率ゐて、赤心、朝廷に仕へるやうになつた。而して、比羅夫は、更に、進んで、渡島(ワツシ) (今の北海道の總

稱)の蝦夷を伐つて、之を降し、翌年、郡領を、後方羊蹄(ヤマト) (後志)に置き、遂に、蝦夷を嚮導となし、舟師二百艘を以て、肅慎(ハセ)まで遠征した。肅慎は、今の滿洲の北方に國を建て、海路が遠くないので、我が蝦夷と互に交を通じ、屢々蝦夷を授けて、我が邊境を掠めたこともあつた。よつて、比羅夫は蝦夷征服の勢に乗じて、之を伐ち、痛く、其軍を破つて、蝦夷の後援を絶つたから、皇威は北海道まで振ふことになつた。

○百濟、高麗の滅亡 唐の高宗は太宗の遺業を繼ぎ、四方を征伐して、大に其版圖を擴大し、西は西域(イタリ)諸國を平げ南は林邑(ユウ)の南端まで服し、北は蒙古の諸夷族を服屬して、遂に、東、朝鮮半島へ手を出した。その時、新羅は欸を唐に通じたから、高宗は劉仁願(リカウ)、劉仁軌(リキウ)、等に、兵を授けて新羅を援けさせ、皇紀一三二〇年、齋明六年、百濟、高麗を征伐した。そこで、二國は援を我に求めたから、朝議は出征に決し、齊明天皇は、親ら、皇太子(天智天皇)を隨へて、筑紫に幸し、朝倉の行宮に崩御し給ふた。よつて皇太子は阿曇比羅夫(ヒラフ)、阿部比羅夫(ヒラフ)、等に舟師百艘を授けて、百濟を救はせられたが、白江口(ハクコ)の戰に、我軍、四たび唐兵と戰つて、皆な敗れ、百濟は滅び、我が諸將は歸國を命ぜられた。天智天皇は對馬、筑紫、等に防烽を設け、水城を備へ、都督府を戒嚴し、兵を近江に關して、外寇に備へ給ふたが、天皇の四年(紀元一三一六)唐

は劉徳高、等を使として來朝したから、我からも、使を遣つて、報聘した。それから三年経つと、唐は遂に高麗をも滅ぼしたが、高麗、百濟、共に餘地を受けて、國を建て、宗祀を存することを許され、新羅と、三國、相並んで、唐の封冊を受け、三韓と我との縁は切れた。

○唐との和親 朝鮮と我との關係は斷絶したが、我と唐との交際は其後ち、愈々圓滑となり、來往は益々、頻繁となり、文武の大寶元年には、粟田真人を執節使とし、大使、副使以下を命じて、唐に遣り給ふた。然るに、その前に、唐の高宗が死んで、皇后の武氏が中宗を逐つて政權を握り、唐を改めて周と號したが、真人の行つたのは、周の長安二年であつた。真人は博學能文で、進退に儀容があつたから、我が國風が大に唐朝に嘆稱せられ、君子國の譽を博した。武后が死んで、中宗が唐朝を回復してから、我より使を遣つたことは、大概、代毎に、一回で、出發の時は、大船、四艘を造り、使臣を優勞し、餞を殿上に賜ひて、送別の宴を張り、五位以上の者が詩歌を贈酬したので、凡そ同行は大使以下、數百、人は、材幹を選び、船は堅牢を極めたけれど、造船の術も、航海の技も、固より幼稚であつたから、或は風濤に漂はされ、或は寇賊に遭ひ、使命を全うして歸る者は半數もなかつたことが多かつたそうである。而も、危險を顧みず、遣唐使の派遣毎に、碩學、高僧が隨行して、唐に入り、彼の文物を傳へて、奈良朝時代の文運に貢獻したことは、恰も

明治の學者技術家が、歐米の文物を輸入したのに髣髴して居る。

○南方諸島の服屬 任那が滅び、日本府が廢せられてから、筑紫都督府は鎮西府と改められて、九州及び二島(壹岐對馬)を管轄させられたが、大化の頃、又た太宰府と改稱せられ、猶ほ、鎮西府の如く、西海の國司、郡司を管轄させられて居た。然るに、大隅の邊境に住める隼人(イナ) (熊襲の裔)の種族、及び其西南に羅列せる群島は、未だ、全く、皇化に浴しなかつたが、孝徳の朝、吐火羅(トラス) (今の寶島)が太宰府に服屬し、天智の時、薩隅も、次第に皇化に向ひ、天武の朝に多楸(タカ)島(今の種子)が歸服し、持統の朝に、太宰府から僧侶を派遣して、阿多(アタ) (薩摩)、大隅に佛教を弘布させ、文武の朝に、夜久(ヤク) (今の屋久)、庵美、(アミ) (今の大島)、度感(タク) (今の徳島)、等の諸島が服屬した。斯くて、天智天皇の前後に我領土は韓土を棄て、西に縮み、蝦夷を征して、東に伸び、又た西南諸島を合せて、版圖が略、定まつた。

○近江朝廷の律令 大化から引き續いて、天智天皇は、着々、改革の歩を進められたが、即位の後も、猶ほ、心を制度の整頓に用ひ、特に、群臣に命じて、律令を撰定させ給はつた。是が近江朝廷の律令で、天皇が近江の國、大津に都し給ひしによつて、斯く名けたものである。この近江律令は他日、大寶律令の撰定せられる前提で、本邦最古の令典と稱すべきである。何故なれば、聖

徳太子の撰定に係る憲法は佛教の普及を目的とし、勸善懲惡を明にして、訓戒を加へられたもので律令と稱すべきものでないからである。而して、近江律令は、二十二卷あつたが、惜しいことに一卷も後世には傳はらない。

○中臣鎌足の薨去 紀元一三二九年、中臣鎌足が薨した。鎌足は、終始、天智天皇を輔佐し、天皇の偉業は、多く、鎌足の輔佐で成功を見たのだから、天皇は深く彼を敬愛し、其病の危篤な時、親く、病床に就いて慰籍し、更に、皇太弟を遣つて、大織冠を授け、藤原氏を賜はり、愈々斃じた時、又た、親しく、葬送の儀に列しやうとなされたが、時の大臣、公卿等が、相議して、天皇の御身で、山送の事は、例が無いとて、諫めたから、お止めになつた。後世、藤原氏が隆盛となるのは鎌足の偉勳に基くのである。

第三章 壬申の亂と天武天皇

天智天皇の皇子、大友(オホトモ)は聰明博識で、詩文をも善くされたから、天皇の寵愛甚だ、深く、太政大臣の官を設けて、皇子を之に充て給ひ、やがては、位を傳へやうと思召された、されど、皇弟、大海人皇子が、早くから、儲嗣に定まり、内外の望

を負つて居られたから、天皇の御病氣が危篤の時、太弟を召して、之に後事を委ね給ふたのに、太弟は天皇の眞意を察して「病氣に罹つて居ますから」と偽つて、儲位を辭し、出家を請ひ、天皇から、御許可と袈裟とを賜はると、直に、吉野の山寺へ遁世して、剃髮された。然し、時人は之を評して、「鹿を野に放つやうだ」と云つたが、果して、天智天皇がお崩れになつて、大友皇子が踐祚されると、大海人皇子が、吉野から暴れ出して、所謂、壬申の亂を引き越し、忽ち、位に即いて、天武天皇となり、大に心を治國に用ひ、新に施設せられたことも少くなかつた。

重要事項……○弘文天皇の用意○大海人皇子の擧兵○官軍の敗績○清見原朝廷の政治○古事の討究、

著名人物……大海人皇子○大友皇子○蘇我赤兄○中臣金○蘇我果安○巨勢比等○紀大人○村國男依○和部弼君手○大津王○高市王○鷓野皇女○草壁王○忍壁王○小子部針鈞○大伴吹負○壹岐韓國○山部王○智尊○犬養五十君○谷鹽手。

○弘文天皇の用意 大海人が吉野に遁世すると、天智天皇は大友皇子を皇太子とし、争亂を慮

つて、左大臣蘇我赤兄(ワカ)、右大臣中臣金(カネ)、御史大夫蘇我果安(カサ)、巨勢比等(ヒト)、紀大人(ホトシ)等に輔佐の任を盡すべきことを誓はせて、紀元一三三一年に崩じ給ふた。そこで、大友皇子が位に即き給ふたが、大海人の出家が彼の素志でなかつたのは明白であり、彼の性質が英邁で、人望のあつたことも判然して居たから、天皇は密に警戒を加へて、非常の場合に備へられた。

○大海人の擧兵 紀元一三三一年六月、大海人皇子は兵を擧げて、吉野から、攻上られた。此時、大化以來の改革を喜ばないものもあつて、昔しながらの門地の特權を失つた不平連や、私有の土地、人民を奪はれた以前の勢家が、此機に乗じて、恢復を計り、先を争つて、大海人皇子の旗下に赴いたから、その勢は盛んなものであつた。皇子は、先づ村國男依(ムラコリ)和珥部君手(ワヒベ)等を遣つて、大津(オホツ)高市(タカ)二王を奉じて、不破(フ)の關を塞がせ、親ら其妃廳野(ツ)皇女(天智天皇の女、後の持統天皇、草壁(カサ)、忍壁(ニベ)の二王、以下を率ゐて、東に向ひ、伊勢まで進まれると附近の國司等が、何れも、來り投じたから、兵五百を分つて、鈴鹿の山道を塞がせ、更に、東海、東山、兩道の兵を徵發された。すると、尾張の國司小子部鉦鈞(ツリベ)は兵二萬を率ゐて來り、大伴吹負(フク)等も、また、馳せ參じた。そこで、皇子はその軍を二手に分ち、一は伊勢より大和に入つて、南方から、近江に迫らせ、一は不破より進んで、東方から、近江を攻めさせられた。

○官軍の敗績 大海人皇子が兵を擧げたと聞き給ふて、天皇は直に群臣を集めて、計策を問ひ給ひし時、或人は「急に騎兵を發し、敵軍の集まらない中に追撃なさい」とお勧め申したが、天皇は之をお用ひなく、使を大和、東國、筑紫、吉備、等に派遣して兵を徵發させやうとなされたがその時、東國は既に塞がり、西國も亦た、應ずる者が少かつた。されば壹岐韓國(ツクシマ)は官軍に將として、河内に入り、大伴吹負を衛我(ヤ)河に破つたが、敵軍が兩道から、急に京師に迫つたから天皇は山部王、蘇我果安(カサ)、巨勢比等(ヒト)等に命じ、兵數萬を率ゐて、不破を襲はせられた而かも、諸將、相和せず、山部王は果安等と私闘して殺され、果安は敵軍に破られて自殺し、諸道の官軍、連戰、皆、敗れ、敵將、男依、等は忽ち、瀬田に攻寄せた。天皇は親ら橋西に陣し、僧智尊(チソ)を先鋒とし、瀬田の橋板を撤して、防戦し給ふたが男依の軍、疾く濟り、官軍は、又た、敗れた。智尊は瀬田に戦死し、犬養五十君(イヌカイ)、谷鹽手(シホテ)、等は粟津に戦死し、其他は多く逃亡して、残り少なくなつたから、天皇は山崎に走つてお崩れになつた。(明治三年、諡號を上つて弘文天皇と云ふ)。八月、大海人皇子は賞罰を行ひ、翌年、飛鳥清見原(フシハラ)宮で、即位された是が天武天皇である。

○清見原朝廷の政治

天武天皇は心を政治に留め、更革なされたことも少くなつた。蓋し、天

皇は、もと、天智天皇と意見が合はなかつたから、前朝の施設に、満足が出来なかつた。それに、大化以来の改革は曲を矯めやうとして、却つて、直に過ぎるものもあつたから、天武の更革は稍々復舊の觀があつた。茲に、更革の重要なものを擧げて見ると、(1)近江の朝の跪禮、匍匐禮を停めて、大化時代の立禮に復されたこと。(2)諸王以下諸臣に至るまで、文武の別なく、兵を備へ、馬を蓄へて、用兵騎馬を習はしめ、時々、親ら大閱を行ひ、諸國にも陣法を練習させ、馬のある者は騎士とし、馬のない者は步卒とし、各々、精鍊して、徵發を待たせられたこと。(3)姓氏の紊亂を正して真人(トヒ)、朝臣(アソ)、宿彌(スク)、忌寸(イミ)、道師(ミチ)、臣(ミコ)、連(ムラ)、稻置(イナ)、の八等を定め、皇別の者に、真人を賜ひ、蕃別の者に忌寸を賜ひ、技藝ある者に、道師を賜ひ、諸臣には、勳功により、秩序を立てて、他の姓を賜ふたこと(此八等の姓は恰も後世の五等の爵の如きもの)。(4)冠位を増置して、諸王のを十二階、諸臣のを四十八階と制定なされたこと、等である。

○古事の討究 天武天皇は又た古事の討究にも力を用ひ給ひ、川島(カガ)、忍壁(ニガハ)、二皇子、等に古來の諸事を記録させ、諸家の異説を正して、正史を編まうと試みられた。此時、舍人(シヤ)に稗田阿禮(ヒタノアヒ)と云ふ者が居て、聰明強記であつたから、天皇は阿禮に歴代の天皇、及び事蹟を誦習させて、編史の業の用意をなされたが、間もなく、お崩れになつたので其事業は中絶し、元明天皇

の時になつて、始めて、編史の成業を見るやうになるのである。

第四章 律令の選定

律令の編纂は天智天皇の近江朝廷の令が始めて、天武天皇は之を改正せられたが、天皇崩御の後、間もなく、草壁皇太子も薨じたから、皇后が位に即き給ふた。是が持統天皇で、在位十年の後ち、位を草壁太子の子、文武天皇に譲り、自らは太上皇となり給ふた、太上天皇の尊號は是から始まつた、文武天皇は即位の初、忍壁(ニガハ)親王(ミコ)藤原不比等(フヒト)等(鎌足の子)等に大化以來の令によつて、律令を撰定させられたが、大寶元年(一三六)に出來上つたから、之を大寶律令と云ひ、令が十一卷、律が六卷ある、而して、その發表と共に、明法博士を諸道に遣はして、講述させられたが、後ち、元正天皇の養老二年、更に不比等等に改修させられ、律、令、各々十卷となつたのが養老の律令で、後世まで、尊奉せられたものである。

重要事項： ○律令の目次 ○中央政府組織 ○地方廳 ○位階 ○兵制 ○學制 ○刑法

○律令の目次……令十卷には三十篇あつて其目次を列挙すると

官位令、職員令、東宮職員令、家令、職員令、神祇令、僧尼令、戸令、田令、賦役令、學令、選叙令、繼嗣令、考課令、祿令、宮衛令、宮門令、儀制令、衣服令、營繕令、公式令、倉庫令、廩牧令、醫疾令、假寧令、喪葬令、關布令、捕亡令、獄令、雜令、

、律十卷には十二篇あつて、其目次を列挙すると

名例律、衛禁律、職制律、戸婚律、廩戸律、擅興律、賊盜律、訴訟律、詐僞律、捕亡律、斷獄律、雜律、

此の令、三十篇の中、今に傳はるのは二十八篇で、律十二篇は、過半傳はらない。

○中央政府 大寶律令の中には、直に實施し難いものも少くなかつたやうだが、中央政府に関する部分は、皆なよく、行はれたので、其組織を見ると、二官、八省より成立つて居る。二官とは、神祇官と大政官とで、神祇官は祭祀を司り、諸官省の首班に位し、太政官が其下にあつて、八省を統理した。太政官の職員には、太政大臣、左右大臣、納言、辨官があつた。太政大臣は道德を以て四海の模範となり、大事を裁決するので、適當な人物がなければ、缺員のまゝにして置く。左右大臣は政治の大綱を擧げ、納言は議定の任を負ひ、辨官は執行の職である。八省とは中務、式部、治部、民

部、兵部、刑部、大藏、宮内で、中務省は詔勅を立案し、記録を監し、式部省は官吏の任免進退を司り、學校を監督し、治部省は貴族の分限を序理し、僧尼、及び、外蕃を管し、民部省は國中の土地人民を管轄し、租役を勸し、兵部省は軍務を執行し、刑部省は中央の裁判所となり、大藏省は諸國の調物を出納し、宮内省は宮中の用度を調理するのであつた。八省は、何れも、太政官に直隸し、各省に、卿、輔、函、錄の四部官があつた。而して、八省の外に、彈正臺があつて、官民の非違を監視するの責に任じて居た(今の警視廳に似寄つたもの)。

○地方廳 地方の政廳には、都に左京職、右京職があり、攝津に攝津職があり、筑前に太宰府があつた。此三ヶ處は特に警戒を要する場所であつたから、特別の官廳が設けられたので、其他は何れの國にも國司が置かれ、郡には郡司が任命されて居た。國司の長官を國守と云ひ、任期四年を限つて、交替させ郡司の長官を郡領と云ひ、郡領の任免は國守に司らせてあつた。

○位階 官吏は、門閥に關らず、學識、才能によつて、進退されたので、大學を卒業した者を、秀才、明經、進士の三種に分ち、缺員ある毎に、相當の者を補任する規定であつた。されど、大學に入ることを得るのは、五位以上の子弟のみで、六位以下七位までの子弟は、特に、請願して、許可を得たる後に入學し、其他は、決して、入學を許されないことになつて居たから、一般の庶民

には教育を受ける途もなく、又た、高位高官となるの道もなかつたのである。而して、位階は左表のやうに親王と、諸王と、諸臣と、區別してあつた。

親王—十四階	一品	二品	三品	四品
諸王—十四階	正一位	從一位	正二位	從二位
	從三位	正四位上	正四位下	從四位上
	正五位上	正五位下	從五位上	從五位下
	正一位	從一位	正二位	從二位
	正四位上	正四位下	從四位上	從四位下
	正五位上	正五位下	從五位上	從五位下
諸臣—三十階	正一位	從一位	正二位	從二位
	正四位上	正四位下	從四位上	從四位下
	正五位上	正五位下	從五位上	從五位下
	正七位上	正七位下	從七位上	從七位下
	正八位上	正八位下	從八位上	從八位下
	從八位上	從八位下	大初位上	大初位下
			小初位上	小初位下

○兵制 年齢によつて、全國の人民を六種に分ち、三歳以下を黄と云ひ、十六歳以下を少と云ひ、二十歳以下を中と云ひ、六十歳以下を丁と云ひ、六十五歳以下を老と云ひ、六十六歳以上を

者と云ふ。而して、丁の三分の一を徴發して、軍團に編し、京都には、左近衛、右近衛、左衛門、右衛門、左兵衛、右兵衛の六衛府を置いて、皇都を守衛させ、左馬寮、右馬寮、左兵庫寮、右兵庫寮を置いて、軍馬、兵器を掌らせ、禁中には衛士を置いて、皇居を守らせた。地方には、五六郡毎に、一軍團を置き、太宰府には、防人(ボウジン)と名くる軍隊を遣つて、外寇に備へ、將校には軍毅、校尉、等があつたが、一朝、事ある時には、更に、軍隊を編制し、臨時に、將軍、副將軍、軍監、軍曹、錄事、等を任命された。

○學制 學校設立の初は、天智天皇の時、大寶以後は、京師に大學があり、諸國に國學があつた。大學は五位以上の子弟、八位以上の子で特志のもの、及び、文部(フナブシ)の子を入學させ、學生約三百人、學科は明經道(書經を學ぶ)、紀傳道(漢史、文章を學ぶ)、明法道(法律を學ぶ)、算道(算術を學ぶ)、の四科に分ち、各々、博士を置いて、専門に教授させた。就學は、大凡、九年以内で、試験に及第した者は、舉人と稱し、太政官に送つて、官職に補任するのであつた。國學は國郡司の子弟を教へる所で、學生、大凡、五十人以内とし、國博士(クニノシ)を置いて教授させ、學科は大學に準じ、拔群の者は、貢人として、太政官に推舉せられた。又た京師には、別に陰陽寮(ヨウヤウ)があつて陰陽、天文、曆の三科を教へ、典樂寮があつて、醫、針、按摩、咒禁、藥園の諸科を教へ、雅樂

(抄)寮があつて、歌舞、唐樂、高麗樂、百濟樂、新羅樂、伎樂、笛、腰鼓等を教へ、遣唐使の派出毎に、留學生の隨行を命じ、學問僧の附隨をも、許されたから、上流人士の教育には、先づ、缺陷がなかつたと云へるが、庶民には教育の道が、殆ど、無かつた。

○刑法 神代にも、既に、贖罪、拔物、などがあつたが、履中の朝に、墨刑があり、顯宗の朝に、懲役があり、允恭の朝に、流刑があり、崇峻の朝に、梟刑があり、又た、争訟を斷するには、盟神探湯(抄)があつたけれど、固より、成文律があつた譯でないから、臨機應變に、いゝ位の處置をなし、殺人、強盜、姦淫、等は、大抵、死罪に處し、竊盜は、贖物を贖はせ、財がなければ、身を没して、奴となし、其他は輕重に従り、流罪、杖罪などに處し、至つて、簡易なものであつた。然るに大化以後、天智、天武の兩朝を経て、文武の朝に大寶律を發行するに至つて、刑法が頗る備はり、刑には五種があつて、五罪と稱し、二十の差等を立てた。笞罪(十より五十まで五等あり)、杖罪(六十より百まで五等あり)、徒罪(一年より三年まで五等あり)流罪(近中遠の三等あり)、死罪(絞斬の二等あり)がそれである。而して、犯罪の中で、謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義は八虐と稱し、尤も惡むべきものとして、毫も容赦なく、嚴刑に處し、八虐外の犯罪に就いては、親故を親しみ、老少を恤むの誼を表す爲に、議請減贖の典があり、情狀を酌量して、當罪より、減せられることもあつた。

第五章 奈良の奠都、及び國史の選修

上代には歴代の天皇が、大概、即位前の住所を即位後の皇居となされたから、都は一代毎に、場所が變はつたのであるが、何にしても、その當時は、百事が簡單で皇居も、至つて、質素なものであつたから、遷都が度々であつたとて、何もそれが爲に、人民が苦痛を感じる程のことは無かつたのである。然るに推古天皇の頃から、時勢が著しく進歩し、事務も繁雜となり、支那の交通も頻繁となり、朝廷には百官を侍らせたり、外賓を引接したり、なさらねばならなくなつた。そこで、都城も莊麗になさるべき必要も生じ、帝都一定の必要も起つて來た。特に大化の改新により中央集權の基礎が築かれたからには、帝都の一定が一層、切に感せられた。されば天智天皇は近江の滋賀を經營して、其準備をなされたが、在位が短かくて、その志を果たし給はず、文武天皇は大寶令に帝都の區畫を定め、條坊の制まで、立てられ

だが、未だ、實行の運に至らず、元明天皇に至つて、始めて、天智以來の宿志を遂げられ、奈良の都を建設せられ、又た、よく、天武の志を嗣いで、編史の業にも着手し給ふた。

重要事項……○奈良の都○編史事業○古事記○風土記○假名日本紀○日本書紀○六國史。

著名人物……○稗田阿禮○太安麿○三宅藤麿○舍人親王。

○奈良の都 元明天皇は女帝におはせしが、天智天皇以來の宿志を繼がれ、紀元一三六八年（和銅元年）、地を奈良に相し、大寶令の制定により、唐制を斟酌して、一定の皇居を經營し給ふた。その結構は、中央に朱雀の大路があつて、左京、右京を分ち、左右、各々四條の縦道が朱雀大路と平衡に走り、それらの縦道と直角をなして九條の大路が横に交はり、縦横の道路に圍まれた長方形の一廓を條と云ひ、一條を四坊に區劃したので、街路は井然、規模は廣大、如何にも體裁が備はり、平城と名けられた。而して、元明天皇が、愈々、平城の新都に遷り給はつたのは紀元一三七〇年（和銅三年）のことで、それから、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁と引續き、七代、

七十餘年間、此處に都し給はつたので、後世、此時代を奈良の朝と稱し、皇室の陵威も振ひ、文運の發展も著しかつた時代である。

○國史の撰定 本邦、最古の修史事業は推古天皇の時で、紀元二二八〇年（推古二十八年）、厩戸皇子が蘇我馬子と議して、天皇記、國記、及び、臣、連、伴造、百八十部（公民）の諸紀を撰定せられたが、蘇我氏が、滅び、る時、蝦夷が、寶庫に火を放つて自殺を遂げると共に、諸紀も、あらまし焼けて、唯々、國記のみが船、惠尺（カサ）の冒險で、纔に取出され、中ノ大兄ノ皇子の手に入つたそうだが、それも、後世に傳はらない。（國造本紀は當時の眞物だと云ふ人もあるが怪い）。されば天智天皇は、修史の御志がおはしたけれど、未だ御着手の運に會しないで崩じ給ひ、天武天皇も先代の志を繼がれ、正史を編むの叡慮から、種々に準備をなし給ひ、前に述べたやうに、稗田阿禮に歴代の日嗣、及び、舊辭を誦習させられたが、間もなく、お崩れになつて、出來なかつた。

○古事記三卷 持統、文武、兩天皇の御世は律令の撰定に従事し給ひ、未だ修史の方に心を傾けられる追がなかつた。次の元明天皇の時、阿禮は既に六十歳を越えたから、其死と共に史傳の亡びると云ふ恐れがあつた。そこで、天皇は紀元一三七一年（和銅四年）、先づ太朝臣安麿（ヤサノヲ）に阿禮が誦する所を筆記させ、給ふたが、翌年、筆記が出來て、天皇に上つたものが古事記三卷で、

天地開闢から、推古天皇までの事が記してある。是が勅撰國史の始で、當時、まだ、假名がなかつたから、その文字は、勿論、漢字だが、漢文にすると、眞意が失はれ、國語にすると、冗長になるので、國語、漢文、ちやんほんの書方になつて居る。その叙事は質朴で、古風を帯び、實に、今に傳はる我國史の最も古いものである。

○諸國風土記 古事記が出來た翌年、元明天皇は畿内を始め、七道の諸國に命令を下し、郡郷の名を二字に定めさせ。國々、各々、其の産物、地質、山川、原野、及び、それらの名稱の由る所、又は、古老の知れる舊事を録して上らせ給ふた。之を風土記と云ひ、中には出來なくて、上らなかつた國もあつたらうが、大概の國は撰定して、上つたに違ひない。今に傳はつて居るのは唯々、常陸、播磨、出雲、肥前、豊後、等の數國のばかりである。

○假名日本紀 古事記は阿禮の暗誦したのを間違ひのないやうに、正直に筆記したのだから、質實ではあるが、體裁が悪くて、皇國の正史として、他に示す譯にいかない。よつて、元明天皇は三宅藤原(フジワラ)に命じて、川島、忍壁の二皇子の業を繼いで、體裁よく、國史を撰修させられた。それが日本紀と云ふもので、後に假名日本紀と名けられたが、今は亡びて、傳はらない。

○日本書紀三十卷 假名日本紀の書體も面白くなくて、宸意にも適はなかつたらしく、天皇

欠

欠

○三寶奴 皇后光明子も、亦た、佛教に深酔し、天皇を賛助して、佛法を興隆し、慈善を行ひ、諸國に金光明經を分ち、京師に施樂院、悲田院を設けて、貧病者、棄兒を療養し、佛像の建造、經文の謄寫、堂塔の建築など、皇后の賛助で出来たものが少くなかつた。天皇は又た、皇后、皇太子、百官を率ゐて、唐僧鑑眞より戒を受け、沙彌勝滿と改名し、遂に位を皇女孝謙天皇に譲つて、自ら、三寶奴と稱し給ふた。鑑眞は支那の揚州の人で、出家して龍興寺の和尚となり、我入唐の僧榮叡に導かれて、天平十三年來朝し、忽ち朝廷の尊信を蒙り、邸宅を賜はり、終に我國で死んだのである。

○本地垂迹説 當時、博學の佛僧で、或は入唐留學し、或は來朝布教した者が頗る多く、皆な佛法の興隆に努め、又た文化の進運を資けた。來朝僧の最も名高いのは鑑眞で、入唐僧の最も名ある者は玄奘である。されど、博學でもなく、入唐もしないで、最も庶民の感化に力めたのは行基であつた。行基は和泉の人、幼より佛を好み、藥師寺に入つて僧となり、其子と共に街衢に遊行し、妄に禍福を説き、強ひて餘物を乞ふたから、百姓を妖惑する者として、元正天皇の時に放逐された。されど聖武天皇の時になると、大に朝廷に用ひられ、天皇の崇佛を翼賛して、その功勞は少くなかつた。嘗て東大寺建立の時、天皇は神明の崇を恐れ、行基を伊勢大神宮に遣つて祈らせられると、行基は神託と稱し、日神は盧舍那佛の權化であると復命した。是が本地垂迹説の起り

で、神佛混同の源泉である。行基は、又た、熱心な布教者で、常に幾内を行化し、彼の努力で建てられた寺が四十九所、彼の勸進により民力を集めて作った、橋梁、池溝、道路、等は、到る處に、便益の大なることを示し、彼は遂に大菩薩の號を賜はつた。當時、傳來の宗派は、三論、成實、法相、俱舍、律、華嚴の六宗であつたから、之を南都の六統と云ふのである。

○美術工藝

佛教の興隆に伴つて、當時の美術工藝は、著しき發達をなし、建築、彫刻を始め、繪畫、音樂より金工、刺繍、玻璃器に至るまで、苟も、佛像寺院の裝飾となるべきものは精巧を極め、優美を盡し、國中連公磨は彫刻で、柿本男玉は鑄工で、猪名部百世は建築で、天國は刀劍の鍛冶で、各々、その名を後世に轟かし、所謂、奈良の七大寺（興福寺、大安寺、藥師寺、元興寺、法隆寺、西大寺、東大寺）は、何れも、此等名匠の手によつて、裝飾が施こされたので、華麗、壯嚴を極め、中にも、東大寺の寶物を藏めた正倉院は、幸に、毎時、火災を免がれ、千二百年前の工藝の一斑を伺ふべき寶物を、今日に傳へて居る。その寶物の重もなものは絹布の衣類（皆な本性を失ひ、動かせば碎けて塵となる）麻布、綿布の染物（此等は本性を失はない）、毛氈の如き物、漆器、硝子器、寶玉（水晶、珊瑚、琥珀、硝子、瑪瑙、などの管玉が多く、圓玉はない）等で、如何にも、精緻、巧妙、當時の美術工藝が、慥に、未曾有の顯著な發達を遂げたことを示して居る。

とを示して居る。

○風俗

本邦、上代から、人民に二階級があつて、大寶令に其區別が制定されてある。二階級とは良民と賤民とで、賤民は貨物と等しく、價を立て、賣買、讓與せられた者である。是には陵戸、官戸、家人、公奴婢、私奴婢の五色があつて、各色、その内部ばかりで結婚し、異色の相婚は禁じてあつた。良民は、即ち、自由の民で、地方の者は、奈良朝時代にも、まだ、純朴であつたが、都附近の者は、一般に、奢靡となり、上古より行はれた筒袖、短裾の衣服は、次第に變はつて、支那風に似寄つた袖の濶い、裾の長いものとなり、元明の朝には、官吏に、袖及び身幅の狭い服を禁ぜられ、元正天皇は天下一般に、右衽を命ぜられたから、漸次、今日の平服に近いものを用ふることとなり、天武帝が男女共に髪を結べと命ぜられたから、女は所謂、カミアゲとて、髪を一處に束ねて、背後に垂れるやうになつた。食料は上代より五穀を主とし、肉類を併用して來たが、聖武天皇が、佛教に歸依して、屢々、殺生を禁ぜられたから、肉食は衰へた。遊戯には、圍碁、雙六、蹴鞠、打毬、競馬などがあり、又た、家屋は上代より引續いて草葺で、瓦葺は、寺院ばかりであつたが、聖武天皇は五位以上のもの及び富豪の者に、瓦で葺くやうにと命ぜられ、壁には丹塗を塗らしめられたから、都では、家屋の構造も、堅固となり、頗る華美を呈したけれど、地

方は、尙ほ、粗野で道路も、十分に開けず、驛舎の設けがあつても、庶民には宿泊の便なく、旅行者は猶ほ、飲食物や、枕、衾具を自ら持つて行くので、旅人の饑餓に斃れることも、往々あつた。又た佛教は頗る普及したけれど、猶ほ神怪を信じ、魂を祈り、呪咀、幻術なども流行して、迷信も頗る多く、役優婆塞(ハシクワ)、小角(コカク)、久米仙人などの行者が世の尊信を博して居た。

○文學

大學は天智天皇の時、始めて、設立せられ、學制は大寶令に始めて規定せられて、上流社會の學問は、漸く、盛大に赴き、唐との交通が頻繁となるに連れて、遣唐使、留學生、及び僧侶の入唐研學する者多く、文物は非常に發達した。而して、天智前後の文章は、漢文のみであつたが、古事記が出てから、所謂、古文と稱する和漢混合の一體を生じ、別に、宣命文と稱する體も、此頃から用ひられた。而して、我邦で、始て詩を作つたのは弘文天皇で、天武の皇子、大津も、詩作が上手であつた。此の頃の名作、百二十編を集めたものを懷風藻と云ひ、編者は、判然しないが、弘文天皇の曾孫淡海御船(ワカネ)らしいと云ふ。奈良朝になると、詩賦は、益々、盛んに行はれ、漢文も、愈々、發達したことは日本書紀の文章を見ても判かる。されば名家も、輩出し、阿部仲麿、吉備眞備(キヒマキ)などは異域まで、才名を轟かした。此兩人は、共に、元正天皇の朝に入唐留學したが、仲麿は、其時、僅に十六歳で、學業が出来て、歸らうとするとき、暴風に遭つて、その船が安

南に漂着したから、又た、唐に引返へし、遂に玄宗の朝に仕へて、秘書監に進み、王維、李白、等とも親しく、交はり、顯榮を極めた。而も、郷國の思ひに耐へ兼ねて、嘗て、三笠山の月を詠じてその志を述べたが、後世、傳へて、絶唱と稱して居る。唐にあること、五十餘年で没した。眞備は、留唐二十年で歸り、經史、算、曆、等に通じ、大に、登用せられ、奈良朝文學の進運を、資けたことが少くなかつた。今の片假名五十音は眞備の作だと傳へて居る。

○和歌

和歌もまた當時、著く發達し、萬葉集が出来る程になつた。萬葉集は古代からの名歌を漢字で、寫したもので、仁徳天皇時代からの歌もあるが、大部分は推古天皇以後のもので、奈良朝時代の作歌が特に多い。その卷數は二十、歌數は四千五百許、當時は猶ほ歌の詞と、日常の用語と、區別がなかつたから、平安朝時代の歌のやうに繊麗巧緻なもの少ないが、長歌、短歌、相交り、高雅雄健なものが多い。歌人には柿本人麿、山邊赤人を始として、山上憶良(ヤマトノヨシナガ)、大伴旅人(オホトモ)、その子、家持(ヤカモチ)などがあつて、中にも人麿、赤人は歌聖と稱せられ、人麿には古今獨歩の評さへある。

第七章 奈良朝の凋弊

九六

聖武天皇が佛法に深酔された結果、悪弊を生じて、歎くべきことも少くなかつたが、その最も甚しいのは、僧徒が恩に忸れて、破戒の行を爲すに至つたことで、僧徒の破戒は、直に、宮城大奥の紊亂となり、やがては、外部の反亂を引起すに至つて、奈良朝の政綱は、全く、地に墜ち、朝廷の威信は、臺なしになつた。幸に、和氣清麿の忠節があつたので、僅かに、危いところが救はれた。

重要事項……○玄昉の亂行○藤原廣嗣の反亂○藤原仲麿の權勢○仲麿の謀反○弓削道鏡の非望○和氣清麿の忠節

著名人物……○僧玄昉○多治比廣成○吉備眞備○大野東人○紀飯麿○藤原仲麿○橘諸兄○藤原豐成○藤原長手○藤原眞楯○藤原良繼○藤原百川○藤原魚名○藤原武智麿○道祖王○大炊王○惠美押勝○弓削道鏡○藤原藏下麿○弓削淨人○習宜阿

曾麿○和氣清麿

○僧玄昉の亂行 玄昉は南都(奈良)興福寺の僧で、俗姓は阿刀氏、龍門寺の義淵法師に就いて、唯識を研究し、寶龜二年、元正天皇の時に、勅令によつて、唐に入り、彼地の名僧智周法師に就いて法相宗を學び、唐帝から、紫衣を賜はつた程の人物であつた。されば、聖武天皇の天正七年に、彼が遣唐大使多治比廣成(タヂヒラウ)に従つて歸朝すると、忽ち、朝野の尊信を受けて、名聲四海を壓するに至り、翌年、朝廷より封百戸、田十町を賜はり、やがて、宮中に内道場が設置された時、彼は召されて内道場の僧正に任ぜられた。然るに僧正になつてから、彼は、追々、地金を現はし、屢々説法に託して、太后、及び、皇后(光明皇后)に近侍し、頗る、醜聞があつたにも拘らず、姑息偷安を事とせる朝廷のことゝて、誰一人、起つて肅正を叫ぶものなく、當時、朝廷に其人ありと知られてゐた吉備眞備すら、知つて、識らざるを装ひ、中宮亮の地位を占めて宮中監督の任を負ひながら、ひたすら、傍觀の態度を執つて居たのだから、その他は推して知るべきである。而かも、心、私に、奮慨するものは少くなかつたので、遂には廣嗣のやうな叛逆者を出すに至つた。廣嗣は、もとより、取るに足らない小人で、深く、論評する價值もないが、信佛の餘弊、朝廷の紊亂を見るに至つたのは歎すべきである。

何れも賢明の評判が高かつたが、天皇の親政と、女帝の弱點とが、その弊害を遠慮なく曝露して、忽ち、奈良朝隆盛の皇運を凋弊せしめた。即ち、天皇は親政の權を以て、萬機を嬖臣に委ねられ、百官は、何れも、その嬖臣の權勢に壓せられて策を施すことが出来なかつたのである。而して嬖臣の跋扈したのには、前に、藤原仲麻呂があり、後に、弓削道鏡があつた。仲麻呂は武智麻呂(マロキ)の子で、比不等の孫に當り、學才があつて、書史、算術に通じ、また、心を用ひて、天皇の崇佛を翼賛したから、天皇は甚だ之を寵せられ、常に、左右に待らせて、樞機に與らしめ給ふた。その兄、豊成は右大臣となり、從弟、眞楯は式部の大輔となつて居たが、仲麻呂は彼等の中傷して排斥を企てたから、朝臣等は何れも仲麻呂を悪んで居たが而かも天皇の寵愛は日に渥く、屢々仲麻呂の邸に幸し、遂に、其邸を離宮として、田村(タム)宮と稱せられた程だから、何とも手の着けやうがなかつた。その中に、聖武上皇がお崩れになつたが、その時の遺詔で、道祖王(ミチノサネ) (文武の孫、新田部親王の子)が皇太子に立たれた。然るに、王は喪に居ても禮節がなくて廢せられ、更に儲嗣の相談があつた。その時、仲麻呂は自分の子の寡婦を大炊王(オホキ) (天武帝の孫、舍人親王の子)に妻はせて、自分の家に同居させて居たから、天皇に勧め、衆議を排して、之を立て、自ら、紫微内相となり、内外文武の諸事を掌り、遂に、天皇をだまして、位を皇太子に譲らせた。是が淳仁天皇である。され

ど、天皇は名ばかりで、上皇が政を親らし、仲麻呂に惠美押勝(エミオシカサ)の氏名を授け、功封三千戸、功田百町を給し、終に、從一位から、正一位に進め、その數人の子を、何れも、顯官に任ぜられたから、彼の一家は富榮を極め、彼の驕横は日に甚だしくなつた。

○仲麻呂の謀反

此時、河内の人で、弓削道鏡(キヤウゲウ)と云ふ者が禪行で、評判を取つて居て、上皇に召され、内道場の禪師として、寵幸されたから、天皇は、屢々、上皇を諫められ、その結果、上皇と天皇と隙を生じ給ふた。押勝は、自分の寵が衰へかけたので、上皇を怨み、先づ近畿軍事統督の任を受け、太政官の官印を濫用して、紀元一四二四年(天平寶字八年)九月、遂に、兵を集めた。そこで、上皇は押勝の官爵を奪ひ、兵を遣つて、三關(伊勢の鈴鹿、美濃の不破、近江の愛發)を固めさせられたから、押勝は其黨與を率ゐて、近江に走つたが、討賊將軍藤原藏下麻呂(カサガ)が、引率せる官軍の追撃を支へることが出来ないで、進退、谷まり、遂に、斬に處せられ、淳仁天皇は、押勝の盡力で、位に即かせられたのだから、上皇の疑を蒙り、忽ち、廢せられて、淡路に流され給ふた。よつて、世人は天皇を淡路の廢帝と稱して居たが、明治三年になつて、淳仁と諡られ、而して、上皇が重ねて踐祚された。是が稱徳天皇である。

○弓削道鏡の非望

仲麻呂が誅せられてから、稱徳天皇は、益々、道鏡を寵し、彼を太政大臣

禪師とし、文武百官に拜賀させ、遂に法王の位を授け、其月料を、供御に準じ、出入には、鸞輿に乗らせ、服食は、天子に擬せしめ、大小の政を、残らず、彼に任されたから、道鏡の威權は内外に振ひ、其弟、淨人(トヨト)は、從二位大納言となり、一門の五位に叙せられたものが、男、女、合せて十人となり、道鏡は遂に天皇にならうと云ふ非望を懷いた。その時、太宰の主神、習宜(ナラ)阿曾麻呂(阿蘇鷹とも書く)が道鏡に媚び、天皇が常に宇佐八幡を敬し給ふを知り、その神教であると詐り、「道鏡を皇位に既かしたなら、天下は泰平となる」と奏上した。天皇は深く、道鏡を寵して居られたけれど、皇位を臣下に譲るは、重大な事であると思召して、近衛將監(トヨタカ)和氣清麿を宇佐に遣り、重ねて神教を請はせられた。

○和氣清麿の忠節

清麿呂が勅を奉じて出かける時、道鏡は之に告げて「大神は我を皇位に置かうとなされるのだから、その積もりで、神教を奉じて歸へれ、幸に、我望みが達せられたなら、汝を太政大臣に取り立て、國政を委ねてやる、もし又た、我言に違はば、重刑に處するぞ」と云ふた。清麿、死を誓つて、宇佐に詣り、教を奉じて還り「我國は開闢このかた、君臣の分、定まり、今まで、臣下を君と奉つたことはない。天日嗣には必ず、皇緒を立て、無道のものには速に誅戮を加へよ」と奏上した。道鏡、大に怒つて、清麿を太隅に流し、人を遣つて、途で、殺させやうとした

禪師とし、文武百官に拜賀させ、遂に法王の位を授け、其月料を、供御に準じ、出入には、鸞輿に乗らせ、服食は、天子に擬せしめ、大小の政を、残らず、彼に任されたから、道鏡の威權は内外に振ひ、其弟、淨人(トヨト)は、從二位大納言となり、一門の五位に叙せられたものが、男、女、合せて十人となり、道鏡は遂に天皇にならうと云ふ非望を懷いた。その時、太宰の主神、習宜(ナラ)阿曾麻呂(阿蘇鷹とも書く)が道鏡に媚び、天皇が常に宇佐八幡を敬し給ふを知り、その神教であると詐り、「道鏡を皇位に即かしたなら、天下は泰平となる」と奏上した。天皇は深く、道鏡を寵して居られたけれど、皇位を臣下に譲るは、重大な事であると思召して、近衛將監(トヨタカ)和氣清麿を宇佐に遣り、重ねて神教を請はせられた。

○和氣清麿の忠節

清麿呂が勅を奉じて出かける時、道鏡は之に告げて「大神は我を皇位に置かうとなされるのだから、その積もりで、神教を奉じて歸へれ、幸に、我望みが達せられたなら、汝を太政大臣に取り立て、國政を委ねてやる、もし又た、我言に違はば、重刑に處するぞ」と云ふた。清麿、死を誓つて、宇佐に詣り、教を奉じて還り「我國は開闢このかた、君臣の分、定まり、今まで、臣下を君と奉つたことはない。天日嗣には必ず、皇緒を立て、無道のものには速に誅戮を加へよ」と奏上した。道鏡、大に怒つて、清麿を太隅に流し、人を遣つて、途で、殺させやうとした

が、雷雨に妨げられて、果さなかつた。清麿は配所に至り、更に、神託を得て、奏上した。参議藤原百川、その忠烈を憐み、自分の封戸二十を割いて、給與した。その年は紀元一四二九年（神護景雲三年）であつたが、翌年、天皇は道鏡と、共に、道鏡の故郷、河内の弓削に幸して、病を得られ、還ると間もなく、崩御し給ふた。藤原百川、永手、良繼、等、相謀つて天智天皇の孫（施基皇子の子）白壁王を迎へ奉つた。是が光仁天皇で、即位の初め、道鏡を下野に流し、清麻呂を召選して、厚く、用ひ給ふた。

第八章 平安の奠都と蝦夷征伐

光仁天皇は奈良朝の華奢懦弱の後を受けて、最も民治に心を用ひられ、尙武の風を起し、財政を整理し、池溝を作り、産業を奨励し、大に綱紀を振肅し給ふたが、その後を繼承なされた桓武天皇は、天智天皇にも比すべき英主で、勵精、治を圖り、種々の方面に向つて、國運の發展を企てられた。中にも、平安の奠都と蝦夷征伐とは天皇の二大事業として、後世に喧傳せられて居る。

重要事項……○平安の奠都○平安京の規模○大内裏の構造○蝦夷叛服○田村將軍の東征○渤海國の入貢

著名人物……○藤原小黑麿○藤原種繼○和氣清麿○藤原宇合○紀小佐美○巨勢麿
○佐伯石湯○紀廣純○藤原繼繩○文屋與企○多治比宇美○阿倍墨繩○坂上刈田麿
○村坂上田麿○大伴弟麿○大伴家持○大墓阿底利爲○盤具母禮○文屋綿麿○大祚
榮○大野東人○高齋德○小野田守○藤原清河

○平安の奠都 當時、國運は、益々、進歩して、奈良の都も、不便が多くなつたから、桓武天皇は、夙に、奠都の計畫を爲し、紀元一四四四年（延寶三年）、中納言藤原小黑麿、藤原種繼、等を遣つて地勢を調べさせ、山背（ヤマト）國、乙訓郡、長岡村と定め、造長岡宮使を置いて、宮殿を造營させ、山背の國神、賀茂神社に奉幣して、遷都を告げ、同年十一月、平城（奈良）から、新宮に移り給ふたが、費用が、徒に、多くて、十年、經ても、完成しなかつたから、更に、和氣清麿の議を採用し、藤原小黑麿、紀小佐美（サシ）等に地形を調査させ、改めて、山背國、葛野郡、宇多村を選定し國名を山城と改め、紀元一四五四年（延寶十三）に遷都し給ふた。庶民は新京を謳歌して、平安京

と名けた。その時から明治維新まで、七十三代、千有餘年の間、この平安京が日本帝國の都と
つて居た。

○平安京の規模 平安京は奈良の制を擴張し、唐の長安城を斟酌したもので、東西三拾二町、南
北三拾八町の長方形をなし、朱雀の大路が南北に走つて、都の中央を貫き、幅が廿八丈ある、その
東を左京とし、西を右京とし、各々、四條の大街道が朱雀の大路と平衡して、南北に通じ、而し
て、九條の街道が大路と直角をなして、東西に通じて居た。北端を東西に走る市街を、一條と云
ひ、二條、三條と數へて南端の九條に至るのである。一條毎に、四坊、一坊毎に四保、一保毎に
四町、一町毎に四行、一行毎に八門があつた。その一門は即ち一戸で、間口は五丈、奥行は十丈
であつた。されば其市街は、整然として、碁盤の目の如く、四圍には、溝を穿ち、土塀を築いて
固めとし、朱雀大路の南端に、羅城門を構へ、全部の規模は、頗る、廣大であつたが、足利氏末
期の戦亂に、荒廢に歸した所が多くて、右京は全く、田畝となつた。

○大内裏 宮城は北端の中央に位し、一條、二條の間にある。東西は八町、南北は十町で、四
方に陽明、待賢、郁芳、美福、朱雀、皇嘉、談天、藻壁、殷富、安嘉、偉鑿、達智、の十二門が備
へられ、(此外上東、上西の裏門とも云ふべき二門がある)、その中に、皇居を始として、政府の諸

官省が設けられたので、二官、八省、大極殿、豊樂殿、等は最も、注目すべき建物である。大極
殿は大禮を行はれる所、豊樂殿は宴會を行はれる所である。皇居は大内裏の中央に位し、二重の
牆壁を繞らし、建禮承明の二正門を、通つて入ると、紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀、春興、宜
陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀、安福、校書、清涼、弘徽、登華の十七殿、飛香、疑華、襲
芳、淑景、昭陽の五舎が廊廡によつて、連絡されてある。紫宸殿は政を視給ふ所、清涼殿は
常御殿、五舎は後宮で、妃、夫人、以下の居る所である。皇居も亦た、村上帝以來、屢々、火災
を蒙つて、次第に縮小したそうだ。

○蝦夷の叛服 紀元一三一八年、齋明の朝、阿部比羅夫が舟師を率ゐて蝦夷を征し、肅慎まで
も威怖させたから、その後ち、暫くは無事であつたが、年を経るに隨つて、漸く、横着になり、
元明の朝になると、陸奥、越後の蝦夷が叛いた。その時、巨勢麻呂が陸奥の鎮東將軍とな
り、佐伯石湯が征越後將軍となつて、それゝ進撃し、大に捷つて、新に、出羽國を設置し
た。然るに、聖武天皇の神龜元年(紀元一三八四年)、海道に蝦夷が復た叛いた、そこで、藤原宇合
を持節大將軍として、討平させ、大野東人に奥羽を経略させた。東人は始めて、多賀城を築いて、
鎮守府とし、數年の後ち、秋田城を築き、兩城の中間に、陸梁せる雄勝蝦夷を征服して、奥羽

間の直路を通じ、玉造(タマツ)、新田(ニツ)、牡鹿(カシ)、等の柵を置いて、東西の聯絡に便し、尋いで、桃生(モウ)、雄勝(ユウ)、伊治(イ)の三城を築いたから、東奥は頗る靜まつたけれど、奈良朝が奢靡に陥り、武備が漸く、廢れると、蝦夷の叛亂は復た始り、光仁天皇の實龜五年(紀元一四三四)、南下して、桃生城を抜き取つた。よつて、坂東八國に兵備を嚴にさせ、鎮守府將軍紀廣純(ノリヒ)に覺警(めづ)城を築かせたが、廣純が部下に殺され、多賀城が兵火に罹つたから、東奥は大に亂れた。そこで藤原繼繩(ツグツ)が征東大使となり、紀古佐美(ノリヒ)と共に、多賀城に至り、尋いで、藤原小黒麿が持節征東大使となつたが、諸將、何れも、著き功がなくて、旋つたから、桓武の朝になつても、反亂は熄まなかつた。よつて、紀元一四四四年(延曆三年)には、大伴家持が持節征東將軍となり、文屋與企(フキキ)が副將軍となり、三年の後には、陸奥の按察使、多治比宇美(タヂヒ)が兼ねて、鎮守府將軍に任ぜられ、阿倍墨繩(イヘス)が副將軍に任ぜられ、參議紀古佐美(ノリヒ)が兼ねて、鎮守府を賜はつて出征したが、彼等も亦た、衣川の戰に敗れて、東奥は益々混亂となつた。

○坂上田村麿(サカノウラマ)の東征 紀古佐美の征討が失敗となつたから、桓武天皇は大に兵備をなし、弓馬を整へ、坂上田村麿を拔擢して、之に征東の事を委ねられた。田村麿は、支那から歸化した阿知使主(アチノシ)の後裔で、左京大夫刈田麿(カキタ)の子に生れ、身長六尺八寸、體量、二百一

斤の大男であつた。彼の眼は蒼隼の如く、鬚は金線の如く、膂力は人に勝れて、將略に秀で、從五位下近衛將監から、近衛少將に進み、天皇の拔擢を蒙り、勅を奉じて、東國に赴き、軍士、兵器を簡閲して居たが、紀元一四五一年(延曆十年)大伴弟麿が大使として、東征の途に上つた時、田村麿は副使に任ぜられ、三年の間を軍兵訓練に費した後ち、愈々進撃を始めた。蝦夷は大に恐れて、一旦、降服したけれど、官軍が引揚げると、復た、忽ち叛き、容易には平定しなかつた。紀元一四五七年(延曆十年)田村麿は終に征夷大將軍に任せられて、東征し、深く蝦夷の巢窟を進撃し、四年の後ち、再び出征して閉伊に至り、殆ど夷賊を殲滅し、翌年、膽澤城を築いて、鎮守府を茲に移し、東國の浮浪、四千人を移して、之を守備させた。すると、夷酋、大慕阿底利爲(オホアヂリノ)、盤具母禮(イハシ)等が大に恐れて、同類五百人を率ゐて降參し、田村麿は、益々蝦夷を經略して、志波城を築いた。そこで、東奥は大に平ぎ、尋いで、紀元一四七一年、嵯峨天皇弘仁二年、田村麿の推薦で文屋綿麿(フキキ)が征夷將軍に任ぜられ、蝦夷の巢窟を覆してから、陸奥の邊端まで、蝦夷の遺類を見ない程になつた。

○渤海(ボヘ)國の入貢 是より先、唐が高麗を亡ぼした時、靺鞨(モコ) (肅慎の粟末部長)、大祚榮(オホソキ)が現はれて、唐軍を破り、高麗の北邊を攻略し、遂に、唐の封冊を受けて、渤海郡王とな

つたが、其子孫に及び、勢、益々、強く、其地、我が蝦夷と、相對して、海路が近いから、屢々往來し、時々、剽掠を行つた。大野東人が、鎮守府將軍となつて、東奥を鎮撫せる時、渤海國は我が皇威を傳聞し、紀元一三八八年（聖武天皇神龜五年）高齋德を使者として、その國の産物を獻じ、その後ち、屢々、使を派出して、出羽より朝貢した。孝謙の朝、我朝廷も小野田守（ワタリ）を渤海へ遣り、始めて、唐に、安祿山の亂が起つて居ることを聞き、直に、太宰府の兵備を修め、更に使を遣り、渤海を経て、遣唐使、藤原清河、以下を、迎へ歸らしめたことがある。その後ち、平安朝の初まで、渤海は、時々、使を送つて、方物を獻納した。

第九章 制度の變更、佛教の旺盛、文學の隆興

紀元一四六六年、桓武天皇がお崩れになると、平城、嵯峨、淳和の三皇子が兄弟の順に御即位なされたが、平城天皇は御病身で、在位が僅に四年であつたから、別に記述する程の事もなかつた。次の嵯峨天皇は至つて御器用な方で、文藝に勝れさせられ、詩歌、管絃の技をも善くされ、最も書道に秀でられて、僧空海（公法大師）、橘

逸勢（ハヤナリ）と併せて、三筆の名を後世に歌はれ給ふ程だから、大に學術を獎勵なされた。又大寶令の制度は實地に行はれなかつた部分もあり、時勢に適しないやうになつたところも出來たから、斷然、變更を加へられた。それに、當時、非凡な宗教家も現はれたので、新宗派が傳はつて、佛教も益々旺盛となつた。

重要事項……○藤原藥子の亂○坂上田村麿の死○藏人所新設○檢非使廳新設○三

代格式○佛教の新宗派○文學の隆盛○學校の設立

著名人物……○藥子○藤原種繼○藤原仲成○坂上田村麿○文屋綿麿○藤原冬嗣○

巨勢野足○僧最澄○僧空海○藤原葛野麿○石川道益○橘逸勢○小野篁○韓退之○

柳宗元○白居易○李白○王維○顏真卿

○藥子の亂 平城天皇が猶ほ、東宮に坐せし時、藤原種繼の女で、藤原繩主（ワタリ）の寡婦であつた藥子を寵し、即位の後も、尙侍として、甚だ之を鍾愛し、其言ふことは、悉く、用ひ給ふたから、藥子の威權は中外に振ひ、その兄、藤原仲成も御親任を恃んで驕暴であつた。然るに、天皇が病氣の爲に在位四年で、位を皇弟嵯峨天皇に譲り、平城の離宮に退隱なされると、藥子、仲成は

權勢を戀ひ、重祚を上皇に勧め奉つた。そこで、上皇は惑ひ給ひ、紀元一四七〇年(弘仁元年)藥子、仲成、相謀り、上皇の旨と矯つて、「都を平城に遷す」と宣言したから、人心が大に動搖した。嵯峨天皇は大に怒り給ひ、仲成を捕へて獄に下し、藥子の罪狀を發表し、官位を褫ひて、宮外に擯け給ふた。すると、上皇も亦た怒つて、兵を擧げ、藥子と同車して、東國に赴かうとなされたから、諸司、及び諸衛兵の中にも之に従ふものが多くて、將に大事にならうとした。その時、天皇は坂上田村麿、文室綿麿、等に美濃路を遮らせ給はると、上皇は、前途が塞がると聞いて、宮に還つて薙髮なされ、藥子は藥を仰いで自殺し、仲成は誅せられ、上皇に應じて兵を擧げた者は、皆な、死罪を宥め、流罪に處せられて、この事件は落着した。

○田村麿の薨去 藥子の亂の翌年(弘仁二年)、坂上田村麿が薨じた。田村麿は桓武、平城、嵯峨の三朝に歴仕し、蝦夷を征し、藥子の亂を平けて、その武勳は古今に顯はれて居る。彼が始めて大伴弟麿の副となつて東征した時の官軍の戰勝は皆な彼の武勇に因つたのだから、凱旋すると、從三位に叙せられ、近衛權中將に任ぜられた。それから、征夷大將軍となつて大に東夷を平けて歸ると、遂に中納言となり、中衛大將を兼ね、薨じた時は嵯峨天皇が深く惜み給ひて、墓所を栗栖野(ツツノ)に賜ひ、屍を棺中に立て、平安城に向けて葬り、甲冑、劍矛、弓箭、繡鹽を一所に埋めさせ、國家の鎮護とし給ふた。後世、是を將軍塚と呼び、大將軍が出征する時、必ず、此に祈ることが例となつた。

○藏人所の新設 大寶の制度中で、官制は最もよく、行はれたものだが、それも、時々、變更せられ、孝謙帝が仲麿を寵し給ふた時、彼の意見で、一時、全く改變せられ、平城帝の時、參議を廢して、八道觀察使を置かれたことがあつた。而して、嵯峨帝の時になつて、藏人所(ソウジン)を設けて、之れに機密を掌らしめ給ふたので、政府の組織が大に變はつた。藏人所には一人の長官を置いて、別當と名け、左右大臣の内、一人に兼任させることとし、別當の下に、五位藏人(ソウジン)、二人を置いて、之を頭(ウチ)と云ふ、藤原冬嗣、巨勢野足(ウツタ)が始めて之に補せられた。(頭の下に六位藏人、四人を設けて頭を補佐させることとし、皆な、名家の才器を選んで、之に補せられた。そこで、藏人頭は殿上、大小の事務を掌り、殿上の列席順は、位階の高下に關らず、藏人頭が常に諸侍臣の上に列し、公卿の昇殿を得る者も、皆な頭の使命に従つたのだから、藏人所の威權は次第に重くなつて、太政官の要務は皆な茲に移つてしまつた。

○檢違使廳の新設 嵯峨天皇は、また、檢非違使を置いて、非違を糾彈させ給ふた。大寶令では彈正臺が非違を糾彈することになつて居たが、此頃の彈正は文弱に流れて、逮捕糾彈に堪へ

なかつたから、嵯峨天皇は新に檢非違使を設けられたので、淳和帝の時になると、愈々、檢非違使廳を置かれることゝなつた。その長官を別當と云ひ、盜賊、殺害、等を追捕させられたばかりでなく、朝臣は使廳の任務を重んじ、別當の命令を勅宣に準じて、廳宣と稱し、廳宣に違ふ者は違勅と同罪に處することになされたから、衛府の追捕、彈正臺の糾彈、刑部省の裁斷などが、悉く、使廳の手に歸して、其權勢は天下に振つた。

○三代格式 嵯峨天皇の時に、また、弘仁格式の施行があつた。格式とは、大寶令の後ちに、時に臨み、事に依つて發布せられた法制のことで、弘仁格式が一番古いものである。後世、清和帝の朝に施行せられた貞觀格式と、醍醐帝の時に發せられた延喜格式と、此弘仁格式とを併せて、三代格式と稱して居る。斯の如く、藏人所と檢非違使廳の新設があり、格式が施行せられるやうになつたから、大寶令の制度は、段々、虛文となつてしまつた。

○佛教の新宗派 此頃、二人の高僧が出て、新宗派を開き、大に、佛教の普及を助けた。それは最澄と空海とである。當時、猶ほ唐との交通が絶えなかつたので、桓武帝の朝、紀元一四六四年(延暦廿三)、藤原葛野麿(カノノ)を大使とし、石川道益を副使として、唐に遣はされたが、最澄も、空海も、之に従つて、入唐した。最澄は後の傳教大師で、近江の産である。紀元一四四八年(延暦

七年)始て、根本中堂を比叡山に建て、在唐、年餘で歸朝する時、多くの經論、佛を齋らし、遂に根本中堂を修理して、延暦寺を開き、天台宗を弘めた。空海は即ち公法大師で、讃岐の人であつた。在唐、二年、眞言宗を學んで歸朝し、紀元一四七六年(弘仁七年)金剛峯寺を高野山に開き、又た、京都に、東寺を建て、神、佛、兩教の混一を企て、本地垂迹の説を宣揚し、諸國を巡つて、布教の傍ら、民利を興したことは奈良時代の行基のやうであつたから、佛教は、上下一般に行はれることゝなつた。そこで、天台、眞言の新派が次第に隆盛となり、南都の六宗(三論、法相、俱舍、成實、律、華嚴)と合せて、所謂、平安の八宗となつた。

○文學の隆盛 嵯峨帝は文藝にすぐれ、學問を獎勵なされたから、弘仁の朝廷には、文人が多く輩出した。就中、小野篁(ノノ)僧空海が最も名を知られて居た。篁は當時の詩賦の泰斗で、屢々、召されて、嵯峨帝に侍し、相唱歌した。彼は嘗て「大唐には白樂天(白居易)と云ふ文人が居るそうだと云ふたが、白樂天もまた、「日本には小野篁と云ふ詩人があるそうだと云ふた程で、篁の名聲は異域まで轟いて居た。空海が唐に居た頃、長安の都に十月ばかり下宿して居て、親しく、其文化を目撃したが、その前後、彼國には韓退之、柳宗元、白居易、等を始として、有名な文人が朝野に充滿し、李白(詩人)、王維(畫家)顔真卿、(書家)、などの時代から見て、僅に五六十年後のこと

だから、空海は深く唐の文物を賛美し、歸朝の後ち、熱心に、之を鼓吹し、當時の我文化に、貢獻したことは少くなかつた。勿論、此頃の學者は、何れも、専ら、漢文學を修めたので、假名文と云ふものは、まだ、廣く行はれなかつた。假名文の行はれ始めたのは「いろは歌」が出来てから
 のことで、「そのいろは歌」は空海の作だと云ふが疑はしい點もある。

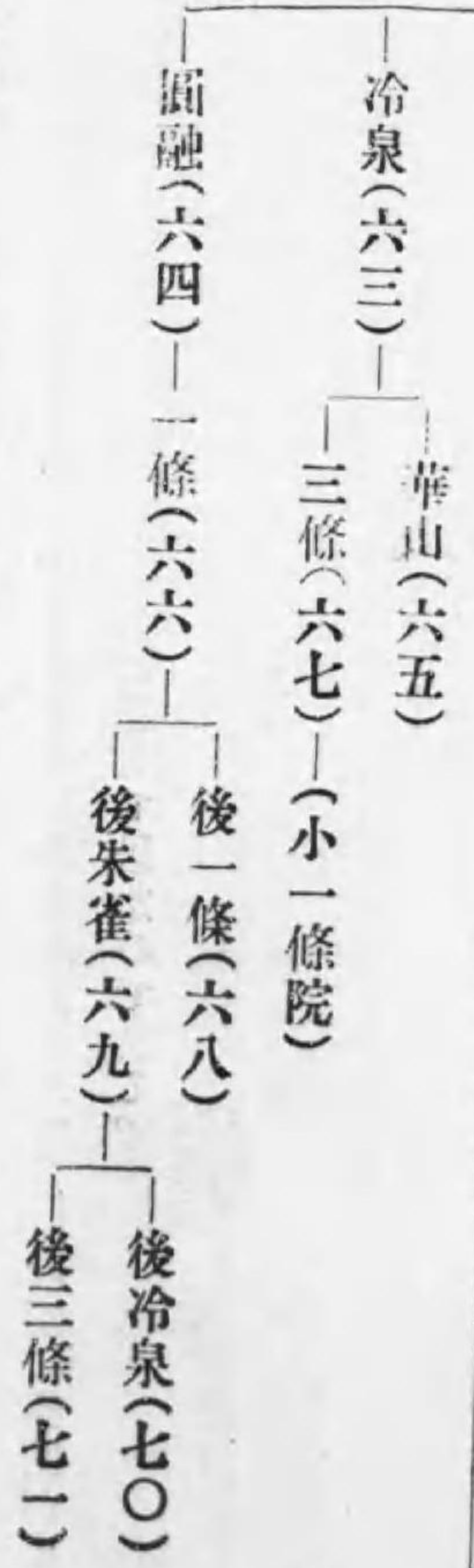
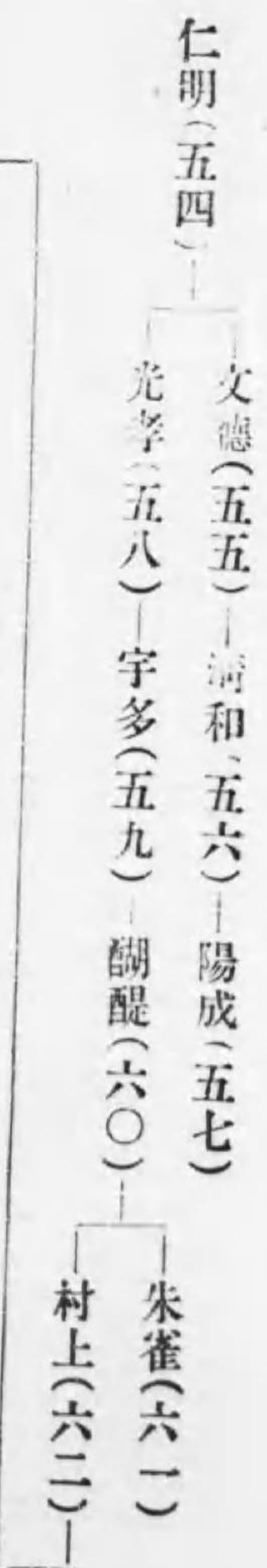
○學校の設立 當時、地方の國學は漸く廢頽に歸したけれど、京都では、學藝の興隆に伴つて官立の大學寮の外に、數多の私立學校が出来た。和氣氏の弘文院、藤原氏の勸學院、王氏の淳和院、在原氏の獎學院(源氏の子弟をも養ふた)、橘氏の學館院、空海の綜藝種智院などが何れも私立で皆な相競つて、その子弟を教育したから、諷誦の聲は講堂に滿ち、文教の盛なことは、これまでになかつたほどである。然し、官立大學も、私立學校も、皆な、名門の子弟のみを教育したのだから、庶民は志があつても、學習が困難で、民間には、文字を解する者が極めて稀であつた。且つ當時、書籍の刊行と云ふことが、まだなかつたから、學ぶには、先づ、書籍を謄寫せねばならず、紙價も甚だ高くて、往々、古紙の裏に書いた程だから、下流人民の書を読むことは、極めて、困難であつた。蓋し、本邦での印刷は聖武帝が百萬の小塔を造り、陀羅尼經を印刷して、之に藏め給ふたのが始めて、その後ち、佛書には、多し、印行のものもあつたが、儒書には印行のものがなかつたか

らでもあらう。兎も角も、下流社會には文教が、まだ、全く行はれて居なかつた。これは我國ばかりでなく、何れでも古くは、餘暇もあり、餘財もあるものでなければ、學問が出来なかつたので、學問はつまり、贅澤な道樂の範圍に屬して居たのである。

第三期 藤原氏隆盛時代

紀元一四九三年ヨリ
同 一七二八年まで

皇位繼承第三表



中臣鎌足が、皇極、孝德、齋明、天智の四朝に仕へ、特に、天智天皇を輔けて、大

化の大改革を完うし、藤原氏を賜はつたのと、その子、不比等が持統、文武、元明、元正の四朝に仕へて、功勞を積んだのが遠因となり、冬嗣が嵯峨天皇の御信任を蒙り、自分の女を納れて、皇后となし、やがて、その女の生んだ文德天皇の外祖父となつて、所謂、外戚の權を振つたのが近因となつて、藤原氏は偉大な勢力となつた。それからと云ふものは、藤原氏が朝廷を我家のやうに取扱ひ、天皇の廢立をさへ、殆ど、自由にする程になつた。當時、藤原氏でない名門で、才幹のあるものも少くはなかつた。特に、聖武天皇が葛城王に橘諸兄と改名させて、臣下に下し給ふたのが始で、桓武天皇は母の賤しい二王子に長岡、良峯の姓を賜ひ、嵯峨天皇は數多の子女に源氏を賜ひ、淳和天皇は桓武の皇胤に平氏を賜ひ、平城の皇胤に在原氏を賜ひ、清和天皇は第六の皇子貞純に源氏を賜はつたから、此等諸氏は、何れも、皇族から出て、而かも、中には才能拔群のものも少くなかつたが、何れも、藤原氏に壓せられて、その才能を伸べることが出來ず。また、ずつと、上代から名門であつた大伴氏も、新に現はれた菅原氏も、藤原氏の排斥で衰へて、藤原氏と肩を並べるやうなものは、段々と、

なくなつた。然し、桓武平氏と、清和源氏とは、やがて、藤氏の衰へるのを待つて、大に驥足を伸ばし、交々、起つて、天下の權を握るやうになるのである。

第一章 藤原氏の勃興と他姓排斥

不比等は器量があつて、政治に通曉し、大寶令の撰定に盡力し、持統、文武、元明、元正の四朝に歷仕して勳功を積んだばかりでなく、その四子、武智麿、房前、宇合、麿は、それ／＼、南家、北家、式家、京家を立て、何れも、顯要を占めて、門葉が繁榮し、又た、その長女、宮子は文武天皇の後宮に入つて、聖武天皇を生み、次女、安宿(カサ)は聖武天皇の皇后(即光明皇后)となつて孝謙天皇を生んだのである。元來、皇后は、必ず皇別の家(即皇族)から、上ることになつて居たが、光明皇后は始めて、神別の家から上つて、國母と仰がれることになつたので、此時、既に藤原氏が朝廷の外戚となるの先例を造つた譯である。その一族中には、仲麿、仲成などのやうに、不忠を行つて滅ぼされた者もあり、廣嗣のやうに反を謀つて、誅せられた者もあるが、また、百川が英主を迎へて皇運の危ういところを救つたやうに、

國家の爲に刻苦經營した者も少くなかつた。而して、四家の内、最も繁榮に赴いたのは北家で、房前の曾孫冬嗣に至つて、偉大な勢力を振ふやうになり、その子孫は攝政關白を世襲して、朝廷をも壓迫する程になつた。

重要事項……○承和の變○良房太政大臣となる○基經關白となる○三平○菅原道真登用○關白の密旨○道真貶謫

著名人物……○道康親王○伴健岑○橘逸勢○藤原冬嗣○藤原順子○藤原良房○藤原明子○恒貞親王○惟喬親王○惟仁親王○在原業平○紀有常○藤原長良○藤原基經○藤原高子○源信○伴善男○紀夏井○定省親王○橘廣相○藤原佐世○源融○菅藤原道真○原時平○藤原仲平○藤原忠平○三善清行○藤原菅根○藤原高藤○藤原高國○源光○齊世親王。

○承和の變 紀元一四九三年、淳和天皇は嵯峨天皇の皇子正良(マサ)親王に位を譲り給ふた。是が仁明天皇で、皇子、道康親王を皇太子にと思召したけれど、嵯峨上皇の教を守り、淳和上皇が、自分に位を譲られたのに酬むる爲に、上皇の皇子恒貞親王を皇太子となされた。恒貞親王は學

多才で、深く、世故に通じ、嵯峨、淳和、二上皇、晏駕の後は、必ず禍の起ることを知り、儲位を辭し給ふたが、許されなかつた。而して、二上皇在世の間は無事であつたが、紀元一五〇〇年(承和七年)淳和上皇、崩じ、一年を隔て、嵯峨上皇もまた、お崩れになつたから、皇太子の地位は、果して、危くなつた。會々「春宮の帶刀(ツラヒ)伴健岑(トモキミ)、橘、逸勢等が、皇太子を奉じて、兵を東國に擧げやうとして居る」との評判が立つた。天皇は之を信じ、健岑を隱岐に、逸勢を伊豆に流し、恒貞太子を廢して、道康親王を皇太子となされた。之が承和の變である。是より先き、藤原氏は、仲鷹、仲成の亂行で、勢が稍々衰へ氣味になつて居たが、房前の曾孫冬嗣は器局があつて、その才は文武を兼ね、物に接しては、沈着、人に對しては寛容で、人望を收め、桓武以來の四朝に歴仕し、嵯峨の朝に、藏人頭となり、淳和の朝に左大臣となり、或は施藥院を置いて、貧窶な親族を收養し、或は勸學院を創立して、同族の子弟を就學させ、力を盡して、一門の興隆を謀つたから、藤原氏、大に振ひ、その女順子(ナリノ)は、仁明帝の後宮に入つて、皇子を生んだ、是が道康親王で、今度、皇太子となられたから、天皇は、冬嗣の子良房を右大臣に任じて、皇太子道康を輔佐させ給ひ、藤原氏の勢力は益々、盛大となつた。

○藤原良房太政大臣となる 紀元一五一一年(仁壽元年)、仁明天皇が崩じて、皇太子道康親王

が即位された。是が文德天皇で、良房の女、明子(アキ)が皇后となり、第二の皇子、惟仁(ヨシ)親王を生み、良房の邸に鞠養して居た。その時、第一の皇子惟喬(ヨシタカ)親王は、既に、四歳になられ、天資、聰明であつたから、天皇は惟喬親王を儲位にと思召されたが、良房を憚かつて、生れて、僅に八ヶ月の惟仁親王を皇太子となされた。されば惟喬親王は成長の後ち、閉居して、吟詩、詠歌に心を委ね、終に、俗塵を厭ひて、叡山の麓、小野に隠れ(小野宮)身持のよくない放埒者、在原業平(ノリヒラ)、紀有常(ヨシトシ)、等を招いて、時々、相唱和し給ふた。蓋し、業平、有常、等は皆な有爲の才を抱いて居ながら、朝廷に容れられなかつたから、深く藤原氏の專横を憤つて、放縱、自ら、晦まして居たのであらう。而して、良房は紀元一五一七年(天安元年)、遂に太政大臣となつた。大寶令によると、太政大臣は天皇の師範となり、四海を経綸すべきもので、常置の官ではない。適當の人物があれば、之に任じ、なければ、欠員とするのであつた。されば、初には、大概、皇太子、若くは親王を知太政官事として、大權の臣下に移るを防がれたので、藤原仲鷹(惠美押勝)が太師となり、僧道鏡が太政大臣禪師となつたのは一時の濫賞で例外だから、人臣で、此重職に就いたのは、良房が始めである。

○良房攝政となる 紀元一五一八年(天安二年)文德天皇がお崩になつて、皇太子惟仁(ヨシ)親王

皇が皇位を繼承し給ふた。是が清和天皇で、御齡、始て、九歳、かゝる幼君の即位は、古來、なかつたので、外祖良房が政を攝し、三宮に准ぜられ、内私人、二人、左右近衛、各々六人を賜はつた。然し、此時には、まだ、攝政の職名はなかつたが、後の藤原氏の攝政は、此に基くのである。良房は子になかつたから、兄、長良(サカ)の子、基經(ツネ)を養つて、嗣子とし、基經の妹、高子(ツカ)を、後宮に入れて、女御とした、高子の産んだ貞明親王は、やがて、皇位を繼ぎ、陽成天皇となられるのである。當時、皇族が甚だ衆くて、府庫はその費用に堪へない所から、給祿は次第に減ぜられ、その、多くは權門に媚附して、勢を籍りた。然るに、獨り、在原業平(平城帝の孫で阿保親王の第五子)は、もと、惟喬親王と相善く、藤原氏の跋扈の漸く甚きを慨歎したが、何とも手の着けやうがないので、放縱、自ら、晦して居た。彼は詠歌の天才として知られ、また至つて美男子で、高子が、まだ、父の家に居た時、之を連れ出して隠匿したことがある。彼と反對で、嵯峨天皇の皇子、源信(ノリ)は、良房に媚附して、左大臣となつたが、大納言伴善男(ヨシノ)が彼を惡み應天門を焼いて、信の所爲だと誣告した。然し、事實が露れて、流され、紀、夏井(サツ)も、その仲間として流された。

○藤原基經關白となる 良房は攝政七年で、薨じ、後ち四年を経て、清和天皇は位を皇太子

に譲り、落飾して、佛に歸依し給ふた。陽成天皇は十歳で即位し、右大臣藤原基經を攝政とし、尋いで、太政大臣とし給ふたが、御成長に伴つて、狂病に罹られ、起居度なく、御心に違ふ者があると、劍を抜いて、追ひ廻はし、或は人を樹に登らせて、手づから、之を突き殺されたこともある。されば基經は大に心配し、諸公卿と議して、天皇を廢し、仁明天皇の第三子時康(トシカサ)親王を迎へた。是が光孝天皇である。人臣で、天子を廢立したのは是が始めである。新天皇は博く經史に通じ、夙に、廢典を興すの御志があらせられたけれど、即位の後ち間もなく、不豫におはしたから、基經は儲貳を定められたいと申上げた。天皇は基經を憚つて、思召を仰せられなかつたが、基經は思召を察して、第三の皇子(サダ)定省親王を薦めたから、天皇は大に喜び、親王を召して、右に其手を取り、左に基經の手を執り「汝、慎みて、大臣の勞を忘るゝな」と、宣ひてお崩れになつた。そこで、定省親王が皇位を繼ぎ、宇多天皇となられたが、もとく、基經の力で即位なされたのだから、萬機巨細となく、皆な、太政大臣基經に關り白させ給ふた。關白の稱は是から出來た。その後ち、大臣は、天皇の幼き間、攝政し、天皇が長じ給ひて後ち、政を還へして、關白となるのが例となつた。然し、攝政も、關白も、實權を掌握するに於て、毫も、差違はなかつたのである。當時、左大辨橋廣相(ヒロ)が最も、文章に長じて居たから、紀元一五四七年(仁和三年)基經が上表

して、關白を辭する時、天皇は廣相に、敕答を作らせられたが、その文に「所謂社稷之臣非朕之臣、宜以阿衡之任、爲卿之任」と云ふ句があつた。基經の家司、左少辨藤原佐世(サキ)、私に、廣相の學才を疾み、基經に告げて、「阿衡は、位貴きも、職掌なく、必竟、空位に過ぎない」と云つた。そこで、基經は大に怒り、出勤しなかつたから、政務は滯滞した。天皇はお困りになつて、諸道の博士に命じて、職掌有無の意見を上らせ給ふたが、何れも、藤氏に媚附して、奉答しなかつたので、數月の間、悶着が續いた。天皇は特に基經を慰諭して、政事を視させやうとなされたが、基經は詔を奉じなかつた。蓋し、廣相の重用されて居るのが彼の氣に喰はないので、何かの事に托して、廣相を退け、橘氏を朝廷から、除くと云ふ魂膽が彼の胸中にあつたらしい。されば天皇は止を得ず、源融(ルツ)の議を容れて、勅答を改め給ひ、また、讃岐守菅原道眞(チカ)が書を基經に送つて、利害を論じ、藤、橘、二氏の關係を説いたから、基經の心持が少し、解けて、茲に阿衡の争は局を結んだ。兎も角も、その時から、攝政、關白は官名となり、左右大臣でも、攝政關白となれば、太政大臣の上に位し、號して、一の座、又は、一の上(ウヘ)と云ひ、絶大の職權を振つて詔勅をも動かす様になつた。されば、天皇は心に、之を憂ひ、竊に抑制の御志があつた。而して基經は、紀元一五五〇年(寛平二年)、關白を辭して、其翌年に薨じ、三子、時平(トキヘ)、仲平(ナカヘ)、

忠平(ヒタラ)、相踵いで、大臣となつた。時人は之を三平と呼んだ。

○菅原道眞登用

宇多天皇は藤原氏の權勢を削ると云ふ思召で、菅原道眞を用ひ給ふた。菅原氏は天穗日命(アマノヒノミコ)の後裔で、野見宿禰から出て居る。初は土師(ツチノ)氏を稱して居たが、餘り、世に顯はれなかつた。光仁天皇の時、古人(コトコ)が、始て菅原氏を賜はり、その子、清公(ハヤシ)が文章生から進んで大學頭(ナカウツ)となり、清公の子、是善(シキ)が參議となつて、稍々顯はれて來た。道眞は是善の第三子で、幼より穎悟、十一歳で、既に、よく詩を作り、長して、學識も博く、治體にも通じ、その誠忠は人を動かす程であつた。清和天皇の時、文章生に擧げられ、下野權椽に任ぜられ、玄蕃助、少内記、等の官を経て、式部少輔となり、陽成天皇の時、文章博士を兼ね、詔を蒙つて、後漢書を講じた。後ち加賀權守を兼ね、光孝天皇の時、讃岐守に遷り、宇多天皇に拔擢されて、紀元一五五七年(寛平五年)俄に、權大納言、右近衛大將となつた。その時、藤原基經の子、時平は大納言、左近衛大將となり、道眞と共に政を執つた。

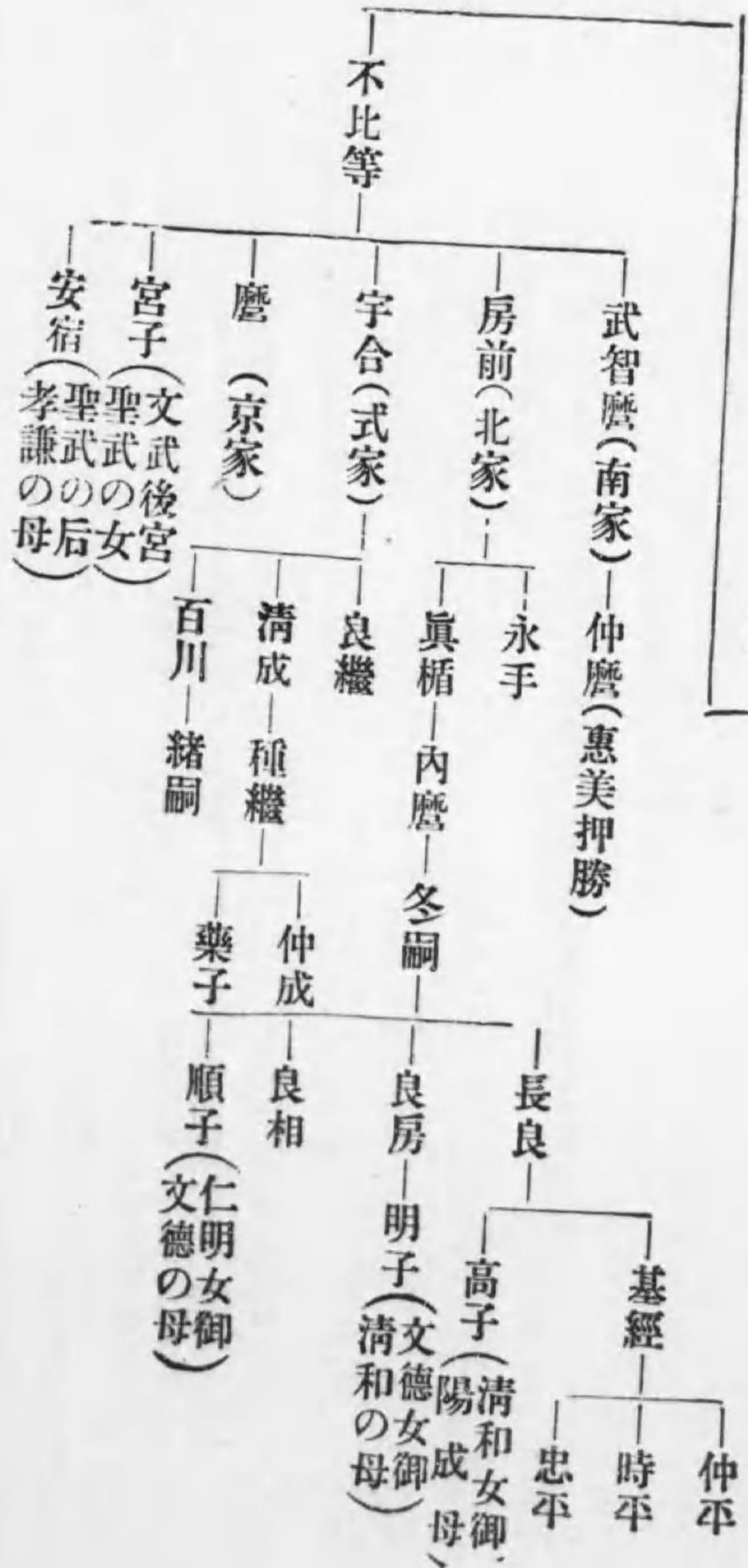
○關白の密旨

宇多天皇は、突然、位を皇太子醍醐天皇に譲り、時平、道眞の二人に、新天皇を輔佐させ、特に、新天皇に「道眞を重んぜよ」と仰せられ、また、教誡を書いて新天皇に授け給ふた。是か、所謂、寛平の遺誡である。宇多天皇が有爲の資を持ちながら、在位、僅に十年で、讓位なさ

れたのは藤氏抑制と云ふ豫ての思召が、天皇の尊位に居ては行ひ難いから、上皇となつて、畫策しようと思へられての事であつらしい。兎も角も、それから二年経つと、時平は左大臣となり、道眞は右大臣となつたが、昔から、學者で大臣となつたものは吉備眞備の外にはなかつた事から見ても、上皇の御心持ちは充分に判かる。その時、道眞は五十五歳の老成人で、温厚篤實、時平は二十九歳の壯者で、才氣鋭敏、道眞は何事も穩健を方針して居たのに、時平は、血氣に任せて、事を處したから、調子の合はなかつたのは當然である。されば、天皇も「左右大臣が並び立つて居ては、朝政に統一がなくて困」ると思召し、上皇と密議の上、専ら、道眞に庶政を關白させようとて、彼を諭し給ふたが、道眞は固辭して、受けなかつた。その時、文章博士三善清行(ヨシユキ)は時勢を洞察し、道眞が、藤原氏と並び立つことの危険を陳述せる書を道眞に送つて、警戒させた。

○道眞貶謫 果して、時平は道眞の名聲が自分のに勝り、また、天皇、上皇、兩陛下の御信任も自分よりも、道眞の方に厚いのを嫉み、彼を排斥すべき時機を狙ひ、密に同志を集めて居た。その時、藤原菅根、等、儒生の一派も道眞の名聲を嫉視し、朝廷にも、藤原高藤、源光、など、彼を妬むものが居て、同氣相求めて、計畫を進め、藤原高國などをも仲間に入らしめ、關白の密旨のあつた時、愈々嫉妬を逞うし、天皇に「道眞は天皇をし廢て彼の女を娶つて居る皇弟齊世(ナリ)親

王を擁立し、自ら國權を専らにする計畫をして居る」と讒奏した。その時、天皇は僅に十七歳の青年におはしたから、忽ち彼等の言に惑はされ給ひ、紀元一五六年(延喜元年)俄に道眞を貶して太宰權師とし、彼に連座させて、藤原氏の與黨でないものを多く處罰し給ふた。上皇は大に驚き急に馳せて、宮城に赴き、道眞を救はうとなされたが、菅根等が宮門を固めて居て、お通し申さなかつた。されば道眞の一族、二十三人は残らず別々の處へ流され、道眞は獨りで九州へ下つた。彼は古今に稀な天才の所有者で、博學多藝、最も文藻に富み、その詩賦は唐の白樂天のに似通つた所がある。配所では門を閉ぢて外出せず、朝恩を顧みて、唯々有難く思ふばかり、毫も怨むと云ふことなく、吟咏、自ら慰め、三年、太宰府に於いて、五十九歳でなくなつた。然るに、その後ち間もなく、時平が頓死し、京都には屢々災變が起つたから、時人は「道眞の崇りである」と騒いだ。すると、天皇も大に後悔なされ、道眞の官位を復し、尋いで、太政大臣正一位を贈り給ひ、都民は、また、道眞の靈を北野に祀つた。是が北野天神で、明治天皇は特旨を以つて、之を官幣中社に列し給ふた。



第二章 延喜時代

醍醐天皇御成人の後は政治に心を留め給ひ、臣下に拜謁を賜はる時など、遠慮なく、意見を述べさせる爲に、特に、やさしくなされた。當時、王族、權門が、互に競つて、邸宅を立派に構へ、衣服を華美にし、食事に贅澤を極めるようになつて、華奢の風が増長して來たから、天皇は此弊風を矯正しようと思召し、殊更に、時平に命じて、盛裝して出勤させ、「左大臣は百僚の長ではないか。臣下の模範となるべきではないか。然るにその贅澤は何と云ふことか。」と厳しく御責めなされた。そこで、時平は畏れ入つて、一ヶ月餘り閉門して居た。その結果、華奢の惡風が頗る革まつたさうである。これほど政治に勵まれたから、後世、この御代を延喜時代と褒めて居る。此前後、制度はよく整ひ、學者は輩出して、文化は著く發達し、漢文學、先づ、盛大となり、和歌、和文も驚くべき進歩を出現し、單に、唐風を模倣するばかりでなく、種々の方面に於いて、日本風の特徴を發揮し始めた。然し、その文化は京都の一部、上流社會に止まり、一般の國民は相變はらず、無學文盲で、地方に行つて見ると、文化は、さて置き、制度も、規律も、あつたものもなく、實に亂雜を極めて居た。

重要事項……○漢文學の隆盛○和文の發展○和歌の進歩○美術○地方の狀況○大化以後地方の變遷○公田と莊園○莊園の管理○地方の混亂。

著名人物……○菅原道眞○紀長谷雄○三善清行○巨勢文雄○紀貫之○凡河内躬恒○壬生忠岑○紀友則○小野小町○大伴黑主○喜撰法師○僧正遍照○在原業平○文屋康秀○百濟河成○巨勢金岡○小野道風。

○漢文學の隆盛 奈良朝時代より漸次、隆運に向つて來た漢文學は延喜の朝を中心として、その前後、實に旺盛となり、大家が輩出した。菅原道眞、紀長谷雄、三善清行、巨勢文雄(コシツ)等はその中の最も名高い人々で、唯々、漢學に通じ、虚飾の文章に妙を得て居たばかりでなく、實用の文才もあつた。特に清行は、法律に明に、算術に精しく、道眞の治體に通曉して居たのと相對して、當時の學宗であつた。また、諸道の博士が自ら世襲の姿となり初めたのも、此頃のこと、文章には菅原、大江の兩氏があり、明經には、清原、中原の兩氏、明法には坂上、中原の兩氏、算には、三善、小槻(チツ)の兩氏、醫には和氣、丹波の兩氏、陰陽には賀茂、安倍の兩氏があつて、何れも子孫相襲いで、専門の學科を修め、その蘊奥を研究した。當時の著作には、續日本紀、古語拾遺(平

城帝の時齋部廣成撰)、姓氏錄(嵯峨帝の時萬多親王撰)、日本後記、續日本後記、文德實錄、額聚國史(醍醐帝の時菅原道眞撰)、三代實錄、本朝文粹、管家文章(道眞の作品集)、性靈集(コシツ)(空海の作品集)、等がある。此等の一部を窺へば、當時の漢文學が如何に實用的であつたか判かる。

○和文の發展 和文は此時代から始まつたもので、女子の手紙などには、此以前より、假名文を用ひたのもあるが、和文と云ふほどのものでなかつた。然るに、紀貫之が、古今集の序文を假名で書いて、和文も、漢文のやうに妙味のあることを示し、また、土佐日記を著したから、男子も、漸く、和文を用ひ、間もなく、竹取物語、伊勢物語、などが世に行はれるやうになつて、遂に和文と云ふ獨立の一體を成すやうになつた。勿論、竹取物語と云ひ、伊勢物語と云ひ、誰が作つたのか、何時頃、出來たのか、今に判然しないで居るが、兎も角も、延喜の前後に作られたものだ云ふことには何人も反對しない。而して、奈良朝時代に漢字を借用した萬葉假名が省略せられて音標文字の性質を成せる五十韻の組織となり、一轉して、いろは歌となつて、和歌、和文の發達を促したことは特に留意すべきことである。

○和歌の進歩 和歌にも名家が輩出して、著しい進歩を示して居る。中にも、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑、紀友則などは後世に喧しい名前で、彼等は醍醐天皇の勅を奉じて、相協力して、古

今集を撰んだ。古今集は勅撰集の最初のもので、之に村上天皇の時に出来た後撰集と華山天皇の時に出来た拾遺集とを合せて、三代集と云ひ、奈良朝時代の萬葉集と比べて見ると、語調も、思想も、萬葉の方は強健で勝り、古今の方は精緻に秀で居る。また、萬葉には長歌が澤山あるが、古今には短歌が馬鹿に多くて長歌は極めて僅かしかない。兎も角も、奈良時代から見ると、平安時代の方は初期に於いても、既に、著しく、艶麗巧緻の方面に進歩して居ることが判る。此等四人、の名家の外に、小野小町、大伴黒主、喜撰法師、僧正遍昭、などが著はれて居る、後世、之に在原業平、文屋康秀を併せて、六歌仙と云つて居る。然し、六歌仙に就いては異説が多端で、或は奈良時代の人丸、赤人を加へ、或は紀貫之、凡河内躬恒、などを數へるものもある。左に當時の代表歌とも云ふべき名吟を二三摘録しよう。

久方の月の桂も秋はなほ紅葉すればや照りまさるらむ

(漢文の思想見るべし)

壬生 忠岑

袖うちて結びし水の凍れるを春立けふの風やとくらむ

(支那文學の想あり)

紀 貫之

春雨のふるは涙か櫻花散るををしまぬ人しなれば
大友 黒主
草も木も色變れどもわたつみの波の花にぞ秋なかりける
文屋 康秀
いろ見えてうつらふものは花の中の人の心の花にぞありける
小野 小町
浅みどり糸よりかけて白露を玉にもぬける春の柳か
僧 正 遍 昭
獨りくらし棚機姿に宿からん天の河原にわれは來にけり
在 原 業 平
霞立つ春の山邊は遠けれど吹くる風は花の香ぞする
在 原 元 方
龍田川紅葉亂れて流るめり渡らばにしき中やたえなむ
よみ人明らす
風吹けば沖津白波龍田山夜半にや獨り君かこゆらむ
よみ人明らす

○美術 當時、隆盛を極めたのは詩歌文章ばかりでなく、書畫も、甚だ隆盛で、名家が輩出した。畫では文徳帝の頃、有名な百濟河成(カガヒ)が現はれて、飛彈工と技を競つた。元來、飛彈國は木材に富み、木工が多く、建築の技に於いては全國第一で、飛彈工の名は評判になつて居たのである。而して飛彈工等は建築に伴隨せる繪畫にも妙を得て、及ぶものがなかつたのに、河成が出て彼等以上の技を振つた。而も、何れも、唯々、唐風を模倣するばかりであつたが、宇多天皇の時、

巨勢金岡が出て、巨勢流の一新派を起し、日本固有の畫風を作り出した。金岡は最も、佛畫に秀でて居たが、勅を奉じて、紫宸殿の屏風に、支那の聖人、賢士の肖像を畫き、名を後世に轟かした。是が有名な聖賢、障子である。また、書道には菅原道真、紀貫之等の名が高いけれど、最も秀でて居たのは小野道風(ノノ)で、唐人の筆蹟を摸することを専らにしないで、國風の優美な所を顯はし、紀元一五八八年(延長六年)醍醐帝の詔を奉じて、支那の漢、以來の明君。賢臣の言行を、清涼殿に録して、頓に名聲を揚げた。その時、彼は、僅に十餘歳の少年であつた。

○地方の状況 當時、文學に美術に泰平を謳歌せる京都は實に花の都であつた。その文藝を弄して遊興に耽つて居る朝臣等は花に戯れる蝶の如くであつた。然し、一步、都門を出て 地方に行くと、全く別世界であつた。京都附近でも藤原氏の專横が甚しくなるに伴つて、門閥の弊が、愈々、著くなつて、人才は擧らず、朝臣は文弱に流れて、華奢、風流を事とし、兵刑の庶政は漸く荒廢するのであつた、まして、地方遠隔の地は政治が行き届かなくなつて、大化改新の制は次第に行はれなくなつた。

○大化以後の地方の變遷 大化の改新で、大臣、大連以下の門閥家が私有せる土地を悉く公有とせられ、班田受授法を設けて之を公民に分配せられ、大寶令に於いて、地方制度が一層明

確に定められたことは前に述べた通りであるが、その班田受授法は、とても、全國には行はれなかつたのみならず、その行はれた地方でも、年の経過と共に自然、廢止の状態となり、私有地が到る處に設置された。大寶令によれば、國には國司、郡には郡司を置かれたので、國郡の整理は立派に出来て居り、土地は皆な公地、人民は皆な公民で、これも立派に整理されて居るやうに見えるが實際は、なか／＼その通りに整理が出来なかつたに違ひない。されば國郡の改廢も屢々行はれて平安朝の初期には六十六國、二島となつたけれど、何れの國でも、公田は少く、却つて私田の方が多くなつて居た。つまり朝廷の大官や、地方の有力者が、次第に私有の田地(莊園)を増加したので、大化以前の土地領有を、再び繰返へすようになつて、地方の形勢が一變したのである。

○公田と莊園(私田) 茲に少しく詳細に私有地の出来た由來を説明しようが、それには先づ、公田と、莊園との區別を明瞭にして置かねばならない。公田とは班田受授法の行はれて居た土地で、その班田を受ける人民が公民である。之に對して、私有地を莊園と稱し、莊園を耕す人民を莊民と呼んで居た。而して、公田公民は次第に減じ、それに反比例して莊園、莊民が殖えたのである。然らば、如何にしてその變轉を來したかと云ふに、その原因は墾田、賜田、寄附田などが増加した爲であつた。

當時、地方は何處でも、

一三六

人口は割合に少く、土地は割合に廣漠で、不毛の原や未開の野が澤山あったから、自然、開墾を奨励せられ、開墾者には特別を以つて租、庸、調を軽減せられ、その開墾地費用が重むに連れて、後宮、皇子、または臣下などに、未墾地や、荒廢地を賜はつて開墾せられ、それがその拜領者の私有地となつた。此等は凡て墾田で、私有地の出来る第一因となつた。次に大寶令によれば、朝臣には食封(シキフ)を賜はることになつて居るが、また特別、勳功の著しい者には賜田と名けて、公田を賜はり、一代、二代、また、世襲の財産とすることを許された場合があるようになつて居る。此賜田も、元來、租税を納める筈になつて居たのだが法令が、弛ぶに連れて、全く、私有地になつてしまつたのが多い。そこで、賜田が私有地の出来る第二因となつて居るのである。

また、佛教の隆盛に伴つて、佛徳に酬むんとの心から、または、果報を祈らんが爲に、自然佛寺を尊崇し、尊崇の念は、やがて、土地を寄附することを生じ、神佛混同の説が出てからは、神社をも、佛寺と同一視して、土地を寄附するようになり、所謂、寺田、神田は、何れの神社にも、佛寺にも、之を見るようになつた。この寄附田は勿論、寺社の私有地となつたのだから、私有地

發生の第三因である。

斯うして、出來た私有地、即ち、莊園は、政府の管轄外にあつて、所有主が勝手に處分することを得たのだから、莊園を耕す莊民は、公田を耕す公民よりも、賦税率も少く、調庸のつとめもなかつたから、百姓は公田を捨て、莊園に集まり、朝廷の公民として苦むよりは、門閥家の莊民となつて莊園に氣樂な一生を送ることを望む者の多いのは固より當然のこと、公田が減じて、莊園が増えたと共に、公民が減じて、莊民の殖えたのも經濟上、當に然るべきことである。

○莊園の管理 莊園は、必しも、一人の所有を一ヶ所と限つたものではなかつた。一人で、幾個所の莊園を所有するものもあり、皇族や、朝臣のように自分は京都に居て、莊園の事など、顧みる暇もないようなものも澤山あつた。そこで、所有主が直接に莊民に接して、莊園を處理すると云ふことは、寧ろ、稀であつて、大概は、それ／＼家來を使つて、莊園を處理させたものである。その家來の中で、直接に莊民に接觸して、年貢の取立やら、莊内の事務に奔走するものを莊家(シヤ)と云ひ、所有主を代表して莊家を監督するものを莊司と云ひ、而して、所有主を領主と呼んだ。但し、朝臣は地方に莊園を所有して居ても、自分は京都に留まつて、代理を派出したので、この場合には、その代理を領家と云ひ、所有主を本家と呼んで居た。だから表にすると斯うなる。

公家領の莊園……本家(京都在住)―領家(所有主代表)―莊司―莊家―莊民
 武家又は土豪所有の莊園……領主(其土地在住)―――莊司―莊家―莊民

○地方の混亂　かくて奸民は租税庸役をが免れようとして、京都に上り權門と結托したり、勢家の部下となつたりして莊民となり。又は、未墾の地を開拓して私有田を作り、權門勢家は諸國に莊園を新設して、私財を殖やしたばかりでなく、その莊園の一部を佛寺に寄附することを怠らなかつたから、興福寺、法性寺、平等院など、藤原氏を檀家とせる寺院は、何れも、廣大な莊園の所有者となり、莊内の壯者に兵役を課して、寺院に交替宿直させる程になつた。やがて、此等の宿直がが非常な勢を示し、所謂、僧兵となつて、勇ましい活動を始めるようになるのである。また、莊司、領主などは我儘勝手な振舞をして、地方に跋扈し、窮民は盜賊となつて、到る處に横行し、殆ど、手の着けようもない状態となつた。

第三章　承平天慶の亂

前章に述べたように、地方は莊司、豪族、等が跋扈して、窮民が増加し、到る處

に盜賊が横行するようになったが、京都では、諸衛の兵士までが、文弱驕奢の風に浸され、兵馬の訓練を棄て、容儀を修め、技藝を習ひ、徒に、宴遊の興を佐けることばかり考へて居たから、盜賊が横行しても、兵亂が起つても、役に立つものは稀であつた、されば前にも述べた通り、嵯峨天皇の時、新に檢非違使を設けて、近幾の非違を糺彈させ、尋いで諸國に追捕使を置いて警察のことを司らせられたが、地方の政は、愈々、紊れて來たから、文徳天皇以後は、諸國にも檢非違使を置かれ、朱雀天皇以後、關東、奥羽、等、遠隔の地には、押領使を設けられたが、大した成績が擧がらなかつた。當時、京都の顯要の地位は藤原氏が獨占してしまつて、他姓の者は排斥せられたから。源氏だの、平氏だの、多少、有爲の才を抱いて居た者は、自ら進んで、檢非違使だの、押領使などになつて、地方に下り、子孫、永く、その地方に住する者が多くなつた、而して此等は何れも、王孫とか、華胄とか云はれる身分の貴い人々だから、地方では忽ち人望を得て、勢力家となり、住人(ミコ)と稱して、その地方の莊司や、豪族と結んで、土地人民を獲得し、大なのは大名となり、小な

のは小名となつて、皆な身分、相應の子弟、從屬を養ひ、之を私兵とした。この私兵を家子、(カゴ)、郎黨(ラウ)、家人(シニ)、などと稱し、競つて弓馬を練習し、争鬪が起ると、立派な私設の軍隊に組織せられたのである、斯くて、大寶令に規定せられた徵兵の外に、所謂、住人の私設に屬する武士の一階級が発生し、その住人を主と仰いで、團結し、主の命令次第で、火の中でも、水の中でも飛込む程の意氣を涵養し、往々、朝命を奉じない者も現れると云ふ状態になつた、承平の亂、天慶の亂などはその状態をよく説明する例である。

重要事項……○承平の亂○天慶の亂○將門誅滅○純友誅滅○武家の發生○源平二氏漸く顯はる。

著名人物……○藤原純友○平國香○平良將○平良兼○平良文○平將門○藤原維幾○興世王○平貞盛○藤原忠文○源經基○藤原秀郷○小野好古○平高望○貞純親王○承平の亂 朝臣の柔弱と、地方の紛亂とは、少しく、野心を抱藏するものゝ、不法を行ひ、暴行を逞うするの、幾らでも、好い機會を與へたのである、されば山陽、南海の方面には海賊が非

常に増加し、賊船が千餘隻に達し、瀬戸内海を横行して、往來の船を襲ひ、人を殺し、財を掠めて居た。然るにその時、伊豫椽藤原純友は海賊を平げようともせず、却つて、任期の満つるのを待つて、紀元一五九四年(承平四年)、自ら海賊の群に投じ、その巨魁となつて、日振島に根據を構へ、數年の間、南海、山陽の沿海地方を奪掠して居たが、やがて、平將門が亂を下總に起すのを待つて、遙に之に應じて、益々、亂暴を働いた。

遠經—良範—純友
藤原房前………
基經—忠平

○天慶の亂 此時、東國には、桓武平氏が多く居て、高望(カサ)の四子、國香(カニ)、良將(カシ)、良兼(カシ)、良文(カシ)、等は、上總、下總、常陸、等の介(カ)や椽(カ)に任ぜられ、中には、鎮守府將軍となつたものもあつて、一族が蕃衍した。良將の子、將門(カ)は、勇悍で、騎射を善くし、下總の住人、相馬小二郎と稱した。彼は若い時、攝政、忠平に仕へ、その推薦で檢非違使とならうと望んだが、忠平が許さなかつたから、大に憤つて、關東に下り、攻略を始め、伯父、常陸大椽平國香を殺し、叔父、下總介、平良兼を敗り、紀元一五九九年(天慶二年)、遂に常陸介、藤原

維幾(チカ)を捕へて、反を謀つた。すると、武藏權守、興世(ヨシ)王が彼に黨し、「一國を取るも誅せられ、數國を取るも誅せられるのだ。坂東を併せて、時機を伺ふべきである。」と勸めた。將門は大に喜び、王を推して謀主となし、偽宮を下總の猿島(サシ)に造り、大臣以下、文武の百官を設けて、自ら、平新皇と稱し、是より益々兵を放つて、近國を攻略したが、その勢力が猖獗で、向ふに敵なき猛威を示し、諸國の國司等は皆な、京都へ逃げたから、朝廷は慄へ上つた。

○將門誅滅 朝廷では參議藤原忠文を征東大將軍とし、源經基以下の諸將を率ゐて、將門を討たせられた。然るに、官軍が、まだ來ない間に、國香の子、平貞盛(サタ)は「君と父との仇敵を撃たずには置くものか」と志を決し、下野押領使藤原秀郷(ヒト)と兵力を合はせて將門を襲撃し、紀元一六〇〇年(天慶三年)遂に、將門を斃し、興世王を滅して、東國を平げた。

○純友誅滅 此時、南海の賊は、頻りに、中國、四國を掠め、勢に乗じて、九州に入り、太宰府を陥れたが、東國が既に平いだから、朝廷では小野好古(ヨシノコ)、源經基(サタ)等を追捕使に任じて純友を討たせられ、紀元一六〇一年(天慶四年)官軍は筑前、博多の戦に勝つて、遂に、純友を斬り、餘黨を平げた。

○結果 將門は、朝敵となつて戦ひ、經基、秀郷、貞盛、等は官軍に屬して戦つたが、どちら

所謂、大名で、地方に勢力を振ひ、多くの土地、人民を私有し、戎器を蓄へ、兵を練り、或は自衛に備へ、或は侵略の具としたものである。朝廷では勇武の人が少かつたから、此等大名の力を借らなければ、不順な者を征伐することが出来なかつた。随つて、此等の大名に特別の待遇を與へなければならなくなつて、終に、武家と稱する一階級を生ずるようになった。

○源平二氏、漸く顯はる 武家の内、最も、盛大になつたのは、源經基の子孫と、平貞盛の子孫である。此經基は清和天皇第六の皇子貞純(サタ)親王の子であつたから、六孫王と稱し、武略があつて、また和歌をも善くし、承平中、武藏介となり、將門が異圖を抱いて居ることを知つて、之を朝廷に奏上したので、從四位下に叙せられ、將門が平いだから、太宰權少貳に任ぜられ、純友の餘黨と戦つて、之を破り、歴進して、鎮守府將軍となり、その子孫は東國に繁衍して、武家の最も、強大なものとなつた。是が、所謂、清和源氏である。又た、平貞盛は、將門を討滅したから、その功で、從五位上に叙せられ、鎮守府將軍に任ぜられ、その子孫は同じく武を以て、勢力を得、また、武家の強盛なものとなつた。是が、所謂、桓武平氏である。

桓武天皇—葛原親玉—高見王—高望王—



源氏系圖第一

清和天皇—貞純親王—經基

第四章 藤原氏の跋扈

紀元一六〇六年(天慶六年)、村上天皇は朱雀天皇に嗣いで、即位し給ひ、天慶兵亂の後ちを受けて、勵精、治を圖り給ふた、嘗て、年老ひた賤吏を召して「朕の治と延喜の治と、何れが優つて居ると思ふか」と問はせられた、その時、老吏は「愚劣

な少吏ですから、何も知りません。唯々、主殿寮(シツキョウ)で、松明(マツ)を出すことの多いのと、率分堂(ソウブン)に草の生へて居ることは延喜の頃には見ませんでした。」と答へた、主殿寮は燭の出納を掌る所、率分堂は租税を畜へる倉庫であつた。されば、その答は官吏が燭を點じて、夜まで働くほど、事務が繁劇となり、倉庫の庭に草の生へる程、歳入の減じたことを諷したものである。天皇は大に自覺し給ひ、益々政事に勉勵なされたから、後世、天曆の治を延喜の治と並べ稱して居る。然し、朝廷の政權は全く、藤原氏に移つて、君民の間隔は益々遠く、朝臣は相變らず奢侈に流れて、實務に遠ざかり、地方には愈々政治が行届かなくなつて、源、平、其他諸氏の武人が次第に勢力を扶植し、皇威、愈々、衰へて、盜賊の横行、愈々、甚しく、大内記藤原文時(フキ)が上表して時弊を指摘し「奢侈を禁じ、賣官を停め、遠人を懐けよ」と論じたのは如何にも剴切な意見で、當時の形勢を窺ふに足るものである。而して、藤原氏の跋扈には村上天皇の如き英主でも、施すべき術なく、何事をなさるにも、左大臣藤原實頼に掣肘せられ給ふた。例へば皇太子、憲平親王(ノリ) (後の冷泉

天皇)は病身ではしたから、天皇は次の皇子爲平親王(ミナ)と代へようと思召したが爲平親王が源氏と結婚なされたから、天皇は實頼を憚つて、思召を果し給はなかつた。それ程だから、村上天皇がお崩れになると、藤原氏は、また、他姓排斥を始め、既に他姓を排斥し盡すと、今度は同姓の争を始め、攝關の地位を占めんとて、一族の間、互に相陥擠し、爲に朝廷の内部も混亂を生じた。然し、藤原氏としての家門は愈々、繁昌し、その榮華は道長の時に極點に達した。

重要事項……○安和の變○藤氏家門の争○華山天皇の出家○三條天皇の讓位○小一條院の隱居○道長の榮華

著名人物……○藤原實頼○源高明○爲平親王○守平親王○橘繁延○藤原千晴○源滿仲○藤原師尹○藤原兼通○藤原兼家○藤原安子○藤原伊尹○源兼明○藤原濟時○藤原懷子○懷仁親王○藤原詮子○祇子○僧嚴久○藤原道隆○藤原道兼○藤原道長○藤原伊周○藤原定子○敦康親王○藤原彰子○敦成親王○敦良親王○藤原娥子○藤原頼通○敦明親王○藤原能信○藤原寛子

○安和の變 藤原氏の他姓排斥、政權獨占の慾望は、また、發して、安和の變となつた。冷泉天皇の朝に、藤原實頼(サネ)が關白となり、源高明(カキ)が左大臣となり、而して村上天皇の遺詔によつて、爲平親王を皇太弟に立てなければならなかつた。然るに、高明は醍醐天皇の皇子で、その女は爲平親王の妃であつたから、爲平親王が、もし、即位せば、外戚の權は、高明に歸するかも知れなかつた。實頼は之を恐れ、村上天皇の遺詔だと詐つて守平、(ミヨ)親王を皇太弟とした。然るに、中務少輔橘繁延(シラガ)、前ノ相模介藤原千晴(チハシ)、等は爲平親王を位に即け奉らんと謀つたが、その仲間の源滿仲が變心して、實頼の弟、右大臣藤原師尹(シロイ)を訪問して、繁延等の陰謀を密告し、高明が、その謀主であると誣ひた。そこで、朝廷では、高明を貶して、太宰權帥とし、滿仲の弟、滿季に繁延等を抑へさせて流刑に處し、師尹を左大臣とした。是が安和の變である。これは師尹が高明を陥れて、自ら代らんとて、滿仲に無根の誣告をなさせたのだと云ふ説もある。何れしても、その結果は源氏や橘氏が潰ぶされたのである。

○藤原氏家門の争 藤原氏は他姓を排斥すると同時に、同族の間でも互に、攝關の地位を争ひ、叔姪、相、閲ぐもあり、兄弟、相軋るもあつた。その最も激烈を極めたのは、圓融天皇の時の兼通(カミト)、兼家(カキ)、兄弟の争であつた。初め、村上の朝に、兼通は皇太子の伯父と云ふ譯で、東宮ノ亮と

なり、尋いで、藏人ノ頭に補せられたるが、聖旨に背いたことがあつて停職となり、その弟兼家が代はつた。されば、冷泉天皇の時になると、兼家は累進して、大納言、兼、右近衛大將となつたが、兼通は延滞して、漸く、参議になつたばかりであつた。然し、兼通は常に攝關を望んで居たのだから、兼家が自分の昇進の妨害になるのを怒り、竊に、妹安子(イサ) (村上帝皇后、冷泉、圓融の母) に請ひ、「將來、攝關は必ず兄弟の順にせよ」との手書を作らせて置いた。然るに、紀元一六三〇年(天祿元年)攝政、實頼が薨じて、甥の伊尹(イソ)が職を嗣ぎ、また、三年でなくなつたから、圓融天皇は兼家を攝政にしやうとなされた。そこで、兼通は安子の手書を出して、天皇に示し、伊尹の後を嗣ぎたいと請ふた。天皇は母后の手蹟を御覽になつて、愴然として、兼通を中納言より進め、直に内大臣とし、紀元一六三四年(天延二年)、終に、關白とし給ふた。斯くて、志を得ると、兼通は力を盡して、兼家を抑へ、常に、使を遣つて、密に兼家の家に入出する者を伺はせ、何か、事を設けて之を排斥したから、何れも、皆、兼通を恐れて、兼家を訪ふ者は稀になつた。元來、兼通は右大臣藤原頼忠と親密であつたから、彼は頼忠を引いて兼家を抑へる助とする爲に、左大臣源兼明(フナキ)の職を解いて、親王に復し、頼忠を左大臣とした。兼明もまた、醍醐の皇子、天資豪邁、博學多才で、その名聲は當時、第一であつたが、兼通に忌まれて志を得ず、左大臣を罷めてから、龜山に

隱居し、菟裘ノ賦を作つて、懷を述べた。その中に「叢蘭豈不芳乎、秋風吹而先收」の句がある。紀元一六三七年(貞元二年)兼通が危篤に陥つたと聞いて、兼家は参内して「關白職を嗣がして下さい」と奏上しやうとした。すると、兼通は大に怒り、病を押して、入朝し、聲を勵まして、「頼忠を關白とし、兼家の官職を奪つて、之を濟時(イサ) (師尹の子)に授けます。これが私の最後の除目(クモ)です」と、奏して、自邸に歸つてなくなつた。そこで、翌年、頼忠が太政大臣となつて、萬機を關白することゝなつた。除目とは官吏を任免することである。

○華山天皇の出家 紀元一六四四年(永觀二年)、圓融天皇は位を華山天皇に譲り給ふたが、新天皇は、藤原懷子(コネ)が産んだのだから、懷子の兄、参議、義懷(カシ)が外舅に當るので、中外の機務を掌つた。義懷は淺學であつたけれど、神機、穎敏で、よく、典例を暗じ、左中辨、藤原惟成(ユヅル)と、心を協せて、滯弊を改革し、頗る綱紀を張つた。されば、頼忠が、まだ、關白となつては居たが、權勢は、却つて、義懷にあつた。而して、華山天皇は冷泉天皇の皇子で、圓融天皇の後を受け給ふたから、その德に酬る爲、圓融天皇の長子、懷仁(イサ)親王を、太子とし給ふた。太子は兼家の女、詮(サ)子が生んだのだから、兼家は義懷の權勢を妬むと共に、早く、太子の即位を望んで居た。その時、華山天皇の寵姫、祇子(イサ)が死んで、天皇は哀悼の餘り、世を厭ひ給ふたから

兼家の次子道兼(兼)は、父の意を迎へて、僧嚴久(兼)に人生の無常、山林の快樂を天皇に説かせ、紀元一六四六年(寛和二年)、遂に、天皇を誘ひ、月夜に乗じて、宮を出で、華山の元慶寺に入つて、落飾させ参らせた。義懐、惟成、等、之を聞いて大に驚き、天皇の跡を追つて、同じく、薙髮して、僧となつた。而して、太子懷仁が位に即き給ふた。是が一條天皇で、その時、御年は始めて七歳におほした。兼家は計つた通りに、攝政に任ぜられ、間もなく、關白太政大臣となつた。彼れは、晩年、奢侈を窮極し、清涼殿に擬して、邸宅を東三條に營んだ。彼の三子、道隆(兼)、道兼、道長(兼)、何れも、顯要を占め、人臣の榮を極めた。

○三條帝の讓位

紀元一六五〇年(正曆三年)、兼家が薨じて、長子道隆が代つた。然るに、次子道兼は、父の爲に大功を樹て「關白職を嗣ぐ者は必ず自分である」と思つて居たから、大に不平を抱いて居たが、道隆は在職四年でなくなつたから、道兼が、その後を嗣ぐことになつた。而も、彼は在職僅かに七日で薨じ、その弟、道長が之れに代つた。すると、伊周が大不平を鳴らし、弟隆家と共に、亂行を恣にして、遂に貶謫された。初め、伊周の妹、定子は一條天皇の皇后となつて、敦康親王(兼)を生んだが、其後ち、道長の長女彰(兼)子が中宮となつて、敦成(兼)(後の後一條帝)、敦良(兼)(後の後朱雀帝)、兩親王を生んだ。そこで、紀元一六七一年(寛弘八年)、一條帝の後を受けて、三條

帝(華山皇弟貞親王)が、即位されると、敦成親王を立て、皇太子となされた。順序から云ふと、勿論、敦康親王が皇太子に立たれる筈なのに、道長は、之れを退けて、己が女の生んだ子を立てたのである。のみならず、三條天皇は大納言濟時の女、城子を皇后となされたから、道長は、早く、皇太子の即位を望み、屢々、天皇に讓位を迫つた。會々、天皇は眼疾に罹り給ひ、紀元一六七六年(長和五年)、遂に、道長の勸に従ひ、位を皇太子敦成親王に讓り給ふた。是が後一條天皇である。御年甫めて九歳、初めは、外祖父道長が攝政し、後には、道長の長子頼通が攝政した。

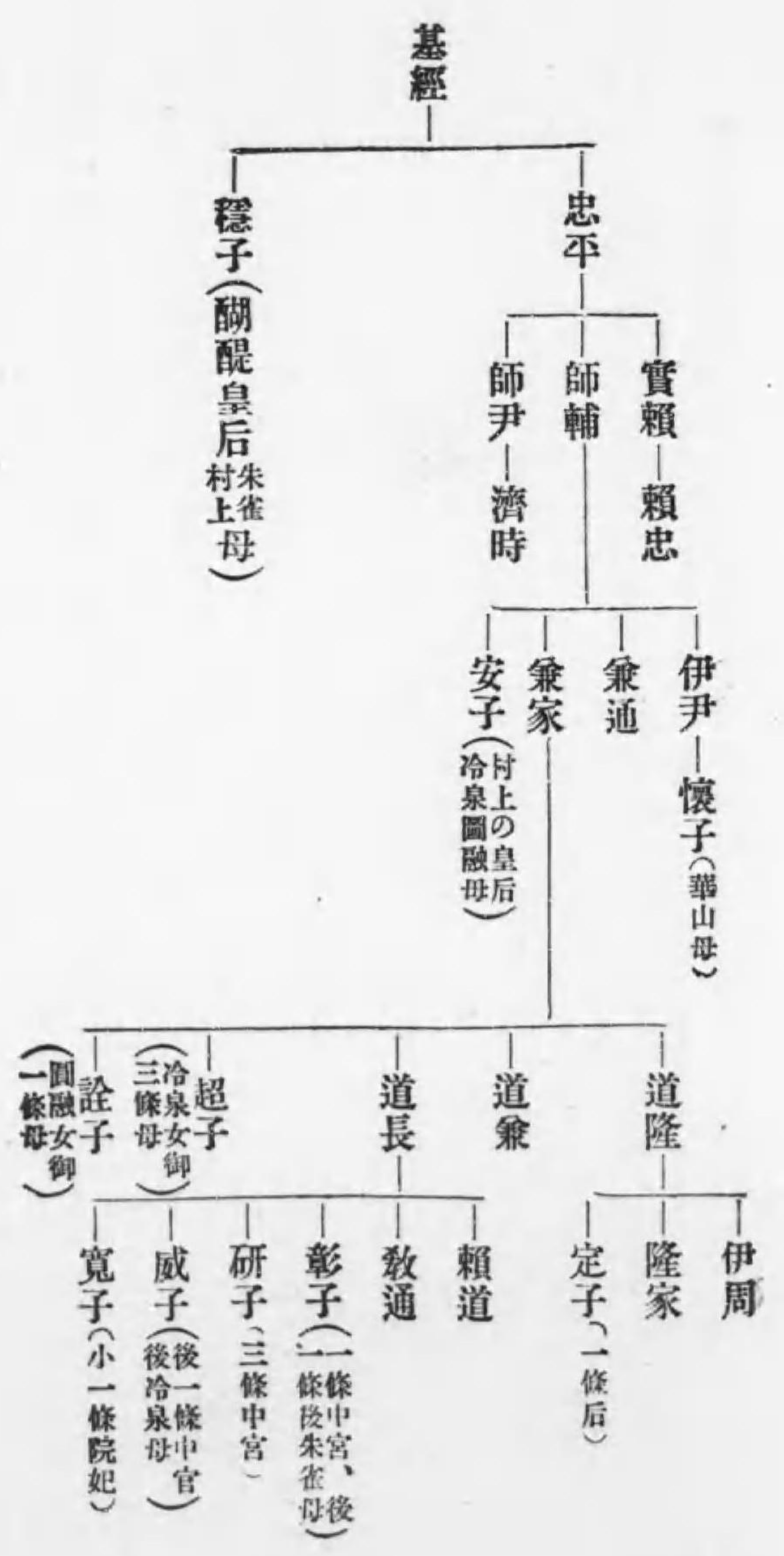
○小一條院 三條上皇は道長の意見に反對して、城子の生んだ敦明(兼)親王を後一條の皇太子となされた。親王は、天皇より十四歳も、年上でおはしたから、紀元一五六七年、三條上皇がお崩れになると、朝臣は、何れも、道長を憚つて、東宮に伺候するものなく、東宮の僚屬さへも、その職に就かず、門庭、實に、寂然となつた。そこで、太子は不快におぼし、道長の子、能信(兼)を召して、遜位の御思召を道長に傳へさせ給ふた。道長は大に喜び。直に、太后に白し、詔を傳へて、太子の請を免し、小一條院の尊號を奉り、供御を上皇に準じ、且つ、自分の第五女寛子(兼)を進めて、院の妃となし、而して、改めて、敦良親王を皇太弟とした。

○道長の榮華

藤原氏の隆運は、道長の時、その極點に達した。道長は、幼より豪邁、才畧に秀

で、和歌を善くし、射御も巧者で、累世の權威により、朝政を専にしたから、朝臣は皆な彼に媚附し、彼の機嫌を害ふことを、何よりも恐れて居た。彼は朝廷に立つこと三十餘年、一條以後の三代の中宮は、皆な彼の女で、後一條以後の三天皇は皆な彼の外孫におはした。而して、彼の子、頼通、教通は、相繼いで、攝關となり、政柄は、全く、己に歸し、黜陟は自分の意に任せ、一條以來の天皇が、屢々、彼の屋敷に幸行なされ、その度毎に、厚い恩賜を蒙つたのみならず、彼は嘗て、上東門の第宅を營造し、また、薙髮して、法性寺を建てたが、皆な、諸國郡司に役を助けさせた。その時、攝政頼通は、諸國司に對して、「寧ろ公務を怠るも、此役を怠る勿れ」と命令した。されば、地方の國司等も、皆な道長の意を迎へ、媚を呈し、賄を贈り、彼の莊園は天下に充ち、彼の府庫は充溢して、彼の豊富は、實に、皇室を凌いだ。嘗て、月をながめて「此世をば我世とぞ思ふ望月の缺けたるべき夜半の月かな」の御製に對照して見ると、藤原氏の榮華と、皇室の衰頹とが思ひやられる。時人は道長を御堂關白、または、法性寺殿と呼んで居た。

藤原氏系圖第二表



攝關
略表

年數	天皇	父	攝關
五	清和	冬嗣	良房基經忠平實頼伊尹兼通頼忠兼家道隆道兼道長頼通
一五	陽成光朱雀冷泉	房基經忠平師	
一五	孝宇多村上圓融	房基經忠平師	
四	圓融	輔師	
三	圓融	輔師	
六	圓融	輔實頼師	
一〇	華山融	頼師	
六	一條	輔兼家兼家兼家道長	
六	一條	兼家兼家兼家道長	
六二ヶ月	一條	兼家兼家兼家道長	
二一	三條	兼家兼家兼家道長	
五三	候後一條後朱雀冷泉	兼家兼家兼家道長	

第六章 文學、工藝、風俗

平安朝時代の文化は延喜以後、益々、光輝を放ち、漢文に、國文に、工藝に、人才が輩出して、それ／＼、非常な發展をなし、風俗も、愈々、華美となつた。

重要事項……國文(假名文)の發展○漢文の隆盛○音樂書畫○工藝||建築||彫刻||蠶業||製紙||染織||武器||衣服

著名人物……○紫式部○清少納言○赤染衛門○和泉式部○小式部○伊勢大輔○大

江朝綱○藤原文時○藤原齊信○藤原公任○藤原行成○源俊賢○兼明親王○具平親王○大中臣能宣○源順○藤原通俊○藤原俊頼○藤原師輔○藤原俊成○藤原定家○源博雅○源時中○巨勢弘高○巨勢公望○藤原光成○藤原基光○小野道風○藤原佐理○定朝○守綱○眞守○安房○貫成○文壽○正恒○宗近○有國

○國文(假名文)の發展 平安朝時代の文化に於いて、特筆すべき一事は、國文、即ち、假名文の發展で、一條天皇の前後に、紫式部、清少納言、赤染衛門、和泉式部、小式部、伊勢大輔、などの才媛が輩出して、それ／＼得意の筆を揮つて、種々の著作をなし、假名文の爲に、氣を吐いた。中にも、紫式部は源氏物語を著し、清少納言は枕草紙を作り、共に古今の名作として、後世、國文の模範となつて居る。紫式部の作には、日記もあつて、當時の禁裡の狀況が伺はれ、赤染衛門の著作だらうと傳へられて居る榮花物語は、藤原氏の勢力が、如何に、盛んであつたかを示して居る。榮花物語は宇多天皇から、堀河天皇に至るまで、二百餘年間の記事であるが、御堂關白道長の榮花を記述することが主眼となつて居る。こんなに、國文が盛んになつたが、その多くは、婦人の手に成つたので、男子は相變らず、漢文を主として居た。

○漢文の隆盛 漢文も延喜以後、益々、昌んで、村上天皇(天曆)の朝には、大江朝綱、菅原文時などが居て、延喜の大家に比べても、遜色がない。一條天皇の時には、藤原齊信(ナツ)、藤原公任、藤原行成、源俊賢などが居て、何れも、納言の職を奉じて居たから、四納言と稱せられ、皇族には、前中書王と云はれる兼明親王、後中書王と云はれる具平親王があり、共に、多く得難い學才を發揮して居る。然し、當時の上流社會は、互に競つて、華奢風流を事として居たから、その學術も、次第に實用に遠かつて、美辭を弄し、詩賦を貴び、國家經綸の道具であるべきものが、徒に宴遊の興を助くる翫弄物となつてしまつた。

○和歌 當時は和歌も著しく發達し、苟も、上流に位する者で、歌の出來ないやうなものはない。殊に、顯著な事は、古今集の勅撰が出來てから、長歌が衰へて、短歌が非常に發達し、一字、一句を褒貶して、巧緻精妙を極めるやうになつたことである。然れど、巧に、言辭を弄するの餘り高雅雄健の調がなくなつて、歌の詞と日常の用語と、益々、差違を生じた。即ち、奈良時代の萬葉集の自然の姿が少なくなつて、古今集の人工を加へた優雅な風が流行し、男子らしき歌はすたれて、女子らしきものが持てはやされた。是亦た、時勢の然らしめた所で、文學は、必竟、其社會狀態の反映と見るべきであらう。天曆年間、村上天皇が、始めて、和歌所を宮中に設け、大中臣能宣(ノボシナガトミ)、源

順(カズ)等に、古今集の後を續けて、後撰集を勅撰させられてから、歌は、愈々、隆運に向ひ、代々、和歌集勅撰の例を生じ、後ち、鎌倉時代を経て、足利時代の初になるまで、合せて、二十一代集が出來るやうになつた。

古今、後撰の次に、花山天皇の集撰と傳へる拾遺集が出た、この三書を合せて、三代集と云ひ、三代集の次に、藤原通俊が撰べる後拾遺集、源俊賴が撰べる全葉集、藤原賴輔が物せし詞花集、藤原俊成が集めた千載集、並に、鎌倉時代の初めの御歌所の寄人、藤原定家、同家隆、等が撰集した新古今和歌集の五集がある。三代集に加へて、之を八代集と云ふ。それから後ち、歌學は、全然、定家の子孫の獨占となつて、定家の新勅撰、爲家の續後集、續古今、爲氏の續拾遺、爲遠の新後撰、續千載、爲兼の玉葉、爲藤の續後拾遺、爲定の新千載、爲遠の新後拾遺の十二集は、何れも、定家の子孫が撰集したもので、二十一代集の最後の新續古今和歌集は飛鳥井雅世が集めたので、それは足利時代のことである。

また、歌論に關する書籍も、平安朝時代から、漸次、世に出るやうになつたもので、最も古いのは、藤原公任が作つた新撰髓腦、それから、藤原清輔の奥義抄、藤原俊基の悦目抄、順德天皇御自作の八雲御抄、足利時代のものでは、鴨長明の無名抄、阿佛尼の夜の鶴などで、何れも、歌に關して

肝要な意見が記述してある。

○音楽、書畫 文學の隆盛と共に美術、工藝も著しい進歩をなし、宴遊の盛に行はれた影響として音楽、唱歌の發達を促がし、詩歌管弦に加ふるに、催馬樂(ササ)、東遊(アツシ)朗詠、今様、田樂、散樂(後の猿樂)、等の新調が出来て、上流社會は、競つて、此等の技を研いたが、宇多天皇の皇孫、源博雅(カク)が、最も勝れて居た。一條天皇の時、源雅信(ハク)の子、時中(ナカ)が出て、郢曲、和琴、笙、笛、鞠、等の技藝で家を起し、廣く、精神の間に歡迎された。繪畫では、巨勢金岡(オホセ)の子孫に弘高(ノカ)公望(キタ)などがあつて、よく、祖先の名蹟を繼ぎ、藤原光範(ハナノ)は繪畫の進歩を圖り、藤原基光は、土佐派の遠祖と稱せられて居る。また、書には、兼明親王が盛名を博し、小野道風は、漢人にまで、嘆賞された程で、古今に冠絶すると謂ふても可い。藤原行成(ユキナリ)、藤原佐理(ササキ)、共に書を能くし、道風と並べて、後の三蹟と云はれて居る。

○工藝の進歩 奈良朝時代より引續き、漢土から、傳來せる工藝、美術は、平安時代になると、益々、我が國、固有の日本風を加味して、諸種の方面に大發達を來した。

第一 建築 桓武天皇の營まれた平安京は、規模の廣大、條坊の整備、堂宇の壯美、等、勿論、上代の都とは雲泥の相違だが、奈良の都のそれよりも、更に、數歩を進め、また、世の太平に伴つて、

上流社會も、宮殿の一部を模倣して、築造を宏壯にした。その構造は大抵、方四十丈の地域内に、正殿(寢殿と云ふ)、對屋、渡廊、鉤殿、池、橋、島、築山、瀧などを作つたので、その正殿を寢殿とも云ひ、母屋とも云ひ、多くは四丈四方の方形の建物で、圓形の柱を骨子とし、床は、凡て板敷、屋根は檜瓦で、中央から、四方に葺き下ろし、唐風の四阿造を模倣したものである。此七丈四面の内部、方五丈は本屋で、本屋の周圍に餘まつて居る一丈は廂(ヒツ)とし、本屋は一段高く、廂は一段低く、その境には簾(ヒツ)を垂れ、廂には鉤紐で懸け合すやうに出來た上下二牧の格子戸を一丈毎に二牧宛(上下で四牧)備へ、格子戸の上は蔀(ヒツ)で蔽ひ、その外側に縁を附けて、母屋の四方を繞らした。この縁を箕子(ヒツ)と名けて居た。

寢殿は通常、南向きに建て、その東、西、北、の三方に對屋を作り、東西對屋から、渡廊を渡つて南へ行くと、鉤殿に達する。鉤殿は池に臨んで居る。その池は寢殿の前方に鑿たれて居るので、池の中には、島が築かれ、池の附近には山を造り、樹木を植え、石を疊み、瀧を落しなどして、巧みに、自然の景色を模倣したものである。而して、東西とも、渡廊の中程に中門を備へ、方四十丈の外圍は、土牆、または、板垣で圍ひ、四面、各々、垣の中央に、表門を備へ、西面の門が最も大きいのであつた。

これは貴族、公卿、等、上流の普通の邸宅の構造で、特種なものが、特種な邸宅を構へたことは勿論である。

第二、彫刻術。藤原氏は、世々、佛教を尊信し、佛寺を建立したことは少くない。随つて、之に適應せる飾り付け、及び、佛像の彫刻は、益々、盛大となつて、斯道も著く進歩し、定朝(けいし)のやうな名人が出て、道長の爲に、法成寺(ほつせい)の佛像を刻んだ。

第三、蠶業、製絲。應神、雄略、繼體、孝徳の朝、特に蠶業を奨励なされたことは、日本書記に記してあるが、桓武天皇以來、斯業は益々、盛大に行はれ、延喜の頃には、上絲國として、十二ヶ國、中絲國として、二十五ヶ國、鹿絲國として、十ヶ國、が列擧されて居る。即ち、日本全土、六十六ヶ國の内、四十八ヶ國は、多少は兎も角、蠶業製絲の地となつたのである。

第四、製紙。僧曇徴が、推古の朝に、始て、高麗から、製紙法を傳へ、奈良朝に於いて、既に、紙の使用が盛んになつて、邦人特得の製紙法を發明するに至つた。即ち、灰汁を加へて、原料を煮、植物の粘液を加へて、紙を漉くやうになつた。此の紙は、支那のとは製法を異にし、支那紙よりも、一層、堅硬の質を備へた。平安朝になると、製紙の法が、各地方に擴まつて、益々、盛大に起つた。

第五、染織術。これまた、奈良時代から、進歩し來り、平安朝になると、朝廷の恬熙と、貴族の安泰とにつれて、自然、長足の進歩をなし、かの夾纈、纈纈、蕩纈の外、更に、はなだいろ、紫、すあを、あゐいろ、黄、から、れなゐ、みどり、などの染法が發明されて、色彩、燦爛の美を示すやうになつた。されば、それに伴つて、衣服の織り方の進歩すべきは當然で、前項に述べた蠶業の進歩があつて、益々、精緻、巧麗の品を出し、絹純はいふ迄も無く、羅、綾、錦の機業も漸次、盛大を來した。延喜式に、四窠綾、大暈綯、穀皮、蟬形裙、腰綿、葡萄地、線納錦、紺幄、など、種々の染織品を記載せるを見ても、如何に、機業が盛大になつたかを知ることが出来る。

第六、武器の精鍊。刀劍の鍛鍊、馬具の製造も、天慶の亂、このかた、愈々、盛大に赴き、製革の業も、興起し、此等の工藝で名聲を博したのも少くない。特に、刀劍の鍛鍊には、名人が輩出し、安綱(やすなご)、眞守(まもり)、安房(やすらふ)、貫成(つらなり)、文壽(ふみとし)、正恒(ただつね)、宗近(むねちか)、有國(ありくに)、などは後世に重んぜられて居る。

第七、衣服、裝飾、遊戯。服装もまた、頗る、優美となり、男子は上部に袍直衣(ほろぢな)を着し、下部の指貫(さし) (奴袴とも書す)、大口(おほくち) (袴の類)等を穿ち、女子は十二單衣(じふにさんい)、表着(うわぎ)、

紅袴(ベニハカマ)、唐衣(カウロウ)、若くは小掛(コカケ)などを着け、象牙の櫛、紅粉(ベニ)、白粉(オシロイ)などで、容色を飾り、外出の時は、男子は飾太刀(カササリ)などを従者に捧げさせ、或は、輿に乗り、或は、車に上り、又は馬背に跨がった。女子は、出車(シラシラ)、絲毛車(イトカマ)、網代車(イトヨロ)等に乗し、貴族社會は、一般に、裝飾、宴遊を事とし、その嗜好の雅興には、詩歌管弦の樂、子日の遊、騎射、放鷹の遊獵、鬪鷄、圍碁、双六、相撲などがあつた。

第六章 高麗、刀伊の入寇、平忠常の亂 前九年の役

天慶の亂このかた、地方の武人豪族は、益々、跋扈を逞うし、何れも、私有地を増殖して、子弟に分封し、それごとく、その居住の地名、若くは職名によつて家號を附けた。それから家名(ヤミ)を苗字(ミヤ)と云ふやうになつた。例へば平貞盛の子孫で、常陸大椽を世襲したものは大椽氏(オホウヅ)と稱し、平維茂の子孫で秋田城介となつたものは城氏(ウヂ)と云ひ、平良文の子孫で、相模に居たものに三浦氏、鎌倉氏、などがあり

下總に居たものに千葉氏があり、嵯峨源氏の後で、攝津の渡邊に居たものに渡邊氏があり、肥前の松浦に居たものに松浦氏があり、清和源氏の後には新田氏、足利氏が出て、後、又た、更に分れて、足利氏から、細川、今川、吉良、斯波などの諸氏が現はれ、新田氏から、里見、山名、徳川の諸氏が出た。藤原氏の子孫でも、地方に出て、武人や豪族となつたものが、なか／＼多く、宇都宮、小山、那須、伊達、佐藤、近藤、遠藤、武藤、佐野、結城、の諸氏は關東に現はれ、大友、少貳の諸氏は鎮西に著はれた。勿論、茲に列舉せる諸氏の多くは、源平交争時代以後に顯はれたものであるが、平安朝の末期に、既に、名を成したのもあつて、地方には、大名小名が、到る處に跋扈し、國郡を分有して、互に雄を争ひ、私闘の絶えることなく、恰も、群雄割據の形勢となり、武人の勢が、陰然、天下を動かす程になつて居た。この時、高麗や、刀伊の賊が鎮西に入寇したり、平忠常が常陸に反したり、安倍頼時が奥州に割據して、朝命を奉じなかつたりして、流石に詩歌に耽り、遊興を貪つて居た平安朝の帝都も、漸く、四方の多事に、太平樂の夢から覺めなければならなくな

つた。

重要事項……○支那の形勢○朝鮮の形勢○高麗の入寇○刀伊の入寇○平忠常の反
○前九年の役

著名人物……○趙匡胤○藤原隆家○對馬守遠晴○藤原理忠○平致行○大藏種材○
藤原明範○藤原實資○平忠常○平直方○源賴信○源賴義○安倍忠賴○安倍賴時○
安倍貞任○安倍宗任○源義家○安倍富忠○清原武則

○支那の形勢 遣唐使が廢止されてから、支那との外交は絶えたが、間もなく(皇紀一五六七
年、醍醐天皇延喜七年)、唐が亡びて、支那は五代の亂となり、五十餘年の紛争があつて、皇紀一六
二〇年(村上天皇天德四年)、趙匡胤が現はれて、大亂を鎮定し、國號を宋と改めた。それから、
宋は二百六十餘年の間、支那を一統して居たが、唐末の頃から、北方に屈起せる契丹の勢が、漸
く、強大となり、宋は毎にこの蠻族に苦められ、唐のやうな大勢力を振ふことが出来なかつた。
○朝鮮の形勢 新羅、及び、渤海は、共に、唐に朝貢し、我國とも、平安朝の初までは、交通し
たが、唐が衰へると、兩國、共に、獨立して、勢を振つた。その時、高麗の遺民、等が奮起して、

故王の血統を受けた、王建を奉じて、國を建て、漸次、故地を收拾して、復た強大となり、皇紀
一五九五年(朱雀天皇承平五年)、遂に新羅を滅して、その勢が益々、強く、獨り朝鮮半島を統一
したばかりでなく、更に、北侵して、渤海を征服した。されど、支那に對しては、常に、臣と稱
し、相尋いで、五代の制を受け、また、宋に朝貢して、其正朔を奉じたが、契丹が勢を得て、高麗
の西邊を略したから、遂に宋と絶つて、契丹の年號を用ひ、鴨綠江を境界として、相侵さない約
束をした。

○高麗の入寇 その後ち、高麗は泰平が續いて、國が富んで來たから、圓融天皇の時、使者を
太宰府に送り、また、一條天皇の時にも、使者を送つた。我朝廷では高麗が異圖を抱くことを疑ひ、
その使を却けたが、彼は果して、來寇した。そこで、太宰府は兵を發して、撃つて三十餘人を捕
へた。然るに三條天皇の世に、藤原隆家(道隆の子、伊周の弟)が眼疾に罹り、宗醫に就て治療する
の目的で、自ら願つて、太宰帥となつた時、高麗が、また、鎮西を侵したから、隆家は兵を遣つ
て、彼軍を殲滅した。

○刀伊の入寇 尋いで、紀紀一六七九年(後一條、寛仁三)、刀伊の賊が、突然、對馬、壹岐を侵略
して、筑前に逼つた。刀伊は朝鮮の北に接する渤海の一部の民族で、當時、高麗に屬して居たも

のである。對馬守遠晴(ハシ) (姓を闕く)は、防ぐことが出来ないで、太宰府に通れ、壹岐守藤原理忠(タカ)は、難に殉じた。そこで、隆家は病を力めて、戰略を運らし、府僚、平致行(ユキキ)、大藏種材(キタキ)藤原明範(アサキ)、等を遣り、撃つて、大に賊を破り、捷を京都に報じた。然るに朝廷では、官命の至らないのに兵を發したと云ふ理由で、賞與に躊躇したが、藤原實資(スサキ)が論争して、遂に之を賞した。而して、高麗は、大に、我國威を恐れ、悉く、浮虜を送還して、罪を謝したから、西邊は是から、無事となつた。

○平忠常(ツネ)の反 忠常は、將門の叔父、良文の孫で、東國に居り、勇猛で武士の長を以て、自ら許し、上總介に任ぜられ、退官の後も、勢が甚だ強大なのに自惚れて賦役に服せず、威を兩總に振つて居たが、紀元一六八八年(後一條長元元)、遂に、謀反した。朝廷では平直方(ナカ)を遣つて追討させたが、賊の勢が甚だ猛烈で、三年を経ても功を奏さなかつた。そこで朝廷では更に甲斐守、源頼信(ヨシ)に勅して、之を討たせられた。頼信は諸軍の集まるをも待たず、自分の子、頼義(ヨシ)と、共に、發足した。忠常の城は、下總の海岸にあつて、海水を引いて、防禦に備へ、悉く、附近の船を收めて、要害堅固に構へて居た。頼信は、人をして淺瀬を探らせ、忠常の怠慢に乗じ、急に海水を渡つて、襲撃すると、忠常は狼狽して、降参した。頼信は、その功で鎮守府將軍に任ぜ

られたが、その子、頼義、その孫義家、相續いで、將略があつて、東國武人の棟梁となつた。

○前九年の役 坂上田村麿が蝦夷を征服してから、奥羽地方には、夷族と、王民と雜住し、夷族を夷俘と云ひ、王民を俘囚と云つて、區別を立て、居たけれど、別段の衝突も起らないで、暫くは無事であつた。然るに、藤原氏が朝政を獨占してから、王化はこの邊土に及ばなくなつて他の地方と同じく、豪族が割據する様になつた。即ち、大彥命の後裔に當る安倍氏が、陸奥に居て、その地方の豪族となり、一族が東北に蔓延した。中にも、安倍忠頼(ヨシ)は俘囚の長となつて、勢強く、その子頼時(ヨシ)は陸奥を横行し、人民を劫掠し、各部落を征服して、遂に、伊澤、和賀、江刺、稗秣、志波、若手の六郡を併有し、その領地は、西、白河關から、東、率土濱(ツツガ)に至り、中央の要害に、衣川、關を構へて、兵備をなし、海陸を跨有して、資産は豊富であつても、貢賦を輸さず、徭役にも服しなかつた。よつて、紀元一七一六年(後冷泉天喜四)、國守藤原登任(ツツ)等は彼を征伐したけれど、却つて、敗れた。そこで、朝廷は源頼義を陸奥守、兼、鎮守府將軍として、之を討たせられた。その時、頼時の部下、安倍富忠(トモ)が官軍に屬したから、頼時は彼を説いて、味方しようと思つて、自分で、富忠の宅を訪問した時、富忠は、伏兵を設け、亂射させて、頼時を斃した。然るに、頼時の子貞任(ツツ)は驍勇、父に勝り、屢々、官軍を苦め、特に鳥海の戦では、大風

雪に乗じて、急に、官軍を攻めて、大に之を破つた。頼義の人馬は或は戦死し、或は凍斃して、残つたものは僅に六騎となつた。その時、頼義の長子義家(八幡太郎と云)は縦横に奮戦して、纒に、賊を退けたが、貞任の勢は益々振ひ、連りに、官物を侵奪した。此時の出羽の俘囚の長、清原武則は多く兵を養つて形勢を傍觀して居たから、頼義は大義名分を説き、且つ、厚い賂を贈つて招いたから、武則は遂に官軍に應じ、部下萬餘人を率ゐて來り援けた。頼義は、武則等と謀つて、兵を七隊に分け、紀元一七三二年(後冷泉康平五)進撃運動を起し、累りに、諸柵を陥われ、衣川、關を取り、鳥海、柵を抜き、遂に厨川(カキヤ)、柵に逼つた。此地は要害堅固で、貞任の最後の根據であつたから、賊は死を決して、守つて居た。頼義は兵力で攻め取ることが難いと知つて、民家を壊つて、墮を填めさせ、火を柵に投じた。幸に、その時、風力が盛んで、火勢が強くと知つて、が天を庇ひ、樓櫓が皆な焚け落ちたので柵中は大混亂となつた。そこをつけ込んで、官軍が急に攻め寄せ、あらし、賊兵を殲滅し、貞任を捕へて、之を斬り、その弟宗任(タネ)等を降参させた。頼時の反いた時から數へると、足掛け、九年になるから、之を前九年の役と云ひ、源氏の威名は、是から、益々、顯はれて來るのである。

第四期 院政時代

紀元一七二九より
同 一八四五まで

紀元一五一八年、清和天皇の初、藤原の良房が攝政となつてから、政權が臣下に移り、攝政、若くは、關白が勝手な政を施して居たことが、二百十年であつた。然るに、紀元一七二八年、後三條天皇が位に即き、痛く藤原氏を抑へ、親ら機務に當り給ひ、次の白河天皇が、また政を親らなさつたばかりでなく、讓位の後、上皇となつて、政を院中に聽かれ、次に鳥羽天皇が、同じように、上皇となられてから、院政を施し給ひ、その次には後白河天皇が、矢張り上皇となられて後に、院政を布かれ、堀河天皇から、後鳥羽天皇に至るまで十代、百餘年間、白河、鳥羽、後白河三上皇の院中政治であつた。そこで此百餘年間を院政時代と云ふのである。

皇位繼承第四表

後三條(七二)―白河(七三)―堀河(七三)―